Ⅱ 市における子ども・子育て事業の概要

1　市の人口ビジョン

平成 27 年 10 月に「尼崎人口ビジョン」が示された。「尼崎人口ビジョン」は後述する「尼崎版総合戦略」を検討するに当たっての基礎資料となっている。

そこでは、国勢調査を基に、市の総人口を捉えるとともに、自然増減として市における出生・死亡数の推移や、市における合計特殊出生率の推移および市における女性の未婚率を分析するとともに、主に市民へのアンケートを基にして社会増減としての転入・転出の動向を捉えている。

市の総人口の推移および年齢四区分別人口と構成比の推移については、下図のとおりである。

【市における総人口の推移】

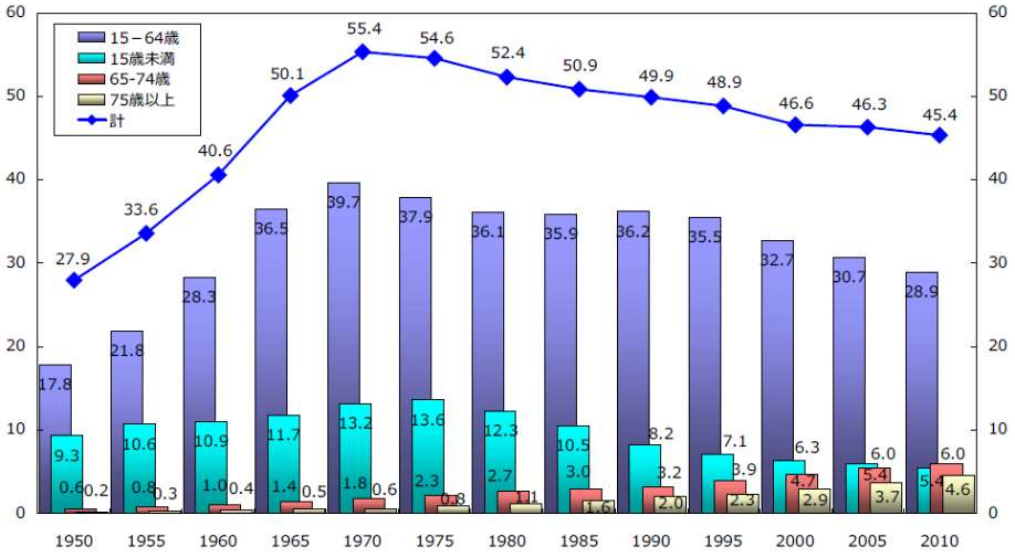

（資料）総務省「国勢調査報告」

【市における年齢四区分別人口と構成比の推移】

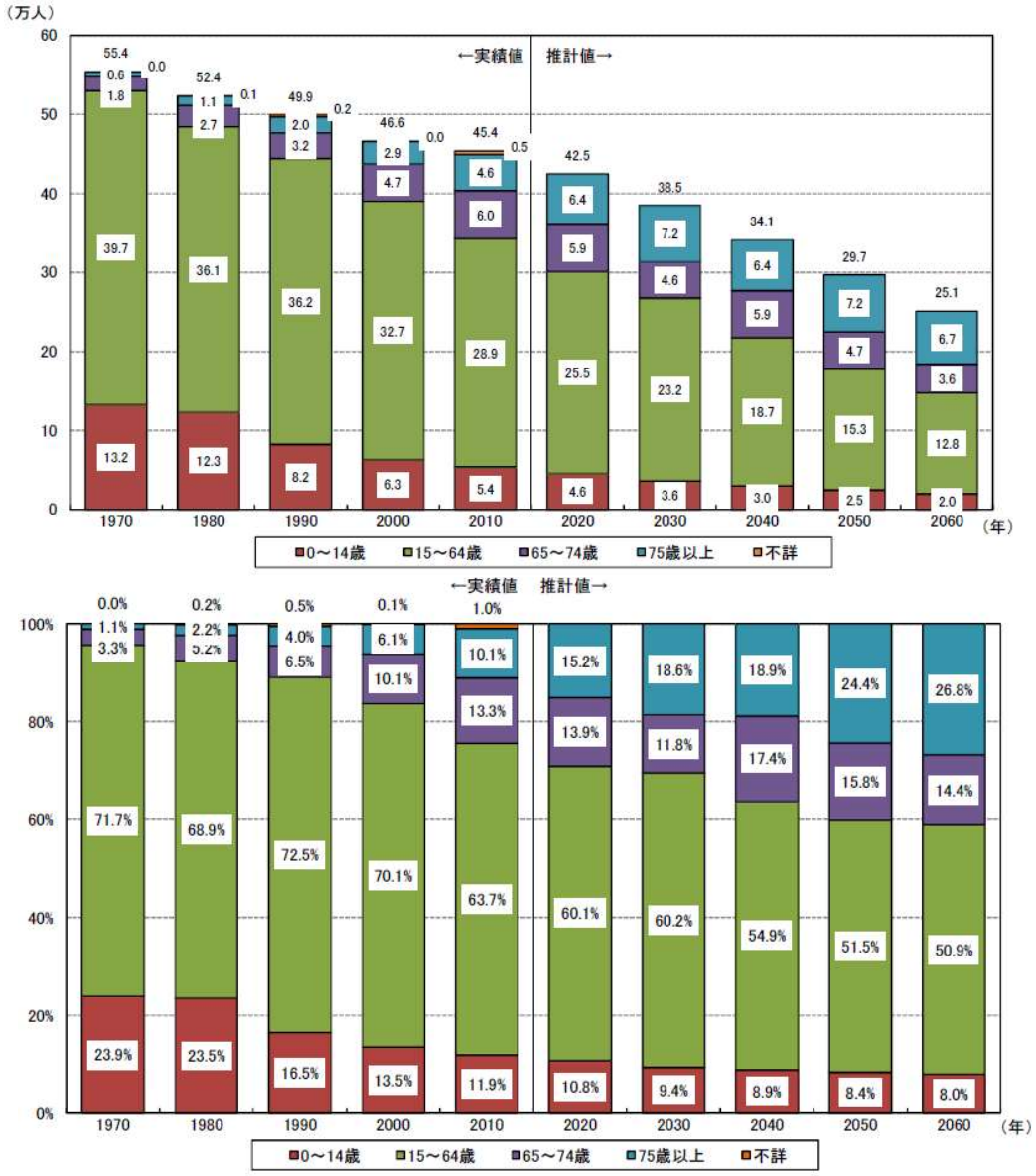

（資料）総務省「国勢調査報告」国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

自然増減については、出生・死亡数の推移は下図のようになっており、平成 21 年度以降、死亡が出生を上回る自然減少の状態となっている。

【市における出生・死亡数の推移】

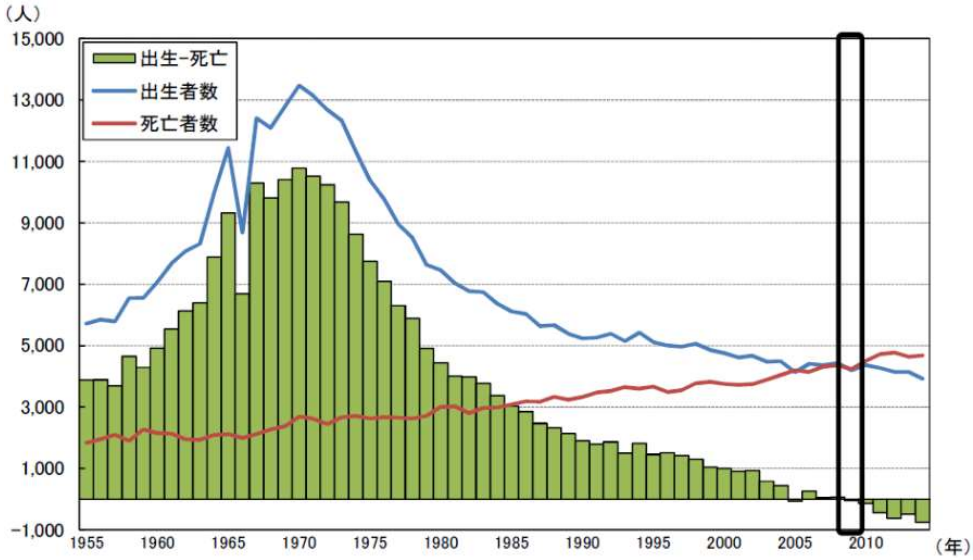

（資料）尼崎市「尼崎市統計書」

また、市における合計特殊出生率は、全国や兵庫県の平均よりも高い傾向にあるものの、国が示している人口規模を維持していくために必要される 2.07（“人口置換水準”という）とは乖離している状態となっている。

【合計特殊出生率の推移（ベイズ推定値）】

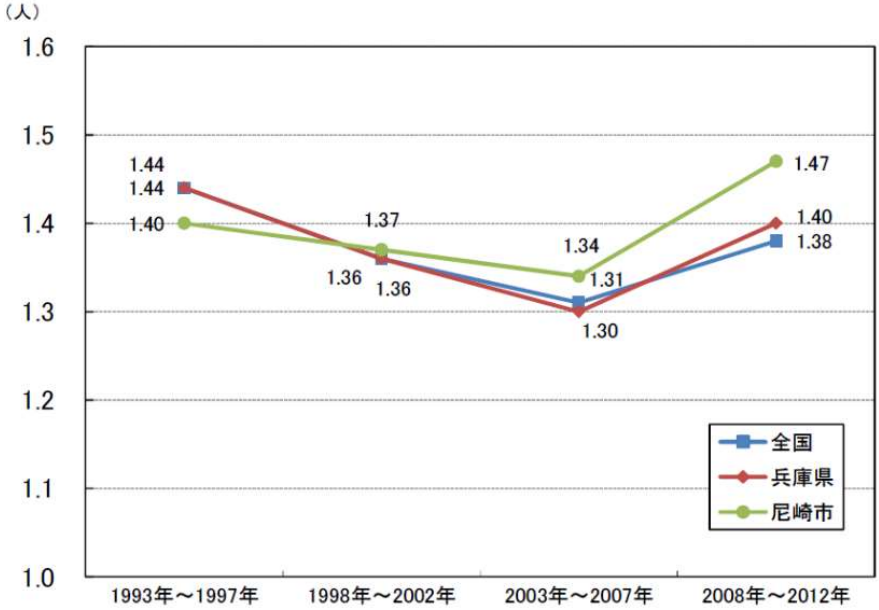

（資料）厚生労働省「平成 20～24 年 人口動態保健所・市区町村別統計」

市における女性の未婚率は、年齢層が高くなるにつれ、全国や兵庫県よりも高くなる傾向がある。なお、「未婚」とはこれまでに結婚をしたことがない人のことで、離別や死別により現在独身という人は含まれない。

【市における女性の未婚率（平成 22 年）】

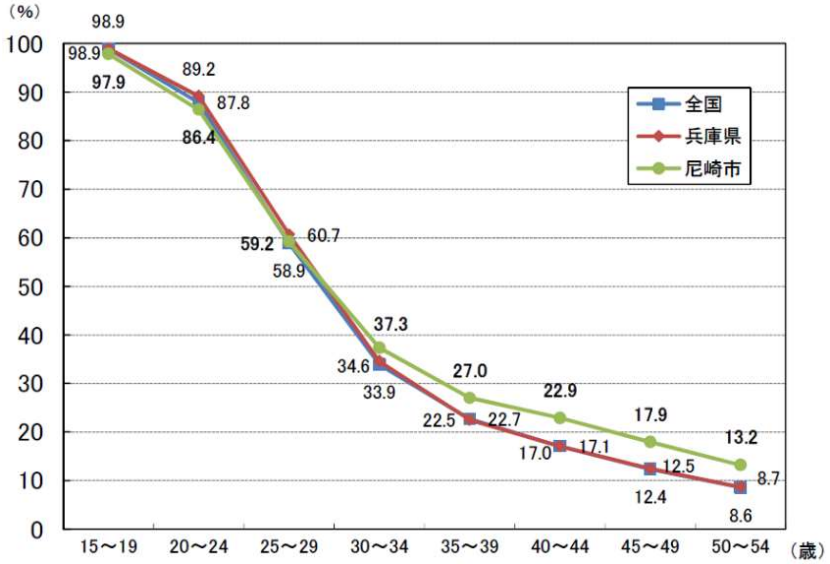

注：「未婚」とはこれまでに結婚したことのない人のことで、離別や死別により現在独身という人は含まれない。
資料：総務省「国勢調査報告」

次に、社会増減として転入・転出の状況については、市では 1960 年代までは転入超過であったところが、1970 年代には年間 1 万人にもおよぶ大幅な転出超過となった。その後も転出超過が続いているが、近年転出超過による減少は少なくなっており、平成 22 年以降は小幅な転出超過にとどまっている。

【市における転入・転出の推移】

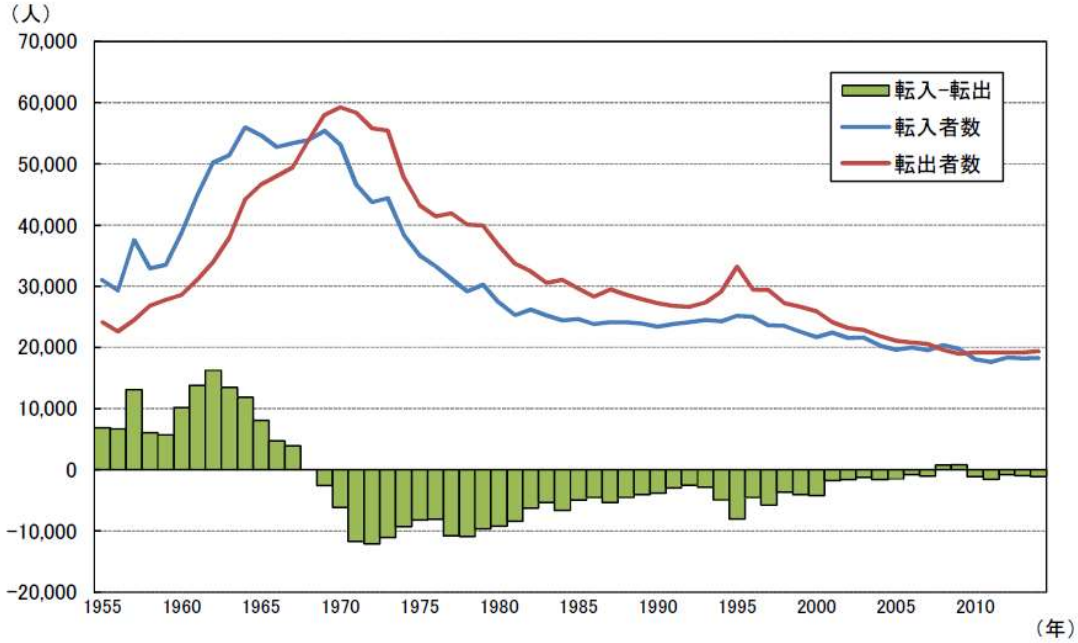

（資料）尼崎市「尼崎市統計書」

ただ、年齢区分別の転入・転出の現状は、平成 25 年における市の年齢 5 歳階級別純移動数のグラフによれば、15 歳以上 29 歳以下は転入超過となっているが、14 歳以下の層と 30 歳～40 歳代といういわゆる子育て世代とその子どもたちは転出超過となっている。この転出世帯は、西宮市や伊丹市などの近隣市に転出している傾向が見られ、この世代の転出超過をどのように食い止められるかが政策の目的達成の目安となると思われる。

【平成 25 年における市の年齢 5 歳階級別純移動数】

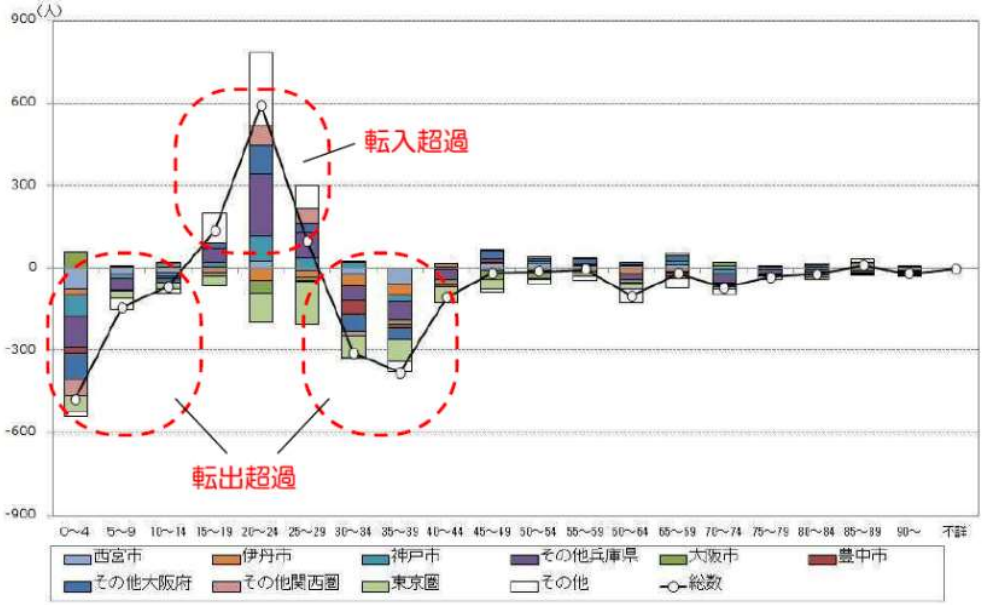

（資料）総務省「住民基本台帳人口移動報告」

市は、近年のこれらの人口動向を勘案し、将来の人口推計を行っている。その推計は、基本推計として国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の人口推計結果を利用し、下記シミュレーションを行うことにより行っている。

・シミュレーション 1；出生率回復

国の長期ビジョンでの前提、つまり、2030 年までに国民希望出生率 1.8、さらに 2040 年までに人口置換水準に相当する 2.07 間で回復するケース。

・シミュレーション 2；社会増減なし

市の転出超過が解消するケース。

・シミュレーション 3；希望出生率が実現し、人口置換水準に回復した場合

自身の希望とする数の子どもを持てるケースを想定し、2030 年に希望出生率 1.74 となり、その後国の長期ビジョンで示しているとおり 2040 年に 2.07 まで上昇するケース。

推計シナリオのポイントをまとめると下表のようになっている。

	基本的な考え方	出生率	社会移動
基本推計	社人研の推計に準拠 直近年次のみ住民基本台帳の実績値で補正	1.25前後で推移	2020年までに、2005⇒10年の半分程度の比率に縮小
シミュレーション1	基本推計のシナリオから、出生率のみ回復	2030年に1.8 2040年に2.07まで回復	基本推計と同じ
シミュレーション2	基本推計のシナリオから、社会移動がない状態を想定	1.25前後で推移 （基本推計と同じ）	社会移動は発生しない
シミュレーション3	尼崎市民の希望とする出生率が実現した後、国の目標水準まで回復。 ファミリー層の転出超過が解消	2030年に1.74 2040年に2.07まで回復	ファミリー層に相当する世代の転出超過が、2020年までに半減。 2025年以降は発生しない（他の年代は基本推計と同じ）

【市における将来推計人口】

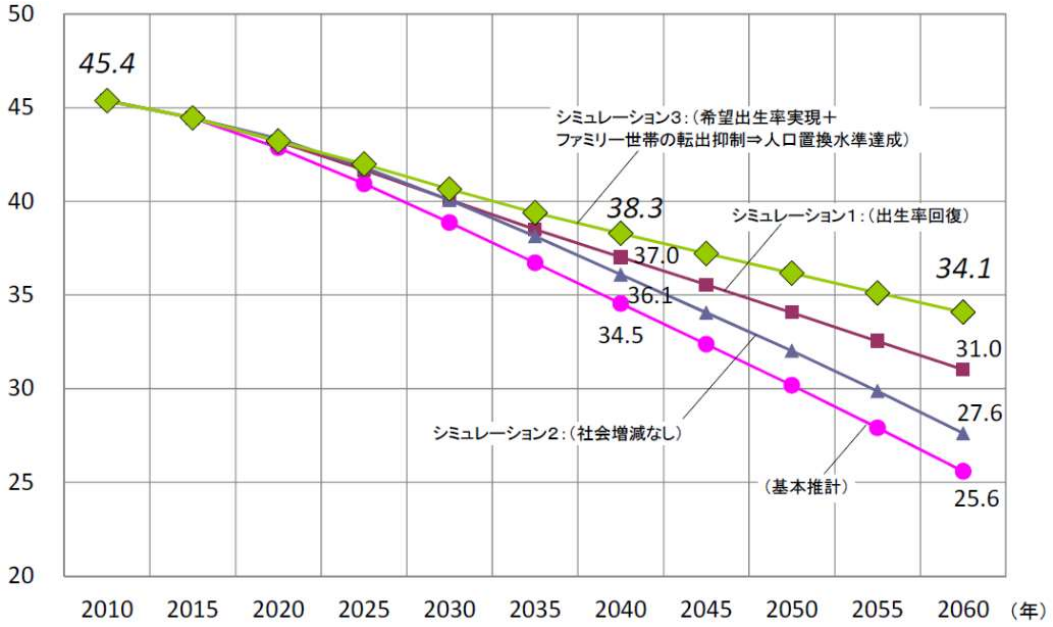

最も変化が緩やかなシミュレーション 3 の場合では、2010 年の 45.4 万人から 2060 年には 34.1 万人に減少すると想定されているが、一番厳しい変化として想定されている基本推計によれば、2060 年には 25.6 万人となると想定されている。

関西都市部である市において上記傾向が示されていることについては、非常に深刻に受け止め、活力ある市政を維持するために、人口減少を緩和する施策を重点政策として実施する必要がある。

市においても、実施する子ども・子育て支援は、人口減少を緩和するための最重要施策として捉えており、各種施策を実行することで実現したいと考えている。

２　市における子ども・子育て事業の位置づけ

（１）尼崎市総合計画

市はこれまで４次にわたって、「基本構想」を策定し実践してきた。第４次の基本構想は、2025 年のあるべき姿を定めるべく、1991 年に策定された。

しかしその後、市を取り巻く環境が大きく変化してきており、1995 年の阪神・淡路大震災からの復旧・復興、第４次基本構想の策定時に重視された都市の課題や景気対策として行われた都市基盤の整備、さらには長期にわたる国内の景気低迷等の影響を受けた財政状況の悪化など、基本構想策定時には想定されなかった状況となった。

今後も少子化・高齢化の一層の進行が見込まれているため、税収の増加は期待しにくく、また、高齢化に伴う医療や介護といった社会保障関係の費用は増大することは容易に予測できる。このように、情勢の変化が激しいなかで、これまでの経験を基に将来を予測することは難しい状況になっていると市は分析している。

また、地方分権改革が進められる中で、市は全国的な改革の流れも積極的に捉え、市の将来の「ありたいまち」の姿を示す「まちづくり構想」と、それを実現させるための取り組みを示した「まちづくり基本計画」を一体とした、「尼崎市総合計画」を策定している。当該計画の対象期間は、平成 25 年度から、当面の 10 年間を見据えたものとなっている。

「まちづくり構想」として、「市民、事業者の皆さんと行政とで共有していきたい」とする“ありたいまち”と「「ありたいまち」をめざして、まちづくりを進めていく上での基本的な姿勢」として“まちづくりの進め方”を示した上で、その実現に向けた手段として「まちづくり基本計画」を前期計画５年間と後期計画５年間について立案しており、その実現に向けた具体的手段として、“まちづくり基本計画を踏まえた事業展開”として予算を立てて各施策を実施する体系を指している（以上、引用文書は「尼崎市総合計画」より）。

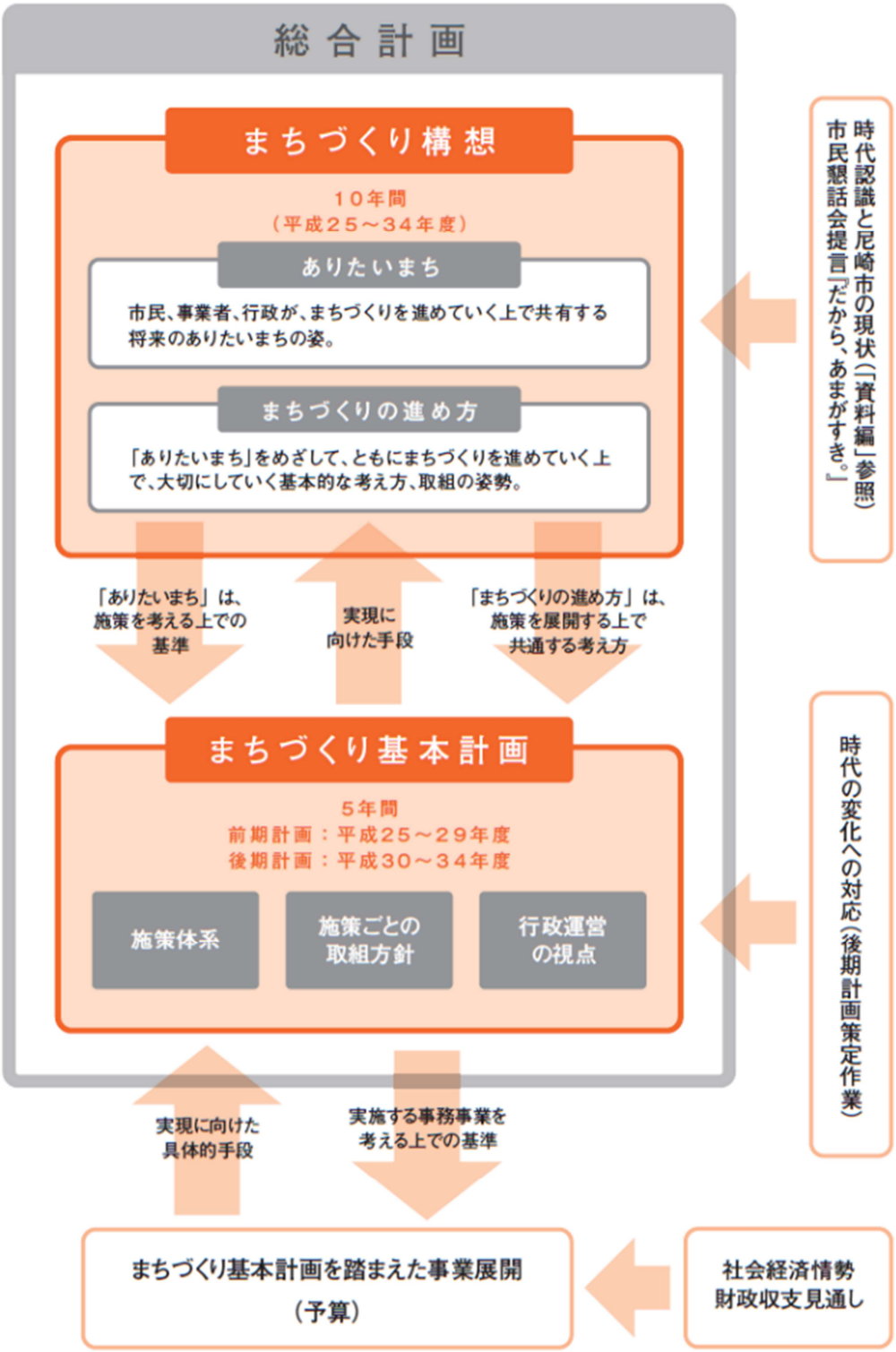

施策体系マトリックス（「ありたいまち」と各施策の関係）は下記参照のこと。

【施策体系マトリックス（「ありたいまち」と各施策の関係）】

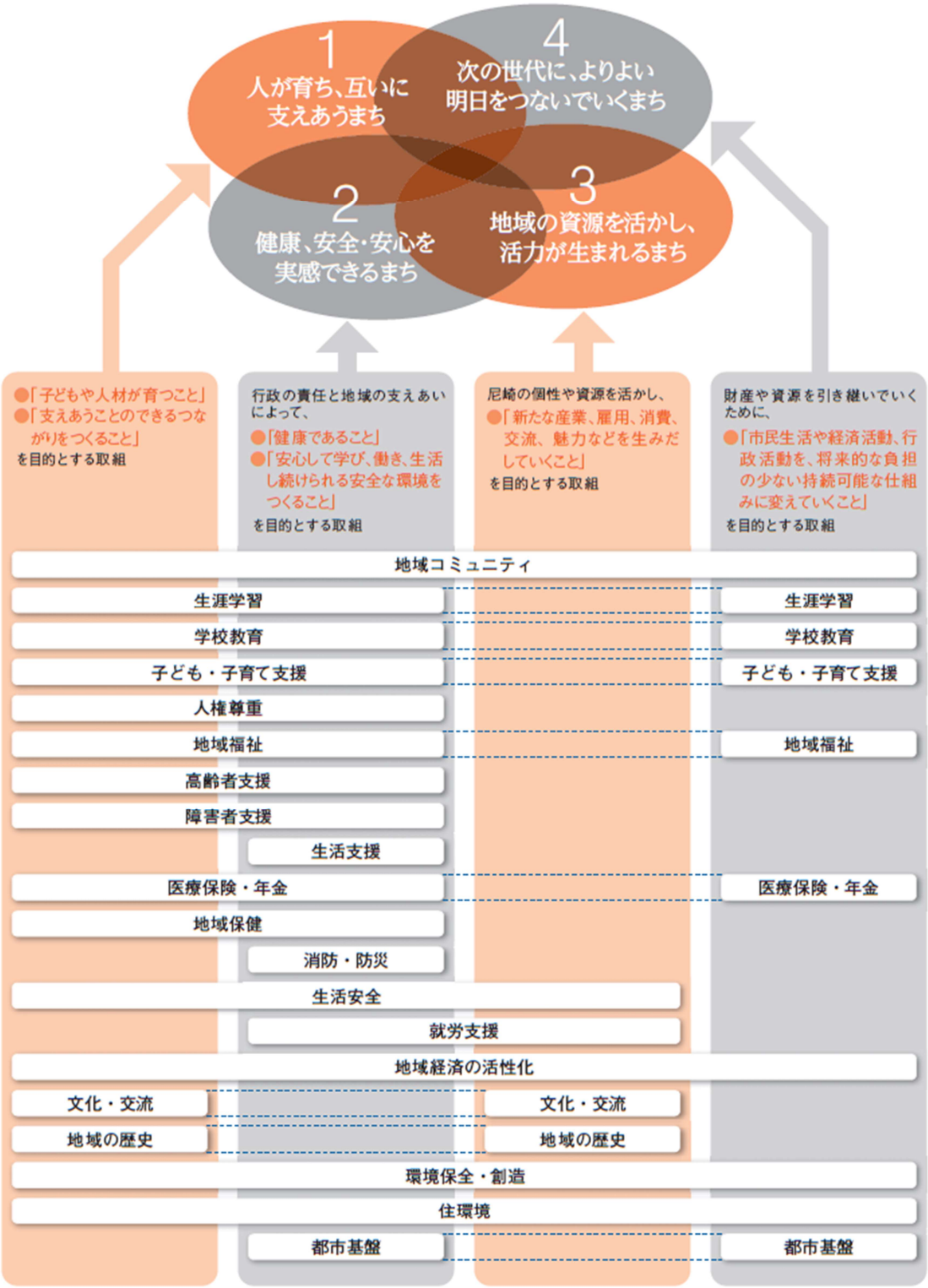

「まちづくり基本計画」では、「行政が仕事を進める上で、４つの「ありたいまち」それぞれにおいて、施策間で十分に連携を図り、効果的にまちづくりを進めていくことが必要」として、「４つのありたいまちと主要取組項目」が示されてお

り、「主要取組項目」について各２つの取り組み内容が示されている。その計画を構成する施策名称と施策の展開方向の一覧が、「尼崎市総合計画」に示されている。

【まちづくり基本計画を構成する施策名称と施策の展開方向の一覧】

	施策名称		施策の展開方向	ありたいまち			
				(1)	(2)	(3)	(4)
1	【地域コミュニティ】みんなの支えあいで地域が元気なまち	1−1	多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。	○	○	○	○
		1−2	子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。	○	○		
		1−3	市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。	○			○
2	【生涯学習】生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	2−1	市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。	○			○
		2−2	健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。		○		
		2−3	生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。	○	○		
3	【学校教育】教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち	3−1	確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。	○	○		○
		3−2	子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。	○	○		
		3−3	地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。	○			
4	【子ども・子育て支援】健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	4−1	家庭における子育て力を高めます。	○	○		
		4−2	子どもの主体的な学びや行動を支えます。	○			
		4−3	地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。	○	○		○
5	【人権尊重】人権文化の息づくまち	5−1	市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。	○			
		5−2	市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。	○			
		5−3	人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。		○		
6	【地域福祉】誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち	6−1	小地域福祉活動を活発にします。	○			
		6−2	地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。		○		
		6−3	専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。		○		○
7	【高齢者支援】高齢者が地域で安心して暮らせるまち	7−1	元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。		○		
		7−2	地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。	○	○		
		7−3	積極的に地域とかかわることができるよう支援します。	○	○		
8	【障害者支援】障害のある人が地域で自立して暮らせるまち	8−1	地域での在宅生活を支えます。	○	○		
		8−2	適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。		○		
		8−3	障害のある人の社会への参加を促進します。	○	○		
9	【生活支援】生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち	9−1	支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。		○		
		9−2	生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。		○		
		9−3	生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。		○		
10	【医療保険・年金】医療保険で健康な生活を支えあうまち	10−1	支えあいで健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。	○	○		○
		10−2	生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。		○		○

	施策名称		施策の展開方向	ありたいまち			
				(1)	(2)	(3)	(4)
11	【地域保健】 いきいきと健康に安心して暮らせるまち	11−1	ライフステージに応じた健康づくりを支援します。	○	○		
		11−2	適切な医療体制の確保に努めます。		○		
		11−3	健康危機管理体制の確立に取り組みます。		○		
12	【消防・防災】 消防・防災体制が充実した安全・安心のまち	12−1	阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。		○		
		12−2	大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実します。		○		
		12−3	地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努めます。		○		
13	【生活安全】 生活に身近な安心を実感できるまち	13−1	地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。	○	○		
		13−2	身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。		○	○	
14	【就労支援】 能力を活かし、いきいきと働けるまち	14−1	企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。		○	○	
		14−2	就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます。		○		
		14−3	多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。		○		
15	【地域経済の活性化】 地域経済の活性化によるにぎわいのまち	15−1	地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高めます。			○	
		15−2	環境と共生する持続可能な社会経済活動をめざして、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます。	○		○	○
		15−3	地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します。		○	○	○
16	【文化・交流】 人をひきつける魅力があふれるまち	16−1	地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高めます。	○		○	
		16−2	まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します。			○	
		16−3	地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進します。			○	
17	【地域の歴史】 歴史遺産を守り活かすまち	17−1	文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します。			○	
		17−2	地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます。	○		○	
		17−3	住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力を分かりやすくしっかりと伝えていきます。	○			
18	【環境保全・創造】 環境と共生する持続可能なまち	18−1	環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化します。	○		○	
		18−2	地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。		○	○	○
		18−3	身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。			○	○
19	【住環境】 暮らしやすく快適な住環境を備えたまち	19−1	市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていける環境づくりを進めます。	○	○		○
		19−2	快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。		○	○	○
20	【都市基盤】 安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち	20−1	都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。		○		○
		20−2	地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。		○		○

ありたいまち
(1) 人が育ち、互いに支えあうまち
(2) 健康、安全・安心を実感できるまち
(3) 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
(4) 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

（２）尼崎版総合戦略

前述の「尼崎人口ビジョン」の箇所でも触れたように、「尼崎人口ビジョン」は「本市の実情に応じた今後５か年の取り組みの方向性を示す「尼崎版総合戦略」を検討するにあたっての基礎資料」になっている。「尼崎人口ビジョン」第Ⅴ章において、尼崎版総合戦略に向けた視点として下記５つが示されている。

1. 子育て世代の転出超過の解消
2. 出生数減少への対応
3. 超高齢社会への対応
4. 人口構造の変化への対応
5. 本市の特徴を活かす

これらのうち、子ども・子育て支援に関する視点は1．2．が該当する。

そして、市では平成25年度から、「尼崎市総合計画」を進めており、その中では「行政が仕事を進める上で、４つの「ありたいまち」それぞれにおいて、施策間で十分に連携を図り、効果的にまちづくりを進めていくことが必要」として、「４つのありたいまちと主要取組項目」が示されており、「主要取組項目」について各々「政策分野」が示されている。

また、国においても人口減少への対応が急務であるとして、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」に基づく、今後５年間の目標や施策の基本的方向、具体的施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（国の総合戦略）を閣議決定したことを受けて、「地方版総合戦略」を策定するよう努力目標が示された。国としては、地方自らが考え、責任を持って総合戦略を推進していく際には、地方に対して情報支援・財政支援・人的支援を切れ目なく展開するとしている。

これを受けて市では、「尼崎市総合計画」と行財政改革計画「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」を進めており、これらは従来の歳出抑制に重きを置いた「量の改革」から、都市の体質転換を図り、総合計画で描く“ありたいまち”を目指した「質の改革」へと取り組みを進めるものと「尼崎版総合戦略」で説明している。

地方版総合戦略（＝尼崎版総合戦略）の策定にあたっては、これらの市の取り組みを促進する効果が期待できることから、総合計画を基に、まち・ひと・しごとの分野に焦点を絞ったアクションプランとして策定している。

「尼崎市総合計画」と「尼崎版総合戦略」の関連および「子ども・子育て支援」の位置づけ（黒抜き箇所が該当）は、下表のようになっている。

<「尼崎版総合戦略」を基に筆者作成>

尼崎市総合計画			尼崎市総合戦略					
			6つの政策分野					
4つのありたいまち	主要取組項目	主要取組項目の内容	① 子ども・子育て支援の充実	② 学校教育・社会教育と人材育成	③ 安心して働ける場の創出	④ 市民とともに取り組む健康寿命の延伸	⑤ シビックプライドの醸成	⑥ よりよい住環境の創出と都市機能の最適
人が育ち、互いに支えあうまち	1，人の育ちと活動を支援する	地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力や学力の向上を図る	■	■				
		市民の力を地域での活動につなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する		■			■	
健康、安全・安心を実感できるまち	2，市民の健康と就労を支援する	生涯を通していきいきと社会に参画できるよう、健康を支援する				■		
		社会とのつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、収量や自立を支援する		■	■			
地域の資源を活かし、活力が生まれるまち	3，産業活力とまちの魅力を高める	社会や地域における新たなニーズに応え、雇用抄出にもつながる事業活動を支援し、地域内の経済循環を図る			■			
		「まちの魅力」の再発見・創出と、戦略的な情報の構築・発信により尼崎の魅力を高める					■	
次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち	4，まちの持続可能性	よりよい住環境の創出に向けた取組を促進する						■
		公共施設の再配置と機能向上を図り、市民活動や災害時の拠点として持続的に活用する						■
3つの基本目標		(1) ファミリー世帯の定住・転入を促進する	★	★	★	★	★	★
		(2) 経済の好循環と「しごと」の安定を目指す	★	★	★		★	★
		(3) 超高齢社会における安心な暮らしを確保する		★		★	★	★

３　市における子ども・子育て事業の担当部局

市における、子ども・子育て事業に関与している担当部局としては、下記部局が該当している。

・こども青少年局（こども青少年部、保育児童部）
・教育委員会事務局（学校教育部、社会教育部）
・健康福祉局（北部保健福祉センター、南部保健福祉センター、保健部）

（１）監査の結論

【指摘】教育委員会事務局およびこども青少年局における共通もしくは類似する事務については、組織を統合することにより事務執行の効率化を図るべきである。

（課題）
教育委員会事務局およびこども青少年局における共通もしくは類似する事務があるが、それぞれの部署で行われており、効率的な事務執行がなされていない。

（現状および背景）

教育認定事務につき、保育園と幼稚園で同様の手続となるが、それぞれの組織で行われている。

同様の事務を複数課で実施することは、効率的ではなく、また、複数課が担当することから、保護者や施設からの問い合わせ等への対応に関し、混乱が生じることになりクレームが生じる要因となる。

また、保育に関する環境は劇的に変化（新制度、無償化）しており、国においても、従前厚生労働省が保育園を、文部科学省が幼稚園を所管するという方向性から、内閣府で統括的に所管するという形になったにも関わらず、市では、特に教育委員会事務局では１課のみで対応しており、職員の増配がなされているわけでもない。今後、無償化による幼稚園での預り保育の増加も予想される。さらに、高校無償化も予定されており、その対応も教育委員会事務局にて必要となり、現状の人員配置では事務対応・市民対応がますます困難となることが考えられる。

（改善方法）

国での所管見直しの流れを受けて、他都市のように、組織を一体化し、利用者目線の効率的な運営を図るべきである。現状、認定事務、給付事務および利用調整を市で行っているが、組織の一体化により当該事務を民間委託するとと

もに、窓口一本化による運営の効率化・市民サービスの向上を図ることも可能と考える。

また、新制度に移行している園情報を管理するシステム（コアラシステム）と新制度に移行していない園等の情報を管理するシステム（ヒツジシステム）の統合を図り、運用コストの低減を図る余地があると考える。限られた人的・金銭的資源の中で、効率的な事務執行を図るため、近隣都市等の教育認定・保育認定を執行する組織形態を参考とし、組織を統合するもしくは事務を移管することによるメリット・デメリットを明らかとし、今後の対応を検討すべきである。

4　市における個別の子ども・子育て事業

市において、子ども・子育てに関する事務事業は、「施策 04　子ども・子育て支援」として整理されている。「施策 04」の個別事務事業は一覧を参照のこと。

事業番号	事業CD	所管		会計別	中事業名称	事業分類	支出済額
		局	所属			H30分類	（千円）
1	303K	こども青少年局	こども福祉課	01	すこやかプラザ指定管理者管理運営事業費	施設管理運営	48,732
2	303M	こども青少年局	こども福祉課	01	すこやかプラザ指定管理関係経費	施設管理運営	549
3	3D2K	こども青少年局	こども福祉課	01	病児病後児保育事業費	ソフト事業	38,982
4	3D41	こども青少年局	こども福祉課	01	児童手当給付関係事業費	法定事業	7,037,910
5	3D45	こども青少年局	こども福祉課	01	児童扶養手当給付関係事業費	法定事業	2,211,432
6	3D48	こども青少年局	こども福祉課	01	母子家庭等自立支援給付金事業費	ソフト事業	32,784
7	3D4A	健康福祉局	福祉医療課	01	乳幼児等医療費助成事業費	ソフト事業	899,857
8	3D4K	健康福祉局	福祉医療課	01	母子家庭等医療費助成事業費	ソフト事業	138,012
9	3D4M	健康福祉局	福祉医療課	01	こども医療費助成事業費	ソフト事業	109,209
10	3D6K	こども青少年局	こども福祉課	01	神戸婦人同情会等補助金	補助金・助成金	1,010
11	3D71	こども青少年局	こども福祉課	01	交通遺児激励事業費	補助金・助成金	721
12	3D78	こども青少年局	こども政策課	01	地域社会の子育て機能向上支援事業費	ソフト事業	209
13	3D7D	こども青少年局	こども福祉課	01	子育てサークル育成事業費	ソフト事業	823
14	3D7G	こども青少年局	こども福祉課	01	ファミリーサポートセンター運営事業費	ソフト事業	5,849
15	3D87	こども青少年局	こども福祉課	01	あまがさきキッズサポーターズ支援事業費	ソフト事業	61,435
16	3D88	こども青少年局	こども福祉課	01	「こども安全・安心・便利」情報提供事業費	ソフト事業	1,027
17	3D8J	こども青少年局	こども政策課	01	子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援対策推進行動計画策定事業費	法定事業	5,236
18	3D90	こども青少年局	こども福祉課	01	赤ちゃんの駅事業費	ソフト事業	79
19	3D9M	こども青少年局	こども政策課	01	ティーンズミーティング開催事業費	ソフト事業	51
20	3D9V	こども青少年局	こども福祉課	01	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計繰出金	内部管理事業	1,286
21	3F1E	こども青少年局	こども福祉課	01	母子家庭等地域生活支援事業費	ソフト事業	232
22	3I1A	こども青少年局	こども福祉課	01	指定管理者管理運営事業費	施設管理運営	208,574
23	3Z1S	こども青少年局	児童課	01	地域組織活動育成事業補助金	補助金・助成金	1,088
24	4515	健康福祉局	北部保健福祉センター地域保健課	01	乳幼児健康診査事業費	法定事業（裁量含む）	29,820
25	4518	健康福祉局	北部保健福祉センター地域保健課	01	幼児精密健康診査事業費	法定事業（裁量含む）	902
26	4521	健康福祉局	健康増進課	01	母子保健相談指導事業費	ソフト事業	6,626
27	4522	健康福祉局	健康増進課	01	妊婦健診事業費	法定事業（裁量含む）	298,115
28	4524	健康福祉局	健康増進課	01	特定不妊治療費助成事業費	法定事業（裁量含む）	103,010
29	4526	健康福祉局	健康増進課	01	こんにちは赤ちゃん事業費	ソフト事業	594
30	4527	健康福祉局	健康増進課	01	育児支援専門員派遣事業費	ソフト事業	5,394
31	452A	健康福祉局	健康増進課	01	養育医療給付事業費	法定事業	40,793
32	452R	健康福祉局	健康増進課	01	母子歯科保健対策事業費	ソフト事業	6,217
33	4531	健康福祉局	健康増進課	01	母子健康手帳作成事業費	法定事業（裁量含む）	787
35	R03D	こども青少年局	児童課	55	子ども会連絡協議会等補助金	補助金・助成金	1,101
36	U52A	こども青少年局	こども福祉課	53	貸付関係事務経費	内部管理事業	179
37	U54A	こども青少年局	こども福祉課	53	母子父子寡婦貸付システム運用事業費	内部管理事業	1,106
38	UA2A	こども青少年局	こども福祉課	53	母子父子福祉資金貸付金	法定事業	16,443
39	UA4A	こども青少年局	こども福祉課	53	寡婦福祉資金貸付金	負担金・会費	－
40	3D80	こども青少年局	保育指導課	01	地域型保育事業従事者研修等事業費	ソフト事業	97
41	3D8H	こども青少年局	保育指導課	01	保育の質の向上事業費	ソフト事業	4,864
42	3D9K	こども青少年局	こども入所支援担当	01	子ども・子育て支援制度システム運用事業費	内部管理事業	9,338
43	3G1A	こども青少年局	保育管理課	01	公立保育所維持管理事業費	施設管理運営	146,066
44	3G1K	こども青少年局	保育管理課ほか	01	公立保育所運営事業費	ソフト事業	148,747
45	3G21	こども青少年局	保育指導課	01	公立保育所地域子育て支援事業費	ソフト事業	206
46	3G23	こども青少年局	保育管理課ほか	01	一時預かり事業費（公立分）	ソフト事業	619
47	3G2A	こども青少年局	保育管理課ほか	01	延長保育事業費（公立分）	ソフト事業	1,611
48	3G2K	こども青少年局	保育指導課	01	公立保育所地域活動事業費	ソフト事業	404
49	3G2Q	こども青少年局	保育指導課	01	食育推進事業費	ソフト事業	95
50	3G2V	こども青少年局	保育管理課	01	公立保育所施設整備事業費	ハード事業	26,373
51	3G3A	こども青少年局	保育指導課	01	公立保育所児童障害等見舞金	ソフト事業	－
52	3G3K	こども青少年局	保育指導課	01	日本スポーツ振興センター共済掛金負担金	負担金・会費	599
53	3L1A	こども青少年局	保育管理課	01	施設型給付費	法定事業	7,674,035
54	3L1B	こども青少年局	保育管理課	01	地域型保育給付費	法定事業	978,459
55	3L1C	こども青少年局	こども入所支援担当	01	一時預かり事業補助金	補助金・助成金	67,317

事業番号	事業CD	所管		会計別	中事業名称	事業分類	支出済額
		局	所属			H30分類	（千円）
56	3L1D	こども青少年局	保育管理課ほか	01	法人保育施設等特別保育事業等補助金	補助金・助成金	312,118
57	3L1E	こども青少年局	保育管理課	01	法人保育施設等児童検診助成事業補助金	補助金・助成金	13,381
58	3L1F	こども青少年局	保育管理課	01	経験ある保育士配置促進事業補助金	補助金・助成金	11,150
59	3L1G	こども青少年局	保育管理課	01	民間社会福祉施設運営支援事業補助金	補助金・助成金	24,277
60	3L1H	こども青少年局	保育管理課	01	産休等代替職員費補助金	補助金・助成金	3,025
61	3L1I	こども青少年局	保育管理課	01	備品及び施設改修費等補助事業費	ハード事業	－
62	3L1J	こども青少年局	認可担当	01	保育の量確保事業費	ソフト事業	84,913
63	3L1K	こども青少年局	保育計画担当ほか	01	保育環境改善事業費	ソフト事業	732,214
64	3L1M	こども青少年局	保育管理課	01	実費徴収に係る補足給付事業費	補助金・助成金	467
65	3L1N	こども青少年局	保育管理課	01	新卒保育士確保事業費	ソフト事業	8,700
66	3L1O	こども青少年局	保育管理課	01	保育士宿舎借り上げ支援事業費	補助金・助成金	13,630
67	3Z1A	こども青少年局	児童課	01	児童ホーム運営事業費	ソフト事業	8,131
68	3Z1J	こども青少年局	児童課	01	児童ホーム整備事業費	ハード事業	6,196
69	3Z1P	こども青少年局	児童課	01	児童ホーム維持管理事業費	施設管理運営	18,410
70	3Z1Q	こども青少年局	児童課	01	放課後児童健全育成事業所運営費補助金	ソフト事業	110,891
71	B132	教育委員会事務局	幼稚園・高校企画推進担当	01	子ども・子育て支援制度関係事業費	法定事業	170
72	B42Q	教育委員会事務局	幼稚園・高校企画推進担当	01	施設型給付費	法定事業	972,716
73	B42R	教育委員会事務局	幼稚園・高校企画推進担当	01	児童検診助成事業費	ソフト事業	142
74	B42T	教育委員会事務局	幼稚園・高校企画推進担当	01	実費徴収に係る補足給付事業費	補助金・助成金	1,186
75	B42X	教育委員会事務局	幼稚園・高校企画推進担当	01	幼稚園型一時預かり事業費補助金	補助金・助成金	19,777
76	3D72	こども青少年局	支援センター企画課	01	子どもの育ちに係る支援センターの機能検討事業費	ソフト事業	32,410
77	3D79	教育委員会事務局	こども教育支援課	01	子ども家庭相談支援体制整備事業費	ソフト事業	3,291
78	3D7B	こども青少年局	こども総合相談第2担当ほか	01	尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業費	ソフト事業	589
79	3D9W	こども青少年局	こども政策課	01	尼崎市子どもの生活に関する実態調査事業費	ソフト事業	－
80	3E31	こども青少年局	こども総合相談第2担当ほか	01	子育て家庭ショートステイ事業費	法定事業（裁量含む）	1,385
81	3Y2A	教育委員会事務局	社会教育課	01	青少年健全育成啓発事業費	ソフト事業	125
82	3Y2K	教育委員会事務局	社会教育課	01	少年補導活動事業費	ソフト事業	17,068
83	3Y17	こども青少年局	青少年課	01	成人の日のつどい事業費	ソフト事業	3,022
84	3Y1A	こども青少年局	青少年課	01	少年音楽隊事業費	ソフト事業	2,660
85	3Y1K	こども青少年局	青少年課	01	青少年指導者養成事業費	ソフト事業	431
86	3Y21	こども青少年局	青少年課	01	青少年活動事業費	ソフト事業	292
87	3Y31	こども青少年局	青少年課	01	青少年センター管理運営事業費	施設管理運営	22,873
88	3Y3A	こども青少年局	青少年課	01	青少年いこいの家指定管理者管理運営事業費	施設管理運営	27,178
89	3Y4A	こども青少年局	青少年課	01	青少年体育道場指定管理者管理運営事業費	施設管理運営	1,619
90	3Y4K	こども青少年局	青少年課	01	青少年体育道場指定管理関係経費	施設管理運営	410
91	3Z1G	こども青少年局	児童課	01	子ども会活動事業費	ソフト事業	2,353
92	3Z1M	こども青少年局	児童課	01	児童育成環境整備事業費	ソフト事業	12,235
93	B43K	教育委員会事務局	教育委員会企画管理課	01	丹波少年自然の家事務組合負担金	負担金・会費	31,472
94	C41A	こども青少年局	青少年課	01	指定管理者管理運営事業費	施設管理運営	129,395
95	C41D	こども青少年局	青少年課	01	指定管理関係経費	施設管理運営	1,129
96	R01C	こども青少年局	青少年課ほか	55	青少年団体活動事業費	ソフト事業	2,041
97	R03A	こども青少年局	青少年課	55	スポーツ少年団等補助金	補助金・助成金	1,636
98	R21A	こども青少年局	青少年課	55	青少年健全育成基金積立金	内部管理事業	1,978

注：会計の区分は「01 一般会計」「53 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費」「55 青少年健全育成事業費」である。

これらの事務事業は、個々にはその目的および事業内容を説明する資料を見れば、福祉目的で有用なものばかりであるが、市が提供する事務事業＝市サービスは市民側からすると数が多くあるため、わかりにくい状態となっている。また各事務事業で実施部署が異なる事もあり、実施部署が各々で担当する事務事業（市

サービス）についての説明資料はあるが全体としての市サービスを説明する資料がないことから、どこに行けばサービスの相談が出来るのか、どのサービスが受けられるのかもわかりにくい。

市サービスとしてどのようなものがあるのか（サービスリストなど）、サービスの内容や受けるための要件（自分がどのサービスを受けられる対象者なのかどうか）などがわかる一覧となった資料があれば、市が市民の効用のためにどれだけのサービスを提供しているかということがわかり、市の活動に対しての市民の理解も深まると考えるが、現状は個々の資料で対応している状況である。

参考として、担当部局へのアンケートにより、各事務事業がどのような対象者向けに実施されているのか、それがどのような目的の事務事業なのかをマトリックス形式でまとめたものを、下記に示す。

		横　軸													
		対　象　者													
		妊婦	乳幼児	未就学児（保育所、幼稚園）	小学生（低学年）	小学生（高学年）	中学生	高校生	病児	母子家庭	低所得家庭	障がい児	発達障害	要保護児童	交通事故遺児
縦軸	事務事業の目的														
	医療費支援	27	7,25	7	7	9	9	8	31	8	7,8,9				8
	出産支援（ソフト面）	33	1												
	出産支援（金銭面）	28											74		
	自立支援		22	22	22	22	22	22			6,21,38,39				
	時間外預り・放課後預り		46,47,75	46,47	67	67									
	教育の質の充実		40,41,58,60,65,66,71,72	40,41,58,60,65,66,77	77,93	77							77		
	育児支援（ソフト面）	26,32	1,3,13,14,15,16,18,26,29,30,32,44,45,48	1,3,13,14,15,16,18,44,45,48	26	26	26	26		3			26		
	育児支援（金銭面）		4,5,11	4,5,11	4,5,11	4,5,11	4,5,11	5,11			5				
	地域協働支援		12,13,14	12	12,19,23,35,91	12,19,23,35,91	12,19,35,91	12							
	健康確保・増進	32,33	24,25,32,36,57,73,80	36,57,80	36,80	36,80	36,80	36,80							80
	食育		49	49											
	民間事業者運営支援		10,40,41,53,55,56,72	10,40,41,53,55,56,59	10,70	10,70	10	10					70	70	
	DV対応		78	78	78	78	78	78							78
	非行防止			81,82	81,82	81,82	81,82								

注：表内の番号は前頁の事務事業シート対象事業一覧の事業番号を指す。

（１）監査の結論

【意見】市の事務事業に関し、利用者が受けることが可能なサービスを一見して分かるようなサービスリストが作成されていない。

（課題）

現在、市において行われている事務事業に基づく各サービスについては、各所管部署において該当するサービスの説明資料は作成され、市民に提供されている。しかし、市民側からすると自分が受益できる市のサービスとしてどのようなメニューがあるのかについて、これを見ればわかるという「検索のワンストップサービス」に該当する資料が見当たらない。今回の子ども・子育て支援についても同様であり、市民側からするとサービス内容の把握とどこが主体となっているサービスなのかを探すのに苦労する状態となっている。

（現状および背景）

市では、様々な目的達成のため、各種の事務事業による市民サービスを提供している。その事務事業の実施主体として、各担当部局が定められており、当該担当部局が責任を持って事務執行を行っているところである。

各事業の実施主体が個々の事務を責任を持って執行することに何ら問題はなく、専門性を高めて効率的に市民にサービスが提供できるメリットがあると考えるが、デメリットとしては受益者側である市民からすれば、自分が受けられる市のサービス提供場所が分散するためわかりにくい点がある。つまり、市民側からすると、自分が受けられる市のサービスとしてどのようなサービスがあるのかがわかるサービス一覧とその対象者の関係がわかる資料がないため、どのようなサービスがあるのか、そのサービスを自分が享受できるのか、どこに行って相談すればよいか、などについて難しさが残る。

（改善方法）

市では総合窓口を設けており、市役所に来庁した市民にはガイダンスを図っているが、その前に様々な対象者に対してどのようなサービス支援体制が整っているのかを市民向けに説明するための一覧性のある資料があれば、市民側にとっては便利になると考える。特に子ども・子育て支援世代の父母にとり、そのような資料があれば受けることができるサービスの内容や自分が対象者となるのかどうか、どのような手続が必要なのかがわかれば、より市のサービスを理解しやすい事にもつながるものと考えるため、そのような資料の作成を望みたい。

５　尼崎の幼児教育・保育

（１）尼崎の幼稚園・保育園

本市においても、国の定めた基準に則り、教育施設・保育施設で児童への教育・保育サービスが提供されている。

尼崎市の就学前の教育・保育施設は以下の通りである。

公立保育所の一覧

	施設名	所在地
1	北難波保育所	尼崎市西難波町6丁目12-1
2	築地保育所	尼崎市築地3丁目5-22
3	杭瀬保育所	尼崎市杭瀬北新町3丁目16-7
4	神崎保育所	尼崎市神崎町27－22
5	西長洲保育所	尼崎市西長洲町2丁目33-2
6	南杭瀬保育所	尼崎市杭瀬本町3丁目5-17
7	次屋保育所	尼崎市次屋2丁目9-5
8	今北保育所	尼崎市西立花町3丁目14-5
9	大庄保育所	尼崎市大庄中通5丁目14-2
10	元浜保育所	尼崎市元浜町4丁目59-1
11	大西保育所	尼崎市大西町1丁目14-5
12	塚口保育所	尼崎市塚口本町2丁目40-1
13	七松保育所	尼崎市七松町2丁目14-1
14	富松保育所	尼崎市富松町1丁目29-21
15	水堂保育所	尼崎市水堂町2丁目35-1
16	南武庫之荘保育所	尼崎市南武庫之荘11丁目1-18
17	武庫東保育所	尼崎市武庫之荘8丁目16-40
18	武庫南保育所	尼崎市南武庫之荘9丁目8-10
19	園田保育所	尼崎市御園1丁目5-1
20	戸ノ内保育所	尼崎市戸ノ内町6丁目4-11

法人保育園の一覧

施設名	所在地
慈愛保育園	尼崎市東大物町1丁目3-7
かしの木保育園	尼崎市大物町1丁目18-1
尼崎ひまわり保育園	尼崎市開明町2丁目23
尼崎ひまわり保育園　分園	尼崎市開明町2丁目35-1
駅前かしの木保育園	尼崎市昭和南通3丁目1
若葉保育園	尼崎市東難波町4丁目7-3
梅の花保育園	尼崎市東難波町3丁目12-14
東難波乳児保育所	尼崎市東難波町2丁目10-9
みどり野保育園	尼崎市東難波町1丁目2-12
いまふくゆうゆう保育園	尼崎市今福1丁目2-23
杉の子保育園	尼崎市常光寺1丁目6-1
杉の子保育園　分園	尼崎市常光寺1丁目8-61
尼崎たんぽぽ保育園	尼崎市常光寺1丁目10-1
つくし保育園	尼崎市長洲東通3丁目6-4
尼崎長洲保育園	尼崎市長洲本通1丁目15-10
善法寺保育園	尼崎市善法寺町8-10
浜つばめ保育園	尼崎市浜1丁目7-44
浜保育園	尼崎市浜2丁目20-5
汐江ふたば保育園	尼崎市潮江3丁目3-10
汐江ふたば保育園 分園　チャッピー保育園	尼崎市潮江1丁目3-23
久々知おもと保育園	尼崎市久々知西町2丁目4-13
浜田保育園	尼崎市崇徳院2丁目116
大島南保育園	尼崎市大庄西町2丁目26-18
武庫川乳児保育所	尼崎市大庄西町4丁目8番24号
サカエ保育園	尼崎市稲葉元町3丁目10-7
ゆりかご保育園	尼崎市稲葉元町3丁目20-12
おおしま保育園	尼崎市稲葉荘1丁目6-20
どいゆうゆう保育園	尼崎市道意町5丁目36
立花ひよこ保育園	尼崎市立花町2丁目15-17
立花ひよこ保育園　分園	尼崎市立花町2丁目14-24
おもと保育園	尼崎市立花町4丁目12-22
くるみ保育園	尼崎市尾浜町1丁目33-2
おさなご保育園	尼崎市塚口本町1丁目21-10
おさなご保育園　分園	尼崎市東塚口町1-4-27
立花うるま保育園	尼崎市立花町1丁目17-9
尼崎さくら保育園	尼崎市尾浜町1丁目6-20
わくわく保育園	尼崎市南塚口町8丁目7-11
立花南愛児園	尼崎市三反田町3丁目7-6
西武庫みのり保育園	尼崎市武庫元町2丁目23-14
うるま保育園	尼崎市武庫元町3丁目10-1
潮保育園分園	尼崎市武庫之荘1丁目5-1

施設名	所在地
武庫之荘保育園	尼崎市武庫之荘6丁目6-18
武庫之荘保育園　分園	尼崎市武庫之荘5丁目35-2　武庫からたち幼稚園内
武庫コリス保育園	尼崎市南武庫之荘4丁目2-8
むこっこ保育園	尼崎市南武庫之荘7丁目11-25
椀田保育園	尼崎市塚口町3丁目30-3
塚口北ふたば保育園	尼崎市塚口本町6丁目10-16
潮保育園	尼崎市西昆陽2丁目6-14
むこっこ北保育園	尼崎市西昆陽3丁目33-1
博栄保育園	尼崎市南武庫之荘5丁目2番5号
南清水保育園	尼崎市南清水39-3
けま太陽の子保育園	尼崎市食満3丁目28-3
太陽の子保育園	尼崎市御園2丁目14-10
田能っ子保育園	尼崎市田能3丁目27-7
夢の園保育園	尼崎市猪名寺2丁目4-2
ポッポ保育園	尼崎市東園田町1丁目228
ポッポ保育園　分園	尼崎市東園田町1丁目243-1
園和北保育園	尼崎市東園田町3丁目76-16
園和北保育園　分園	尼崎市東園田町3丁目75-15
猪名の森保育園	尼崎市東園田町6丁目91-2
猪名の森保育園　分園	尼崎市東園田町1丁目148
園田愛児園	尼崎市若王寺3丁目16-3
上坂部保育園	尼崎市上坂部2丁目30-23
近松保育園	尼崎市上坂部2丁目6-6
もみの木保育園	尼崎市南塚口町5丁目2-6
レオ保育園	尼崎市東塚口町1丁目12-20
モルセラ保育園	尼崎市若王寺2丁目14-7

公立幼稚園

	施設名	所在地
1	竹谷幼稚園	尼崎市北竹谷町2丁目36
2	長洲幼稚園	尼崎市長洲東通3丁目7-48
3	大島幼稚園	尼崎市稲葉荘1丁目9-25
4	立花幼稚園	尼崎市栗山町2丁目26-2
5	塚口幼稚園	尼崎市塚口町2丁目13-9
6	武庫幼稚園	尼崎市武庫元町2丁目25-9
7	園田幼稚園	尼崎市口田中1丁目2-17
8	園和北幼稚園	尼崎市東園田町3丁目76-1
9	小園幼稚園	尼崎市小中島3丁目17-3

公立幼稚園は２年保育

私立幼稚園・認定こども園

類型	幼稚園名	住所	備考
幼稚園	慈愛幼稚園	尼崎市金楽寺町2丁目30-10	就園奨励補助対象園
	園田慈愛幼稚園	尼崎市食満5丁目10-40	
	常光寺幼稚園	尼崎市常光寺1丁目18-10	
	みのり幼稚園	尼崎市元浜町2丁目58	
	明和幼稚園	尼崎市富松町2丁目35-46	
	母智幼稚園	尼崎市武庫の里2丁目11-20	
	たけぞの幼稚園	尼崎市南武庫之荘1丁目10-1	
	からたち幼稚園	尼崎市東大物町1丁目5-5	
	武庫からたち幼稚園	尼崎市武庫之荘5丁目35-2	
	武庫東からたち幼稚園	尼崎市武庫之荘本町1丁目10-10	
幼稚園（新制度）	武庫之荘幼稚園	尼崎市武庫之荘西2丁目44-35	子ども・子育て支援新制度移行園
	梅花幼稚園	尼崎市長洲本通1丁目9-23	
保育所型認定こども園	武庫庄保育園	尼崎市武庫之荘本町3丁目22-22	
幼稚園型認定こども園	梅花東幼稚園	尼崎市長洲本通1丁目7-35	
	めぐみ幼稚園	尼崎市西立花町2丁目6-20	
	立花愛の園幼稚園	尼崎市立花町3丁目20-27	
	武庫愛の園幼稚園	尼崎市南武庫之荘4丁目5-23	
	難波愛の園幼稚園	尼崎市西難波町5丁目8-33	
	百合学院幼稚園	尼崎市小中島2丁目18-1	
	みこころ幼稚園	尼崎市武庫之荘3丁目5-9	
	園田学園幼稚園	尼崎市南塚口町1丁目24-14	
幼保連携型認定こども園	くいせようちえん	尼崎市杭瀬本町1丁目9-36	
	しもさかべ幼稚園	尼崎市下坂部2丁目8-23	
	はまようちえん	尼崎市浜2丁目2-13	
	七松幼稚園	尼崎市七松町2丁目27-20	
	いるか保育園	尼崎市大庄北5丁目21-20	
	開明かしの木こども園	尼崎市開明町3丁目22	
	あすなろこども園	尼崎市宮内町3丁目141	
	キンダー・メーソン	尼崎市上ノ島町3丁目5-1	
	ベビー・メーソン	尼崎市武庫元町2丁目20-15	

小規模保育事業所の一覧

施設名	所在地
からたち幼稚園　ぴこぴこえんチャオ	尼崎市東大物町1丁目5-5
尼崎長洲小規模園	尼崎市長洲本通1丁目13-15
きらきら保育園　潮江園	尼崎市潮江1丁目20-21
あみんぐ保育園	尼崎市浜3丁目10-34
さんきっず保育園	尼崎市次屋3丁目2-3
ウェリナ保育園	尼崎市塚口町1丁目14-3
コスモチャイルド保育園	尼崎市南武庫之荘3丁目30-12
なないろ保育園	尼崎市南武庫之荘3丁目21-22
コスモチャイルド保育園 水堂園	尼崎市水堂町3丁目6-20
武庫之荘ウェリナ保育園	尼崎市南武庫之荘2丁目6-8
ウェリナナーサリースクール	尼崎市南武庫之荘2丁目6-8
きらきら保育園南武庫之荘園	尼崎市南武庫之荘3丁目32-10
なないろ保育園そら組	尼崎市南武庫之荘3丁目21-22
ぬくもりのおうち保育　立花園	尼崎市七松町1丁目9-21
ALOHA保育園たちばな園	尼崎市立花町4丁目1-11
みらいたちばな保育園	尼崎市立花町4丁目11-26
武庫からたち幼稚園　ぴこぴこえんウーノ	尼崎市武庫之荘5丁目35-2
武庫東からたち幼稚園　ぴこぴこえんペティ	尼崎市武庫之荘本町1丁目10-10
キッズ小規模保育園	尼崎市武庫之荘東1丁目16-3
武庫まつのみ保育園	尼崎市南武庫之荘1丁目29-25
きらきら保育園　上の森園	尼崎市南武庫之荘4丁目19-26
武庫の里にこのいえ保育園	尼崎市武庫の里2丁目30-21
アイキッズ保育園	尼崎市南塚口町1丁目1-18
ヒーローズ保育園	尼崎市椎堂1丁目1-8
ピッコロ保育ルーム塚口	尼崎市南塚口町2丁目1-2-313
マミーズ・ハウス平松	尼崎市上坂部2丁目37-1
アイキッズ保育園JR塚口園	尼崎市東塚口町1-13-12
アイキッズ保育園阪急塚口2号園	尼崎市南塚口町2-6-6
ちびっこハウス保育園	尼崎市南塚口町1丁目7－2
塚口まつのみ保育園	尼崎市南塚口町3丁目13-8
南塚口まつのみ保育園	尼崎市南塚口町3丁目25-28
第2ちびっこハウス保育園	尼崎市南塚口町1丁目7-2
キッズファーストJR塚口保育園	尼崎市上坂部1丁目1-1

子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、2015 年４月から新制度が導入され、多様化する保育ニーズや高まる保育需要に的確に対応していく認定こども園や小規模保育施設等による多様な教育・保育が提供されることとなった。一方で、昭和 40 年代から 50 年代にかけて集中して整備されてきた保育施設の老朽化が進んでいることや、市の北部地域を中心に待機児童が発生していることなど、本市に求められる喫緊の課題も取り組んでいく必要がある。

（２）公立保育所の整備

公立保育所は平成 31 年度時点において 20 か所あり、平成 19 年に策定した「公立保育所の今後の基本的方向」に基づき、最終的に 9 か所残すこととしている。残り 11 か所については、多様化する保育ニーズへの適切な対応や老朽化した保育施設の環境改善、待機児童の解消等を適切に進め、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、公立保育所の民間移管（以下「移管」という。）を計画的に推進するとしている。

市の「第 4 次　保育環境改善及び民間移管計画」では、移管の対象となる公立保育所は、下記表にある６保育所としている。

第４次　保育環境改善及び民間移管計画			
保育所	移管年度（予定）	定員数(予定)	環境改善工事(予定)
塚口北	元年度 （移管済み）	60人＊ (20人増)	移管後3年以内に現園舎を改修　※改修内容は未定 ＊（定員数は元年度は４０人　改修後２０人増の予定）
富松	2年度	120人 (20人増)	富松幼稚園跡地に新園舎を建設 令和２年度から富松幼稚園跡地（富松町3-35-13）に移転
神崎	3年度	90人 (10人増)	園庭に新園舎を建設 移管前に新築工事等、移管後に現園舎の撤去工事を実施
元浜	4年度	45人 (15人減)	現地に新園舎を建設 現園舎の撤去や新築工事のために、移管前の2年程度、大庄南地域学習館跡地（武庫川町1-25）に仮移転し保育を実施
七松	5年度	80人 (20人増)	現地に新園舎を建設 現園舎の撤去や新築工事のために、移管前の2年程度、現北難波保育所（西難波町６-１２-１）に仮移転し保育を実施
南武庫之荘	6年度	135人 (5人増)	園庭に新園舎を建設 移管前に新築工事等、移管後に現園舎の撤去工事を実施

尼崎市　「保育施設・事業利用のしおり」

「第 4 次　保育環境改善及び民間移管計画」での対象となっていないが、以下にある保育所についても移管の予定となっている。

その他民間移管予定保育所（令和7年度以降予定）
戸ノ内、今北、水堂、西長洲、南杭瀬、築地

尼崎市　「保育施設・事業利用のしおり」

① 監査の結論

【意見】中長期にわたる、公立保育所の大規模改修・更新計画を策定することが望ましい。

（課題）

公立保育所および公立幼稚園の中長期にわたる大規模改修・更新に関する計画が策定されていないため、将来の一時において多額の支出が生じ、保育サービスの充実・維持に支障をきたす可能性がある。

（現状および背景）

公立保育所は、9所を残すこととしているが、うち6所が、昭和56年5月31日までの旧耐震基準で建設されており、建替予定となっている。しかし、そのうち3所について建替用地が見つからず、現在も検討しているところである。地震はいつ発生するか予測ができないものであるため、児童の安全を確保するためにも、優先的に対応する必要がある。

また、公立保育所のうち、11所については民間移管することが決まっている。期間を区切って順次民間移管を進める方向であるが、移管までは市の責任で管理する必要がある。しかしながら、現在、いつ改修・更新するか、いくらの費用が掛かるかを検討した改修・更新計画が策定されておらず、将来、多額の支出が生じる可能性もある。

公立幼稚園においても、同様に中長期の大規模改修・更新計画が策定されていない。現在策定を進めている学校施設マネジメント計画において検討する項目であるが、児童の安全および将来負担の平準化に資すよう、早期に策定されたい。

（改善方法）

限られた財源の中、児童の安全確保と費用平準化の観点から、園ごとに改修・更新はどのように予定するか、いくら必要となるか等を明確にした計画を策定することが望ましい。

（３）市の待機児童への取り組み

女性の社会参加意識の高まりや働き方の多様化、近年の経済情勢の悪化などに伴う女性の就労の増加等により、保育所における入所希望が増加しており、全国的に待機児童対策が課題となっている。

市は大阪市に隣接し、神戸市にも近いことから、通勤至便のベッドタウンと

なっており、近年は子育て世帯が増加している。そのため、本市においても待機児童が増加することとなり、平成 25 年に平成 27 年までを対象とした「待機児童対策プログラム」、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を対象とした「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童解消へ向けた取り組みがなされてきた。

さらなる少子化の進行も考慮し、待機児童解消の方策の主たるものは、既存保育施設の定員増加（および定員超過による利用）、新制度への移行による定員増加および小規模保育施設の増設となっている。また、待機児童の多い地域に優先して児童ホーム（放課後児童健全育成事業）を重点的に整備および民間事業者の活用も進めることとしている。

保育料の無償化が、前倒しにより、令和元年 10 月から前倒しにより実施されることとなった。人口減少・少子化の状況にあるが、これに伴い夫婦の共働きがさらに増加する可能性もある。保育の無償化が、どのような影響をもたらしたのかを見極め、必要に応じて今後の待機児童の解消に向けた取り組みにおいて考慮することが必要である。

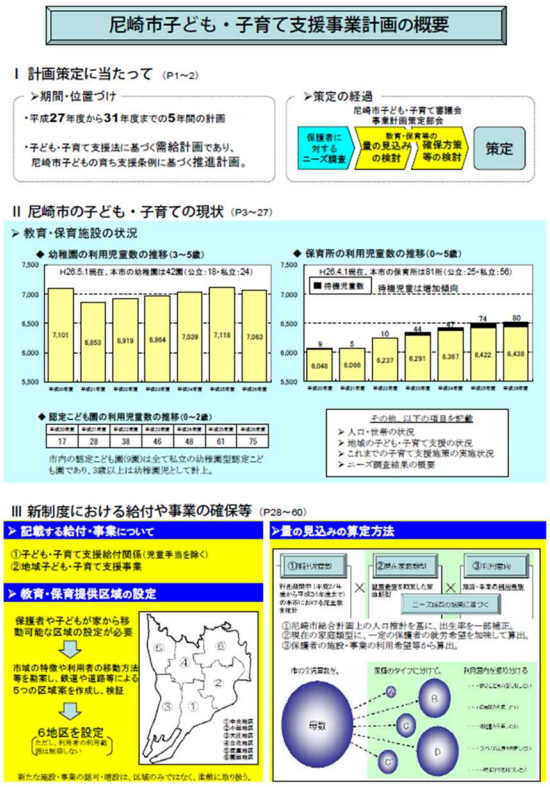

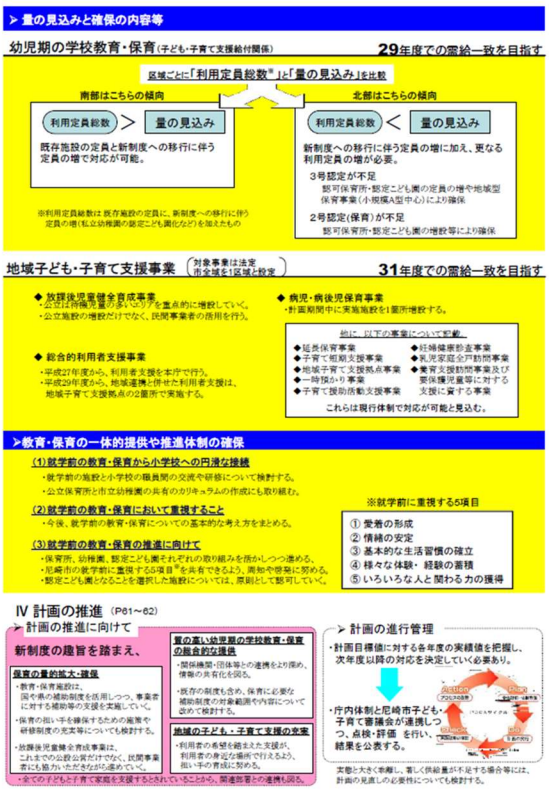

【市の待機児童の推移】

尼崎市の待機児童数等推移

	年齢	2013年4月1日	2014年4月1日	2015年4月1日	2016年4月1日	2017年4月1日	2018年4月1日	2019年4月1日
①就学前児童数	0歳児	3,966人	3,910人	3,803人	3,786人	3,688人	3,634人	3,612人
	1・2歳児	8,019人	7,837人	7,693人	7,472人	7,336人	7,304人	7,170人
	3歳以上児	11,742人	11,537人	11,331人	11,218人	10,988人	10,771人	10,618人
	合計	23,727人	23,284人	22,827人	22,476人	22,012人	21,709人	21,400人
②（保育ニーズ）申込者数	4歳児	516人	549人	540人	559人	639人	650人	752人
	6歳児	2,676人	2,667人	2,865人	3,016人	3,182人	3,382人	3,557人
	4歳以上児	3,675人	3,724人	3,903人	4,086人	4,201人	4,317人	4,405人
	合計	6,867人	6,940人	7,308人	7,661人	8,022人	8,349人	8,714人
（②/①）就学前児童数	8歳児	13.0%	14.0%	14.2%	14.8%	17.3%	17.9%	20.8%
	10歳児	33.4%	34.0%	37.2%	40.4%	43.4%	46.3%	49.6%
	5歳以上児	31.3%	32.3%	34.4%	36.4%	38.2%	40.1%	41.5%
	合計	28.9%	29.8%	32.0%	34.1%	36.4%	38.5%	40.7%
（調整量）就学前児童数	12歳児							965人
	14歳児							2,997人
	6歳以上児							4,107人
	合計	6,195人	6,195人	6,915人	7,339人	7,453人	7,753人	8,069人
利用児童数	16歳児	452人	447人	504人	528人	580人	582人	649人
	18歳児	2,385人	2,370人	2,649人	2,837人	2,929人	3,024人	3,152人
	7歳以上児	3,585人	3,621人	3,823人	4,001人	4,073人	4,119人	4,232人
	合計	6,422人	6,438人	6,976人	7,366人	7,582人	7,725人	8,033人
待機児童数	20歳児	3人	5人	3人	1人	11人	8人	20人
	22歳児	61人	63人	46人	35人	64人	116人	104人
	8歳以上児	10人	12人	19人	11人	12人	31人	24人
	合計	74人	80人	68人	47人	87人	155人	148人

平成 31 年度時点では、待機児童は 148 人となったが、これは、新設保育所の開設時期が遅れたことなどにより、約 300 人の受入枠の増加が反映できなかったことが主たる原因となっている。

現在策定中の次期事業計画期間（令和２年度～令和４年度）において、施設での定員超過を継続するものの、令和３年度に待機児童の解消を目指すこととしている。

第2次子ども・子育て支援事業計画
○保育需要見込みと確保方策について（全市）

【今後の保育需要見込みについて】

	30年度 (H30.4.1)	31年度 (H31.4.1)	2年4月	3年4月	4年4月	5年4月	6年4月
保育需要見込数 A (30・31年度：実績、2年度以降：見込)	8,347	8,700	9,098	9,066	9,004	8,965	8,946
対前年比較	325人増	353人増	398人増	▲32人減	▲62人減	▲39人減	▲19人減

【保育定員確保見込等（全市）】

	30年度 (H30.4.1)	31年度 (H31.4.1)	2年4月	3年4月	4年4月	5年4月	6年4月
事業計画 確保実績・見込	7,665	7,916	8,289	8,960	9,065	9,105	9,120
保育施設利用児童数等見込 B (定員超過受入児童数含む)	7,801	8,154	8,527	9,198	9,303	9,343	9,358
差　引 (B−A) (　)内は認可施設の未入所児童数	▲546 (▲624)	▲546 (▲671)	▲ 571	132	299	378	412
2・3号 待機児童数	156	148	126	0	0	0	0
	←実績値→		次期事業計画の期間				

【保育の量の確保策】

① 認可保育所の新設
② 小規模保育事業の新設
③ 認定こども園（移行・改築）等による定員増
④ 民間移管による定員増
⑤ 老朽化私立保育所の改築等による定員増
⑥ 老朽化公立保育所の改築による定員増
⑦ 備品及び施設改修費等補助事業の実施
⑧ 企業主導型保育事業の新設等（地域枠）
⑨ 保育施設等の定員弾力化の推進　（H31.4時点で定員7,791人に対して利用児童8,029人であり、238人の超過受入）

尼崎市子ども・子育て審議会　第６回計画策定部会　資料

（４）保育料

市の教育施設および保育施設における保育料は、保護者の所得に応じる形で設定されている。市の特徴としては、所得の最高階層については、大阪市等の近隣市よりも高い保育料が設定されている。

（参考）児童福祉法による費用の徴収等に関する規則　（新制度未移行保育園の保育料）

納入義務者の属する世帯の階層区分				徴収金	
				3歳未満の児童（1人1月につき）	3歳以上の児童（1人1月につき）
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯			円 0	円 0
B階層	A階層を除き、前年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）による市町村民税を課税されていない世帯（以下「非課税世帯」という。）			0	0
C階層	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税法（昭和40年法律第33号）による所得税を課税されていない世帯で、前年度分の地方税法による市町村民税の課税額が右記に掲げる額である世帯	1	均等割のみ	(350) 700	(250) 500
		2	5,000円未満	(500) 1,000	(450) 900
		3	5,000円以上	(600) 1,200	(550) 1,100
D階層	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税法による所得税の課税世帯で、所得税の課税額が右記に掲げる額である世帯	1	3,000円未満	(850) 1,700	(800) 1,600
		2	3,000円以上15,000円未満	(900) 1,800	(850) 1,700
		3	15,000円以上30,000円未満	(1,500) 3,000	(1,400) 2,800
		4	30,000円以上60,000円未満	(2,800) 4,000	(2,520) 3,600
		5	60,000円以上90,000円未満	(4,200) 6,000	(3,290) 4,700
		6	90,000円以上120,000円未満	(5,040) 7,200	(3,850) 5,500
		7	120,000円以上150,000円未満	(6,300) 9,000	(4,550) 6,500
		8—1	150,000円以上180,000円未満	(7,560) 10,800	(5,250) 7,500
		8—2	180,000円以上210,000円未満	(8,820) 12,600	(5,950) 8,500
		8—3	210,000円以上300,000円未満	(10,080) 14,400	(6,650) 9,500
		8—4	300,000円以上	(11,200) 16,000	(6,650) 9,500

摘要

1　この表のC階層及びD階層の徴収金の欄の括弧内の数値は、C階層及びD階層に属する同一世帯から2人以上の児童が入所している場合における2人目以降の児童に適用される徴収金の額とする。この場合において、その世帯から3歳以上の児童と3歳未満の児童とが入所しているときは、まず3歳以上の児童1人については括弧外の徴収金の額により、その他の児童については括弧内の徴収金の額により、それぞれ算定するものとすること。

2　納入義務者の属する世帯が次表の左欄に掲げる階層に属する世帯で、当該左欄に対応する中欄に定める範囲内の固定資産税を課されているものは、当該中欄に対応する右欄に定める階層に属する世帯とみなしてこの表を適用する。

左欄		中欄	右欄	
C階層	1	前年度分の固定資産税額が4,000円以上	C階層	2
C階層	2	前年度分の固定資産税額が6,000円以上	C階層	3
C階層	3	前年度分の固定資産税額が8,000円以上	D階層	1
D階層	1	前年度分の固定資産税額が10,000円以上	D階層	2

（参考）平成３1年度（令和元年度）２号・３号の保育認定を受けた子どもの利用者負担額（保育料）について（お知らせ）　　（新制度保育園の保育料）

子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の利用者負担額（月額）　　（単位：円）

階層区分		3号 注（満３歳未満保育認定子ども）		2号（満３歳以上保育認定子ども）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B1	市民税非課税世帯（母子等）	0	0	0	0
B2	市民税非課税世帯（その他）※2	5,300	5,300	3,900	3,900
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満（母子等）　※3	5,300	5,300	3,900	3,900
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満（その他）　※2	13,200	13,100	12,400	12,300
D1	市民税所得割課税額　※2 64,700円未満　※3	21,000	20,800	18,300	18,100
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満　※3	22,300	22,100	19,600	19,400
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	23,700	23,400	21,000	20,700
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	34,300	33,900	31,600	31,200
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	36,100	35,700	33,400	33,000
D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	52,200	51,500	42,000	41,400
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	54,900	54,100	42,000	41,400
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	72,000	71,000	42,000	41,400
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	93,600	92,200	42,000	41,400

※1　保育料の年齢による区分は、平成３1年3月31日における年齢を基準として決定します。

※2　年収約360万円未満相当（市民税所得割額が57,700円未満）の多子世帯は、子の年齢に関係なく第2子を半額、第３子以降を無料とします。また、市民税非課税世帯は第２子以降を無料とします。ただし、他の軽減が適用されている方は対象外となる場合があります。

※3　約360万円未満相当（市民税所得割額が77,101円未満）の要保護世帯等（ひとり親・障害者がいる世帯等）につきましては、第１子を市民税非課税世帯階層（B2階層）と同額の保育料、第２子以降を無料とします。ただし、他の軽減が適用されている方は対象外となる場合があります。

注　年度の途中で満３歳を迎えたお子さんが３号認定から２号認定に切り替わっても、年度内の保育料は満３歳未満の保育料のままです。

（参考）１号認定子どもの利用者負担額（保育料）について（お知らせ）

子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市１号認定子どもの利用者負担額（保育料）（月額）

階層区分		推定年収	利用者負担額（保育料）（月額）	【参考】国基準額
①	生活保護世帯	―	０円	０円
②-1	市民税所得割非課税世帯（母子家庭等）	～270万円	０円	０円
②-2	市民税所得割非課税世帯（その他）		２，２００円	３，０００円
③-1	市民税所得割課税額 77,100円以下（母子家庭等）	～360万円	２，２００円	３，０００円
③-2	市民税所得割課税額 77,100円以下（その他）		７，２００円	１０，１００円
④	市民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	１６，１００円	２０，５００円
⑤	市民税所得割課税額 211,201円以上	680万円～	２３，８００円	２５，７００円

☆　母子家庭等については、国の軽減措置に基づき、設定しています。

※　「推定年収」は、夫婦と子ども２人世帯の場合のおおまかな目安です。

※　上記の保育料に加えて、別途、各園が定める実費負担額等が必要となります。

※　同一世帯に小学校３年生までの範囲内において、小学校、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育）等を利用しているお子様が２人以上いる場合、第２子の保育料は半額（第②-2階層及び第③-1階層に限っては０円）に、第３子以降の保育料は０円となります。ただし第①階層から第③階層（市民税所得割課税額が77,100円以下）に該当する世帯に限っては、「小学校３年生までの範囲内」の条件はありません。→【詳しくは裏面（２．多子軽減について）をご覧ください】

・保育料の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、保育料の無償化が実施されることになった。なお、消費税が 10%に引き上げられることに合わせて、当初の予定よりも半年早い 2019 年 10 月 1 日からの実施となっている。

保育料無償化の対象者および条件は、以下のようになっている。

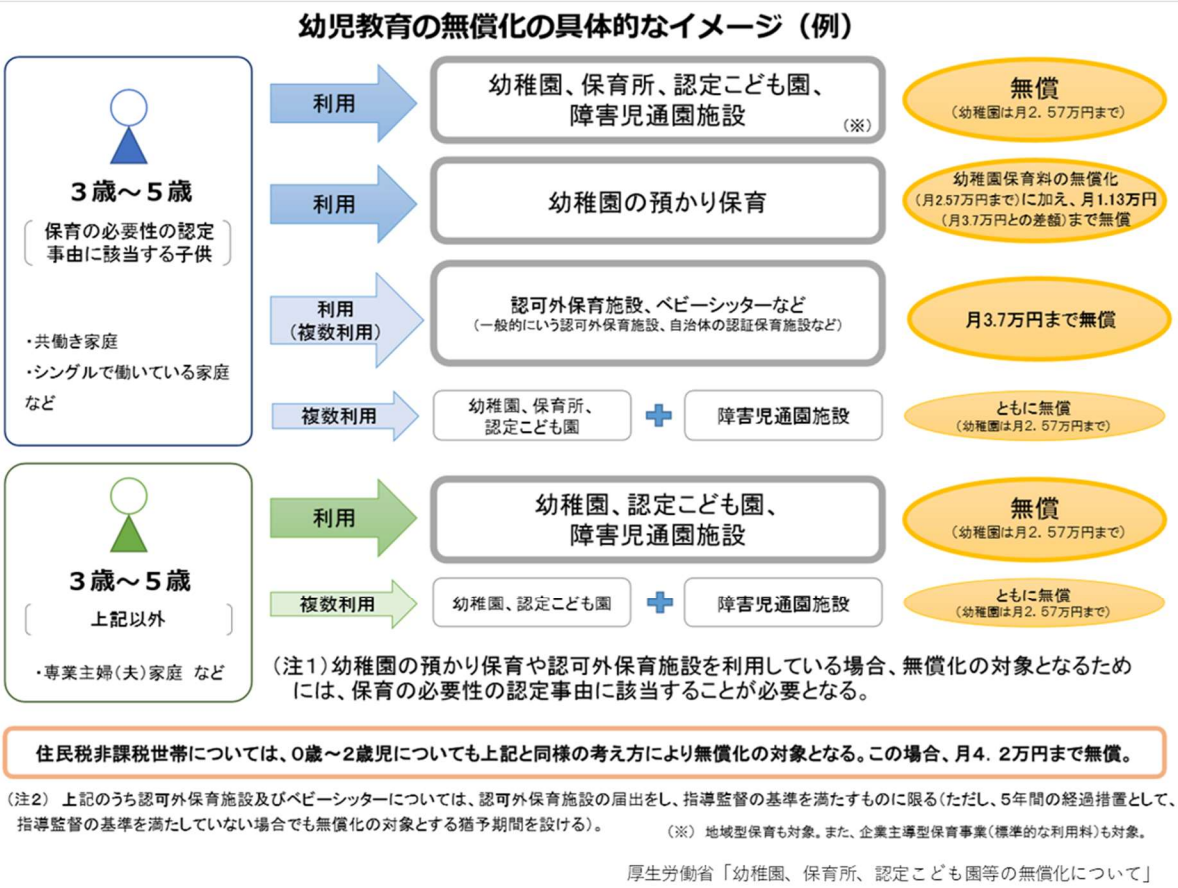

厚生労働省「幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について」

保育料が無償化となっても、食材料費や通園送迎費等の実費については、無償化の対象となっておらず、施設が決定することができる。この無償化に伴い、消費税増税と相まって、保育料の便乗値上げを行っている保育施設が出現しているが、国からは質の向上を伴わない理由のない値上げは控えるように求められている。

市においても、保育施設に質の向上を伴わない理由のない値上げは控えるよう要請しているとのことであるが、今後、保育料の値上げの有無に関する実態を把握し、質の向上を伴わない理由のない値上げを行っている保育施設があれば、強く指導することが求められる。

・滞納状況

公立保育所および公立幼稚園において、保育料の徴収を行っている。

公立幼稚園での保育料の収納率は非常に高いものとなっており、また、金額および件数ともに異常と思えるものはない。一方、公立保育所の平成30年度の現年の収納率は97.4%であるものの、滞納件数は2115件、滞納金額は5,000万円にも達している。

市では、保育料の回収を図るため、納期限から 20 日以内に督促状をすべての滞納者に渡しており、当該納付期限を超過した場合には、催告も行っているとのことである。また、嘱託職員３名を収納推進員として任命し、滞納者への訪問・納付相談を行っている。当該手続の実施により、債権全額の納付、分納誓約書の入手や申出徴収（児童手当を充当）を行うことにより、債権の保全に努めている。

なお、保育料は強制徴収公債権であるため、催告の後の財産調査により、財産の差押えを実施することが可能であるが、児童福祉法第 24 条第１項の規定があることから、これまで財産の差押えを行ったことはない。平成 31 年度から、総務局行政法務部法務支援担当課とこども青少年局保育児童部こども入所支援担当との間で職員の兼職を実施することにより、差押えの手続を協同で実施するようになっており、滞納者の給与照会や財産調査が進められることが期待されるところである。

①　監査の結論

【意見】保護者間の公平を図るため、引続き、債権の回収の徹底を図られたい。

（課題）

公立保育所保育料の現年度調定に対する滞納が、平成 30 年度において年間 2,000 件、金額にして約 5,000 万円となっている。

（現状および背景）

現年度保育料の公立保育所保育料の収納率は、毎年 95%以上となっているが、年間約 40 百万円～50 百万円が未徴収になっている。

これまで、督促・催告の実施等により債権回収に努めてきたところであるが、過年度からの滞納合計が約２億 2,400 万円にもなっている。

適切に納付している世帯との公平を確保するため、引続き回収の強化を図る必要がある。

保育料の現年度の収納率は高い状況となっているが、過年度の収納率を見れば、非常に低いものとなっており、現年度に滞納を抑制することが肝要と考える。

平成 31 年度から、総務局行政法務部法務支援担当課とこども青少年局保育児童部こども入所支援担当との間で職員の兼職を実施することにより、差押えの手続を協同で実施するようになっており、債権の回収の促進が期待されるところである。引続き、債権回収の強化に努められたい。

（改善方法）

滞納期間が長期化するほど、回収が困難となる。法務支援課との協働により確実な債権回収を図るとともに、債権の滞留期間が長期化することを防ぐようより一層努められたい。

最近10年間の公立保育所の保育料収納状況

単位：円

年度	現年度							過年度							合計								
	調定件数	調定額	収納件数	収入額	収入率	滞納件数	繰越額	調定件数	調定額	収納件数	収入額	収入率	滞納件数	繰越額	調定件数	調定額	収納件数	収入額	収入率	件数	不納欠損	滞納件数	繰越額
21	62,295	1,580,482,990	59,453	(過誤納金119,730円除く) 1,528,198,840	96.7%	2,842	52,284,150	9,159	161,187,135	1,343	24,109,700	15.0%	7,816	137,077,435	71,454	1,741,670,125	60,796	1,552,308,540	89.1%	329	4,671,660	10,329	184,689,925
22	63,364	1,649,492,130	60,509	(過誤納金21,000円除く) 1,597,366,840	96.8%	2,855	52,125,290	10,329	184,689,925	1,382	25,814,920	14.0%	8,947	158,875,005	73,693	1,834,182,055	61,891	1,623,181,760	88.5%	456	7,084,080	11,346	203,916,215
23	63,852	1,752,448,100	61,107	(過誤納金79,710円除く) 1,703,442,080	97.2%	2,745	49,006,020	11,346	203,916,215	1,650	28,174,890	13.8%	9,696	175,741,325	75,198	1,956,364,315	62,757	1,731,616,970	88.5%	456	10,208,660	11,985	214,538,685
24	64,917	1,817,346,930	62,434	(過誤納金19,450円除く) 1,769,061,280	97.3%	2,672	48,285,650	11,632	214,538,685	1,994	28,218,890	13.2%	10,034	186,319,795	76,549	2,031,885,615	64,428	1,797,280,170	88.5%	1,025	15,870,940	11,681	218,734,505
25	66,397	1,880,348,190	64,238	(過誤納金121,700円除く) 1,837,939,040	97.7%	2,336	42,409,150	11,674	218,734,505	1,957	(過誤納金1,000円除く) 26,179,720	12.0%	10,117	192,554,785	78,071	2,099,082,695	66,195	1,864,118,760	88.8%	793	14,238,010	11,660	220,725,925
26	67,935	1,931,427,860	65,871	(過誤納金152,850円除く) 1,893,068,200	98.0%	2,196	38,359,660	11,640	220,725,925	1,923	29,643,200	13.4%	10,083	191,082,725	79,575	2,152,153,785	67,794	1,922,711,400	89.3%	980	14,438,310	11,299	215,004,075
27(負担金)	53,133	1,484,526,810	51,492	(過誤納金234,840円除く) 1,453,558,090	97.9%	1,709	30,968,720	11,422	215,004,075	1,769	26,331,500	12.2%	9,985	188,672,575	64,555	1,699,530,885	53,261	1,479,889,590	87.1%	705	13,179,880	10,989	206,461,415
27(使用料)	16,125	397,443,170	15,617	(過誤納金149,000円除く) 390,085,740	98.1%	529	7,357,430	0	0	0	0		0	0	16,125	397,443,170	15,617	390,085,740	98.1%	0	0	529	7,357,430
27計	69,258	1,881,969,980	67,109	1,843,643,830	98.0%	2,238	38,326,150	11,422	215,004,075	1,769	26,331,500	12.2%	9,985	188,672,575	80,680	2,096,974,055	68,878	1,869,975,330	89.2%	705	13,179,880	11,518	213,818,845
28(負担金)	51,973	1,536,206,420	50,451	(過誤納金206,030円除く) 1,502,315,900	97.8%	1,603	33,890,520	10,989	206,461,415	1,576	23,436,970	11.4%	9,708	183,024,445	62,962	1,742,667,835	52,027	1,525,752,870	87.6%	878	13,925,490	10,433	202,989,475
28(使用料)	14,519	386,559,390	14,080	377,315,320	97.6%	465	9,244,070	529	7,357,430	145	1,794,650	24.4%	402	5,562,780	15,048	393,916,820	14,225	379,109,970	96.2%	0	0	867	14,806,850
28計	66,492	1,922,765,810	64,531	1,879,631,220	97.8%	2,068	43,134,590	11,518	213,818,845	1,721	25,231,620	11.8%	10,110	188,587,225	78,010	2,136,584,655	66,252	1,904,862,840	89.2%	878	13,925,490	11,300	217,796,325
29(負担金)	51,516	1,573,034,790	50,011	(過誤納金226,930円除く) 1,537,561,810	97.7%	1,560	35,472,980	10,433	202,989,475	1,509	24,288,370	12.0%	9,206	178,701,105	61,949	1,776,024,265	51,520	1,561,850,180	87.9%	1,017	19,088,195	9,749	195,085,890
29(使用料)	14,216	384,335,130	13,851	(過誤納金64,890円除く) 376,823,590	98.0%	379	7,511,540	867	14,806,850	210	3,278,700	22.1%	684	11,528,150	15,083	399,141,980	14,061	380,102,290	95.2%	0	0	1,063	19,039,690
29計	65,732	1,957,369,920	63,862	1,914,385,400	97.8%	1,939	42,984,520	11,300	217,796,325	1,719	27,567,070	12.7%	9,890	190,229,255	77,032	2,175,166,245	65,581	1,941,952,470	89.3%	1,017	19,088,195	10,812	214,125,580
30(負担金)	48,703	1,481,853,200	47,109	(過誤納金72,860円除く) 1,441,342,170	97.3%	1,659	40,511,030	9,749	195,085,890	1,468	23,502,880	12.0%	8,532	171,583,010	58,452	1,676,939,090	48,577	1,464,845,050	87.4%	807	13,325,070	9,384	198,768,970
30(使用料)	15,193	428,010,680	14,757	(過誤納金167,260円除く) 418,459,620	97.8%	456	9,551,060	1,063	19,039,690	201	3,134,640	16.5%	894	15,905,050	16,256	447,050,370	14,958	421,594,260	94.3%	0	0	1,350	25,456,110
30計	63,896	1,909,863,880	61,866	1,859,801,790	97.4%	2,115	50,062,090	10,812	214,125,580	1,669	26,637,520	12.4%	9,426	187,488,060	74,708	2,123,989,460	63,535	1,886,439,310	88.8%	807	13,325,070	10,734	224,225,080

最近5年間の公立幼稚園保育料収納状況（平成26年度～平成30年度）

		平成26年度（2014年度）	平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）	平成29年度（2017年度）	平成30年度（2018年度）
現年	調定額	105,733,050	69,302,910	76,346,010	89,337,880	75,818,670
	収入済額	105,678,450	69,302,910	76,309,950	89,334,880	75,689,670
	収納率	99.9%	100.0%	99.9%	99.9%	99.8%
過年度	調定額	501,100	232,050	141,050	150,550	144,050
	収入済額	109,200	0	0	9,500	3,000
	収納率	21.7%	0.0%	0.0%	6.3%	2.0%
計	調定額	106,234,150	69,534,960	76,487,060	89,488,430	75,962,720
	収入済額	105,787,650	69,302,910	76,309,950	89,344,380	75,692,670
	収納率	99.5%	99.6%	99.7%	99.8%	99.6%
不納欠損額		135,000	191,700	91,000	0	0
収入未済額計		446,500	232,050	177,110	144,050	270,050
滞納者数（単位：人）		18	14	5	2	15

（５）保育施設の監査

社会福祉法人や社会福祉施設等の適正な運営や提供する福祉サービスの質の向上および事業経営の透明性を確保するため、社会福祉法をはじめとする関係法令や施設設置基準等の国通知等および市監査要綱に基づき、指導監査を実施し、必要な指導助言を行っている。

①　監査の結論

（A）【意見】効率的な監査実施の観点から、複数課に設けている監査機能が円滑に機能するように運営手法の検討を望みたい。

（課題）

保育施設や老人福祉施設等に複数の課が関与していることから、監査機能について、いわゆる「縦割り」の弊害が発生しているように見受けられる。

（現状および背景）

市には、社会福祉法人に対する監査、保育施設に関する監査、老人福祉施設等に関する監査、障がい者施設等に関する監査を担う複数の部署（課）が設けられている。

例えば、保育施設に関する監査を実施する際には、健康福祉局法人指導課が主となり、保育関連部局が随伴する形で行われているものの、局が分かれていることもあり、効率的に行われているとは言いがたい部分も見受けられる。

専門知識を有する職員により効果的かつ効率的な監査を実施する観点から、複数担当にまたがる監査機能が有効に機能するよう運営手法を検討することを望みたい。

（改善方法）

施設の性質に応じて監査を複数の部署（課）で対応することについては、それぞれの専門性を活用できるメリットはあるものの、運用面についての効率性が阻害されることもありうることから、組織の縦割りの弊害に陥ることのないよう関連部局間の連携が密に図られるような運用手法を検討されたい。

（B）【意見】監査により発見された不備について、改善を図るよう監査対象に対して強く指導することが望まれる。

（課題） 法人指導課の監査実績が公表されているが、毎年職員の配置状況等様々な不備（文書指導及び指導や助言）が指摘されている。

（現状および背景）

健康福祉局法人指導課により、児童福祉施設（保育所）、小規模保育施設、幼保連携型認定こども園および認可外保育施設の監査が原則として毎年実施されている。

法人指導課による監査結果は、公表されることになっており、職員配置や財産の管理、諸規定の整備に関する文書での指摘並びに指導・助言が継続して報告されている。

現状では、各監査対象施設により教育・保育の質が維持されていない可能性があり、強く監査対象施設を指導することが求められる。

（改善方法）

保育・教育の質の維持向上および監査実施の実効性を確保するため、市独自の補助金を減額する等、適切に運営している法人との公平を図れるような方策の実施について検討されたい。

（６）その他

公立保育所、公立幼稚園および所管課において、現金管理、備品管理、個人情報管理、児童の安全管理および子ども・子育て支援が適切又は十分に行われているか、ヒアリング又は現地調査により確認した。

現地調査については、児童数が多いところを基本とし、以下の６施設を対象とした。

・塚口保育所
・園田保育所
・元浜保育所
・南武庫之荘保育所
・武庫幼稚園
・長洲幼稚園

① 監査の結論

（A）【指摘】備品につき、定期的に管理台帳と現物の一斉照合を行う必要がある。

（課題）
保育所において、定期的に備品台帳と現物の一斉照合を行っていない。

（現状および背景）

各所より、備品の異動のつど報告を求めているが、すべての現物と台帳を一斉照合し、その結果を求めることは行っていない。

また、保育管理課による抜き取り検査も実施していない。

現状では、実際に台帳記載の備品があるかどうかが把握できない状況となっている。

（改善方法）

各施設にて定期的な現物の一斉確認を実施し、その結果の報告をさせ、保育管理課にて異常がないか確認すべきである。また、保育管理課が抜き取りにより備品台帳と現物の照合を実施することを検討するべきである。

（B）【意見】安全確保のため、保育所に防犯カメラを設置することが望ましい。

（課題）
公立保育所および公立幼稚園において、防犯カメラが設置されていない。

（現状および背景）

公立保育所および公立幼稚園は、防犯上の理由から、塀を設置のうえ、常時出入口の施錠を行っている。

最近では道路や商業施設等の人の集まるところには防犯上の理由から防犯カメラが設置されることが通常となっており、住民や利用者の安全を確保する取り組みが行われている。

地域の将来を担う子どもの安全への配慮は、非常に重要な事項であり、また、保護者からの要望もあるとのことである。

最近の他都市での事件を受けて、小中学校においては防犯カメラ設置などが進んでいるが、保育所や幼稚園においては予算の問題もあり、防犯カメラ設置が進んでいない状況がある。

（改善方法）

主に犯罪の抑止効果が期待でき、子どもたちの安心・安全に大きく寄与すると考えられるため、地域特性や不審者情報の頻度等を考慮し、順次公立保育所および幼稚園にも防犯カメラを設置することを検討することが望ましい。

（C）【意見】保育所職員へのパソコン貸与数の増加を検討することが望まれる。

（課題）

公立保育所に設置されているパソコンは、常勤職員１人あたりに１台の支給となっておらず、複数人での使用となっている。

（現状および背景）

公立保育所職員の残業時間の推移を確認すると、平成 30 年度に大幅に増加していた。これは、カリキュラムの検討や配布資料等の作成を、これまで職員が自宅に持ち帰り対応していたこと等が原因であり、職場内での作業とするように徹底したことも要因の一つと考えられる。

保育所および幼稚園の実地調査で伺った際に確認すると、職員には、１人 1 台のパソコンが貸与されておらず、複数人での利用となっている。

【最近５年間の公立保育所職員の超過勤務時間集計】

年度	超過勤務時間	摘要
平成 26 年度	5,207 時間	―
平成 27 年度	9,242 時間	所長の管理職手当を廃止し、超過勤務に関する手当を支給
平成 28 年度	8,209 時間	―
平成 29 年度	8,293 時間	―
平成 30 年度	13,867 時間	カリキュラムやその他資料の検討・作成を所内での実施に徹底

（改善方法）

幼児への対応は千差万別であり、保育の合間にパソコンを交替で利用するには、限界もあると考える。

超過勤務に関するコスト（支出や職員の心的負担）等とパソコン設置に係るコスト比較の観点から、職員へのパソコンの貸与の増加の検討をすることが望ましい。

（D）【意見】翻訳機の貸し出しを検討することが望まれる。

（課題）

公立保育所・幼稚園に最近外国籍の子どもが入所するケースが出てきているが、言葉の課題があり、子どもについて特に緊急時の連絡を電話でする際に、親とのコミュニケーションがとりにくく、職員が特別に個別対応を図るケースが多くなってきている。

（現状および背景）

例として、長洲幼稚園においては外国籍の子どもが入園しているが、園で活動している中で怪我や風邪をひくことなどもあり、その場合には保護者に電話で状況の報告とどの病院に連れて行くことを希望するか、など、緊急でのコミュニケーションをとる必要が出てくる。しかし、このケースでは保護者は日本語でコミュニケーションをとることができないため、なかなか意思疎通を図ることに難しさがあり、現場として言葉の課題に直面するケースが出てきている。

最近は、安価な翻訳機が出てきていることもあり、このような機器を市が一括で所有した上で、ニーズのある保育所や幼稚園に貸し出す仕組みがあれば、現場の職員の負担を軽減できると考えられる。

（改善方法）

市で各保育所・幼稚園で、翻訳機のニーズを調査した上で、市の所管局が一括で保有・管理し、各保育所・幼稚園から要請があれば、貸し出すなど、現地での環境変化を市としてバックアップする仕組み作りを検討することが望ましい。

（E）【意見】利用者要望への対応について、可否や対応方法の検討が望ましい。

（課題）

公立幼稚園の保護者の要望として、給食の実施および３年保育の実施があるが、現状は実施の検討ができていない。

（現状および背景）

他都市において、給食および３年保育を実施している事例も見受けられるが、現在、公立幼稚園においては、給食は実施されておらず、また、２年保育となっている。

年１回、保護者に対しアンケートを行っているが、その中での要望で多いものは、給食の実施と３年保育の実施となっている。

子育て世帯のニーズへ幅広く対応し、多くの子育て世帯の流入を図るためには、公立幼稚園・保育所を認定こども園に移行することも検討が求められる。

（改善方法）

他都市の事例を分析するとともに、市での導入のメリット・デメリットを明らかとしたうえで、今後の対応について決定されたい。

（Ｆ）【意見】子ども・子育て支援の方向性を検討することが望まれる。

（課題）

子ども・子育て支援に関し、市の特色が市民に理解されているか疑問の残るところである。

（現状および背景）

これまで市では、子ども・子育て支援の充実を図ってきたところであるが、明石市では、中学３年生まで医療費が無料、2 人目から保育料が無料、伊丹市では保育料無償化１年前倒し、西宮市が中学３年生まで医療費が無料（制限あり）、など実施されているが、市において他都市に劣らない特色のある支援の有無について、市民に理解されているかどうかは疑問の残るところである。

（改善方法）

より多くの世帯の流入を目指すには、市の特色のある支援がなされたかどうか近隣市の施策と比較・評価し、限られた財源の中で、子ども・子育て支援にさらなる充実を図るべきなのか、それとも他の施策に財源を振り分けるほうが良いのかを検討の上で、政策遂行することが望まれる。

近隣市の特色ある子ども・子育て支援に関する事例を分析し、財政状況も考慮しながら、今以上に市の子育て世代にとって魅力ある支援となるような施策の実施を検討されたい。

６　事務事業シート

市では、実施している全ての事務事業のうち、一定の基準に該当する事務事業について、平成 13 年度以降、毎年事務事業シートを用いて事務事業評価を実施している。これは行政活動のＰＤＣＡサイクル（Plan/Do/Check/Action）の“Ｃ”と“Ａ”に相当するものとして活用している。

市では、平成 25 年度から、「尼崎市総合計画」に基づいて事務事業を実施しており、平成 29 年度決算から「後期まちづくり基本計画」の施策体系（16 の施策・48 の展開方向）に事業を関連付けてシートを作成している（いずれの施策にも該当しないものは、便宜的に「施策 17　その他」に分類）。

事務事業シートの作成方法は、事務負担および効果を考慮して年々見直しを図っている。

・平成 27 年度決算評価までは、全ての事務事業についてシート作成

・平成 28 年度決算評価からは事務事業の性質ごとに「ソフト事業」や「ハード事業」などに分類し、作成する評価シートを整理

作成シート数	事業分類
２枚	「ソフト事業」、「法定事業（裁量あり）」、「補助金・負担金」
１枚	「法定事業」、「ハード事業」、「施設管理運営」、「その他」
０枚	「内部管理事業」、「負担金・会費」

・平成 30 年度決算評価から、実施について市に裁量がなく、事業の進捗や費用の確認等が主となる事業（法定事業等）についてはシートの作成を行わない方針として整理

作成シート数	事業分類
１枚	「ソフト事業」、「法定事業（裁量あり）」、「補助金・負担金」
０枚	「法定事業」、「ハード事業」、「施設管理運営」、「その他」、「内部管理事業」、「負担金・会費」

事務事業シート作成対象である３つの事業についても、シート記載項目の簡略化が図られ作成シート数が１枚となっている。ただし、その過程で記載が省略された項目としては下記事項がある。

【注】令和元年度事務事業シートの項目に合わせて平成30年度事務事業シートの項目を並び替えている。

平成30年度事務事業シート		令和元年度事務事業シート	
①事業概要		①事業概要	
	事業実施趣旨		事業目的（趣旨・対象・求める成果）
	対象		
	求める成果		
	事業概要		事業概要
	実施内容		実施内容
③事業成果の点検		②事業成果の点検	
	評価指標（単位）		目標指標
	目標・実績		目標・実績
	平成29年度の目標に対する達成状況		事業成果（達成状況等）
②事業費（事業費、人件費及び財源内訳）		③事業費（事業費、人件費及び財源内訳）	
④必要性・有効性の点検		記載項目から削除	
⑤受益と負担の適正化の点検			
⑥他自治体比較			
⑦担い手の点検			
	現状の委託等		
	委託等の可能性		
	協働の領域		
⑧総合評価			
⑨改善の方向性			
	平成30年度以降の取組方針		

市に何らかの意図があり、記載項目を絞ることにしたと推測するが、削除された項目は点検事項としては必要な事項もあるのではないだろうか。なお、令和元年度事務事業シートにおいて、これら項目の割愛に関しては何ら記載がない状態である。

②事業成果の点検での「目標指標」についても、その事務事業の成果を測るための指標としてふさわしいのかどうかわかりにくいものが散見されている。また、その目標指標の設定の過程で、誰がどのようにして決定したのかが見えにくい状態となっている。

（１）監査の結論

【指摘】事務事業シートの変更を行う場合には、評価の実効性を確保できるようにするとともに、市民への説明責任を果たすべきである。

（課題）

令和元年度事務事業シートについて、事業効果測定のために重要な過半の項目が記載されなくなっている。これらの項目について検討の必要性が低くなったとは考えにくい中、事務記載項目から削除されているが、これらの項目を削除して

も市が唱えるＰＤＣＡサイクルの“Ｃ”と“Ａ”がしっかりと出来るのかどうか疑問が残る。
　加えて、その削除の旨や理由などが、令和元年度事務事業シートにおいて明らかにされていない。

（現状および背景）
　市では、平成 25 年度以降毎年、事務事業シートにて市の全事務事業を対象として評価を行っている。ただ全事務事業のうち、一定の条件に該当するもの、特に市が独自で行う事務事業ではないもの（国等が主体的に実施を行う事務事業で市はその代行を行う場合など）については、市に裁量がなく、事業の進捗や費用の確認等が主となる事業（法定事業等）についてはシートの作成を行っていない。
　加えて、平成 30 年度事務事業シートにおいて、検討されていた項目と比較して、令和元年度事務事業シートにおいて検討されている項目が割愛されている。具体的には下記事項である。
・必要性・有効性の点検
・受益と負担の適正化の点検
・他自治体比較
・担い手の点検（現状の委託等、委託等の可能性、協働の領域）
・総合評価
・改善の方向性（次年度以降の取り組み方針）
　これらの項目は、事務事業を評価するに際して非常に有効な項目であると考えるが、これらが割愛されると各種の事務事業が効率的に行われたのかが評価できず、各種事業が市民に効用をもたらすものでなくとも、容易に事業の見直しができなくなると危惧する。
　それら割愛された事項に関する検討については、2019 年度事務事業シートの「②事業成果の点検・事業成果（達成状況等）」に集約されているかもしれないが、令和元年度事務事業シートの「②事業成果の点検・事業成果（達成状況等）」に記載されている内容は、平成 30 年度事務事業シートの「③事業成果の点検・平成 29 年度の目標に対する達成状況」の内容と大差ないものしか記載がされていない事案が多数であり、客観的には割愛した各事業の載項目が全く検討されていないように見える。
　市が令和元年度事務事業シート「Ｉ　尼崎市における事務事業の点検」には、下記記載が付されている。

本市では、平成 13 年度から①事務事業の見直し②市民の皆さまへの説明責任③職員の意識改革を目的に事務事業評価を導入し、市が実施している事務事業の成果を客観的な指標（数値化されたもの）などを活用し評価することで、事業の見直し等を図るツールとして活用してきました。

行政活動のＰＤＣＡサイクルのＣとＡに相当するものです。事業のスクラップ・アンド・ビルドを推進するツールとして活用してきました。

平成 30 年度決算における事務事業シートの作成からは、「施策評価結果」との関連性を高めていくことなどを目的に、ＰＤＣＡサイクルのＣ（CHECK）に相当すると位置づけ、事業を振り返る自己点検ツールとしてシートの作成を実施します。

事務事業シートの活用の目的が上記にあるということであるが、この年度より削除された項目について評価しなければ“Ｃに相当する”つまり、“事業を振り返る”ことができず、事務事業実施の実効性が確保できないのではないかと危惧するところである。

また、令和元年度事務事業シートにおいて、これらの項目を割愛することについて、その事実、内容、理由などについては一切触れられていないことも、このシートが“市民の皆様への説明責任”を果たす観点に鑑みた際、疑問が残る。

（改善方法）

削除された項目は点検事項としては必要な事項と考えられることから、必要な検討項目については次年度以降では再度検討項目として検証していく必要があると考える。その際、削除した記載項目を復活させるという意味ではなく、その内容のうちで記載するべきと判断した内容を「②事業成果の点検・事業成果（達成状況等）」の欄に付記するなどの対応が計られる必要がある。

また、今回のような検討項目などを変更する際には、事務事業シートにおいて、“その旨”、“その理由”、“変更する場合の長所・短所”などの記載を行い、市民への説明責任を果たすべきである。

第４章　幼稚園、保育園、認定こども園

Ⅰ 概要

わが国では、就学前の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、様々な施設において保育および教育が提供されることが保障されており、地方公共団体がその重要な役割を担うことになっている。

市においても、市立施設での保育および教育の提供の他、保育事業者への給付（運営費に関する給付）や、保育職員の確保のための補助金交付等、児童の健全な育成および保育・教育の質の向上のための様々な支援（以下、「子ども支援」という。）が児童および保護者に対して行われている。

Ⅱ 監査の実施概要

市による児童への保育・教育の提供に関する事務執行等が、国の定めた基準等に則り、適切に事務執行を行っているか、事業目的の達成のために効果的な事務執行を行っているかについて、所管課へのヒアリング、現地調査や関係資料を閲覧することにより確認した。

なお、本章での監査の対象は、市における子ども支援に関する個々の事務事業とし、不備もしくは改善や今後のあり方の検討が必要と思われるものについてのみ記載している（注：表題に付している番号は、第３章Ⅱ４.「施策 04　子ども・子育て支援」の事務事業一覧表の番号と連携している）。

Ⅲ 監査の検出事項

１　公立保育所地域活動事業費（コード番号；３Ｇ２Ｋ）【48】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	少子化・核家族化が進み、入所児童が地域の親子や高齢者と交流する機会も少なくなっている。また、地域の子育て家庭や高齢者についても孤立しがちな状況があることから、お互いが交流し合う場として保育所で事業を実施している。 地域の財産である公立保育所を活用し、公立保育所が地域に根差した施設の役割を担っていくことを目指す。
事業概要	公立保育所が地域に密着し、地域住民のために活動や情報を発信する。
実施内容	保育所が地域に密着し、地域住民のために活動や情報を発信するとともに、次のような事業を実施する。 ①　世代間交流事業 ②　異年齢児交流事業 地域住民参加者数 平成 27 年度：1,294 人、平成 28 年度：934 人、平成 29 年度：881 人、平成 30 年度：592 人

②　事業成果の点検

目標指標	実施保育所数（適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定）						単位	箇所数
目標・実績	目標値	20	28 年度	21	29 年度	21	30 年度	21
事業成果	・公立保育所が地域に密着し、地域住民のための活動や情報を発信し事業を進めている。地域と交流を持つことで、つながりができ温かく見守ってもらうきっかけづくりとなっている。また、地域の親子や高齢者との交流を持つことが、保育所の子どもたちにとって良い刺激となり、社会性を培っている。 ・参加人数が減少しているが、毎年の交流を楽しみにしている高齢者の参加が多い。参加者の減少については、増加を図る工夫が必要である。							

③　事業費

		29年度決算	30年度決算	(参考) 令和元年度予算
事業費　A		416	404	399
人件費　B		43,622	40,914	52,021
合計　C (A+B)		44,038	41,318	52,420
Cの財源内訳	国庫・県支出金	―	―	―
	市債	―	―	―
	その他	―	―	―
	一般財源	44,038	41,318	52,420

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 効率的・効果的に事業が実施されているか。	―	○
② 参加者を広く募集しているか。	―	○
③ 持続可能な事業であるか。	―	○

（３）監査の結論

【意見】地域住民参加を一層促すことが望まれる。

（課題）

児童の健全な育成を図るために地域が果たす役割は大きいと考えられるが、世代間交流事業に参加する地域住民が減少している。

(現状および背景)

世代間交流等を実施する公立保育所数は目標を達成しているが、地域住民参加者数が、著しく減少している。

その要因として、異年齢児交流（地域親子向け）では、「つどいの広場」など地域の子育て支援施設の充実により、地域の親子の参加が減少しているものと思われる。

世代間交流（高齢者向け）では、他の市町村での地域の課題として挙げられているように、自治活動に参加する父兄・老人が減少していることも要因となっていると考えられるが、健全な児童育成のためには、地域住民間の交流が重要である。しかしながら、地域協働に関する事業を所管する各地域課と当該事

業に関する交流はないとのことである。

今後、各地域課と協力することにより、それぞれの保育施設が地域事情を鑑み、異年齢児交流から世代間交流等に移行する場合には、地域の老人クラブとの橋渡しをしてもらうなどし、今以上の積極的な呼びかけが必要と考える。

（改善方法）

参加者を募るためには、自治会や老人クラブ等地域団体との連携を図ることが効果的であると考えられるため、各地域課と協働することを検討されたい。

２　施設型給付費（コード番号；Ｂ４２Ｑ）【72】

（１）事業説明

注：令和元年度事務事業シートでは当該事業について事務事業シートが作成されないこととしているため、下記では平成 30 年度事務事業シートの情報を記載している。

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、新制度に移行した私立幼稚園及び認定こども園に対し、幼児教育に通常要する運営経費である施設型給付費を支給することで、幼児教育の向上に寄与する。
事業概要	新制度に移行した私立幼稚園及び認定こども園に対し、幼児教育に通常要する運営経費である施設型給付費を支給する。
実施内容	1　平成 29 年度支給額　　902,991,452 円 平成 28 年度支給額　　841,281,897 円 2　支給対象施設 尼崎市教育認定子どもが通園する新制度に移行した私立幼稚園及び認定こども園（平成 28・29 年度市内所在施設数：私立幼稚園・・・1 園　認定こども園 11 園） 3　支給対象施設に在園する尼崎市教育認定子ども数 平成 29 年度年間延べ人数：33,258 人　5 月 1 日時点：2,754 人 平成 28 年度年間延べ人数：33,377 人　5 月 1 日時点：2,747 人

②　事業費

		28 年度決算	29 年度決算	（参考）30 年度予算
事業費　A		841,282	902,991	1,071,911
人件費　B		7,487	8,811	10,393
合計　C（A+B）		848,769	911,802	1,032,304
Cの財源内訳	国庫・県支出金	615,645	564,705	639,435
	市債	－	－	－
	その他	－	－	－
	一般財源	233,124	347,097	441,154

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 各施設に支弁する給付費について、各施設からの報告	○	―

をどのよう検証しているか。		
② 施設給付に関する実地確認が実施されているか。	○	―
③ 施設給付に関する実地確認につき、マニュアル等を整備し、効率的に事務を執行しているか。	○	―

（３）監査の結論

【指摘】施設給付に関する実地確認が行われていない。

（課題）

教育委員会において、施設給付費に関する実地確認が行われていない。

（現状および背景）

国は、法人教育施設の定員区分、認定区分、各種加算事項および設備記録等の施設給付費の基礎となる事項について、実地確認をすることを求めているが、人員不足の状況にあることから実地確認を実施できていない。

現状では、教育施設からの定員区分や加算事項等についての不実の報告があったとしても、判明しない状況となっており、各施設間の公平が図られない可能性がある。

（改善方法）

組織のあり方の検討に加え、給付に関し、適切な教育施設運営がなされているか、監査手法を確立のうえ実地により確認する必要がある。

３　一時預かり事業補助金（コード番号；３Ｌ１Ｃ）【55】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	核家族化に伴い、短時間の就労機会や家族の病気、更には保育のための精神的負担の解消など多様な保護者のニーズに対する子育て支援を行うため。
事業概要	一時預かり事業を実施する法人保育園に助成を行う。（実施保育園平成 29 年度 30 園・平成 30 年度 31 園）
実施内容	一時預かり事業には次の 3 つの事業があり、平成 30 年度では、法人保育園 31 園で実施し、利用者数は延べ 17,037 人であった。 ⑴　非定型的保育サービス事業：保護者の短時間又は断続的な労働、職業訓練、就学等により家庭における育児が困難となり、一時的に保育が必要となる乳幼児を対象とする。 ⑵　緊急保育サービス事業：保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭その他やむを得ないと認められる事由により、緊急かつ一時的に家庭における育児が困難となり、一時的に保育が必要となる乳幼児を対象とする。 ⑶　私的理由による保育サービス事業：保護者の育児等に伴う心理的又は肉体的な負担の解消等の私的な理由により、一時的に保育が必要となる乳幼児を対象とする。

②　事業成果の点検

目標指標	一時預かり保育を実施する法人保育施設等（適切な成果指標およびその目標設定が困難なため、活動指標の実績値のみを表記）						単位	園
目標・実績	目標値	―	28 年度	28	29 年度	30	30 年度	31
事業成果	法人保育園における一時預かり事業の実施は、多様化する保育ニーズへの対応につながっている。また、児童の健やかな成長を支援するため、今後も継続実施が必要と考えられる。							

③　事業費

	29 年度決算	30 年度決算	（参考）令和元年度予算
事業費　A	65,574	67,317	77,127
人件費　B	1,670	1,665	1,645

合計　C（A+B）		67,244	68,982	78,772
Cの財源内訳	国庫・県支出金	45,183	47,603	50,192
	市債	－	－	－
	その他	－	－	－
	一般財源	22,061	16,379	28,580

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 補助金額の決定をどのように行っているか。	○	―
② 補助金交付対象からの収支報告の正確性を検証しているか。	○	―
③ 持続可能な事業であるか。	○	―

（３）監査の結論

【指摘】補助金の交付については、一時預かりの実態が確認できる証拠書類を確認し、補助金が適切に使用されているか検証する必要がある。

（課題）
補助金交付に関し、一時預かりに関する報告書を補助対象先から入手しているが、一時預かりの実態が確認できる資料との照合を行っていない。

（現状および背景）

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育施設で一時的に保育する事業である。

各保育所から「一時預かり事業開始届出書」を一時預かり事業を開始する際に入手し、「尼崎市一時預かり事業実績報告書」を毎月入手している。「一時預かり事業開始届出書」の添付書類として、①定款、その他基本約款、②従事する職員の氏名及び経歴を記載した書類（履歴書等）及び保育士証、③一時預かり事業を行う部屋の位置及び面積がわかる図面も入手しており、一時預かり事業の施設や職員に係る形式的な確認作業はこれらの資料を用いて行っている。

ただ、当該事業開始届出書や当該報告書が補助金拠出の根拠資料の一部ではあるが、一時預かり保育が実際に発生したという実態が確認できる資料とはなっていないため、別途一時預かりの実態を確認する必要があると考える。例え

ば、一時預かりに関する保護者からの申出書、職員の業務日誌や一時預かり料収受記録などによる確認を指す。

また、法人指導課も保育施設を監査しているが、当該実態確認に関する連携は行われていない。

（改善方法）

補助対象先から入手した報告書の内容を確認するべく、抜き打ちによる一部についてでも、一時預かりの実態が確認できる資料（例えば、保護者からの一時預かり申込書、職員の業務日誌、一時預かり料収受記録など）との照合により、補助の要件を充足していることを確認する必要がある。

また、効率性の観点から、法人指導課と連携して確認することも検討すべきである。

４　法人保育施設等特別保育事業等補助金（延長保育）（コード番号；３Ｌ１Ｄ）【56】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	０歳児保育、延長保育などの保育ニーズが増加している中で、法人保育施設等入所児童およびその保護者、地域の親子や高齢者を対象とし、保育ニーズの多様化に対応した保育サービスの充実を図るもの。
事業概要	多様化する保育ニーズへの対応や、法人保育施設等が保育内容の向上を図るために補助を行う。
実施内容	＜平成 30 年度実績＞ 法人保育施設等では、保育ニーズに対応して、障害児保育、延長保育を実施した。また、待機児童の減少を図るため、定員の弾力化を実施し、児童の受け入れを行った。 【法人保育園】 ・延長保育事業（国庫・県費補助事業）　55 園、延べ 117,707 人（日）受入れ　50,977 千円 ・待機児童解消事業（市単独事業）　48 園、　延べ 5,705 人受入れ　114,100 千円 ・障害児保育事業（市単独事業）35 園、児童数 97 人　84,742 千円 ・地域活動事業（市単独事業）49 園、97 事業実施　8,285 千円 【認定こども園】（平成 27 年度～） ・延長保育事業（国庫・県費補助事業）　11 園、延べ 20,318 人（日）受入れ　8,753 千円 ・待機児童解消事業（市単独事業）9 園、延べ 963 人受入れ　19,260 千円 ・障害児保育事業４園、　児童数 17 人、　14,087 千円 【地域型保育事業所】（平成 27 年度～） ・延長保育事業（国庫・県費補助事業）　5 事業所、延べ 2,324 人（日）受入れ　2,515 千円 ・待機児童解消事業（市単独事業）　15 事業所、延べ 470 人受入れ　9,400 千円

② 事業成果の点検

目標指標	延長保育を実施する法人保育施設等(適切な成果指標およびその目標設定が困難なため、活動指標の実績値のみを表記)						単位	園
目標・実績	目標値	―	28 年度	74	29 年度	71	30 年度	71
事業成果	・ほとんどの園が待機児童解消のための定員を超えての受け入れ促進、障害児保育、延長保育など多様な保育ニーズに対応し、保育サービスを行っている。 ・保育施設のノウハウを生かした世代間交流や異年児交流等の事業展開による地域住民との交流は、児童にとって貴重な体験になっている。 ・多様な保育ニーズに対応し、保育入所児童の健全な育成および在宅子育て家庭や地域住民との交流を深めることに寄与している。							

③ 事業費

		29 年度決算	30 年度決算	(参考) 令和元年度予算
事業費 A		319,032	312,118	323,111
人件費 B		7,397	6,823	4,230
合計 C (A+B)		326,429	318,941	327,341
C の財源内訳	国庫・県支出金	24,720	24,180	25,180
	市債	20,542	19,689	25,180
	その他	―	―	―
	一般財源	281,167	275,072	276,981

(2) 監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 補助金額の決定をどのように行っているか。	○	―
② 補助金交付対象からの収支報告の正確性を検証しているか。	○	―
③ 持続可能な事業であるか。	○	―

（３）監査の結論

【指摘】補助金の交付については、延長の実態が確認できる証拠書類を確認し、補助金が適切に使用されているか検証する必要がある。

（課題）

補助金交付に関し、延長保育に関する報告書を補助対象先から入手しているが、延長保育の実態が確認できる資料との照合を行っていない。

（現状および背景）

延長保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、保育施設で保育を実施する事業である。

「尼崎市延長事業実績報告書」を毎月各保育所から入手し、当報告書が補助金拠出の根拠資料となるが、延長保育の実態が確認できる資料を確認していない。

また、法人指導課も保育施設を監査しているが、当該実態確認に関する連携は行われていない。

現状では、補助対象先が補助の要件を満たしていたのかが確認できていない状況となっている。

（改善方法）

補助対象先から入手した報告書の内容を確認するべく、抜き打ちによる一部についてでも、延長保育の実態が確認できる資料（例えば、保護者からの延長保育申込書、職員の業務日誌、延長保育料収受記録など）との照合により、補助の要件を充足していることを確認する必要がある。

また、効率性の観点から、法人指導課と連携して確認することも検討すべきである。

５　経験ある保育士配置促進事業補助金（コード番号；３Ｌ１Ｆ）【58】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	法人保育園では経験・実績が豊富な保育士の確保は非常に難しいため、経験年数の短い保育士が多い。市としては保育の質の向上のために経験豊かな保育士の配置が促進されるよう支援を行う。 平成 21 年度以降に民間移管した法人保育園入所児童およびその保護者を対象とし、経験年数の多い保育士を増やすことや若い保育士を育てることで、保護者の安心感と保育のさらなる質の向上に資する。
事業概要	平成 21 年度以降、民間移管した法人保育園においては、一定の経験年数を有する保育士の配置を移管条件としており、保育士経験 10 年以上の保育士の配置に対して、移管後 5 年間について補助を行う。
実施内容	保育士経験 10 年以上の保育士を配置する民間保育所へ補助金を交付する。経験実績のある保育士の確保を促進するため、5 年間補助を行う。 【制度内容】　　1 人当たり 50,000 円/月 ・定員 60 人未満　　2 人 ・定員 60 人以上 90 人未満　　3 人 ・定員 90 人以上　　4 人（上限を満たしていない場合は、その人数） 【30 年度実績】 補助対象 6 園 ①　80 人定員(平成 26 年 4 月移管園) ②　100 人定員(平成 26 年 4 月移管園) ③　110 人定員(平成 26 年 4 月移管園) ④　105 人定員(平成 27 年 4 月移管園) ⑤　60 人定員(平成 27 年 4 月移管園) ⑥　110 人定員（平成 28 年 4 月移管園）

②　事業成果の点検

目標指標	民間移管園で補助対象職員が勤務する法人保育施設等数(適切な成果指標およびその目標設定が困難なため、活動指標の実績値のみを表記)	単位	園

目標・実績	目標値	―	28 年度	8	29 年度	7	30 年度	6
事業成果	民間移管後 5 年間の期間内にあり、補助対象職員が勤務する法人保育施設等全てにおいて実施している。							

③　事業費

		29 年度決算	30 年度決算	（参考）令和元年度予算
事業費　A		12,100	11,150	8,400
人件費　B		1,034	476	470
合計　C（A+B）		13,134	11,626	8,870
C の財源内訳	国庫・県支出金	―	―	―
	市債	―	―	―
	その他	―	―	―
	一般財源	13,134	11,626	8,870

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 補助要件を満たすことを確認しているか。	―	○
② 広く補助金の利用者を募っているか。	―	○
③ 補助金の使途が補助目的に整合することを確認しているか。	―	○

（３）監査の結論

【意見】補助金の使途を保育士給与の増額のためとすることを検討することが望ましい。

（課題）

10 年以上勤続する保育士を配置する私立保育所事業者に、補助金を交付しているが、補助目的に適う使途を確認していない。

（現状および背景）

保育の質を確保する観点から、10 年以上勤続する保育士を配置する私立保育所事業者に対し補助金を交付しているが、当該補助金の使途について確認して

いない。

補助金が保育の質を確保するためのものであり、10 年以上勤続する者を配置する場合に交付されるものであることに鑑みれば、保育士の勤続の動機付けとなるような仕組みであることが必要と考える。

（改善方法）

補助金交付の目的からすれば、補助金の使途を 10 年以上勤続の職員の給与とするように定めることを検討することが望まれる。

６　産休等代替職員費補助金（コード番号；３Ｌ１Ｈ）【60】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	法人保育施設（法人保育園、幼保連携型認定こども園）の職員が出産又は傷病のため長期間にわたる休暇を必要とする間に、施設における児童の処遇を確保し保育の質を安定させるため、保育士等の代替職員配置を促進する必要がある。代替職員雇用期間中に係る費用を補助することで、法人保育施設の金銭的な負担を低減し、ひいては、入所児童に提供する保育環境を維持する。
事業概要	法人保育施設（法人保育園、幼保連携型認定こども園）の職員が出産又は傷病のため長期間にわたる休暇を必要とする間に、その職員の職務を行わせるための代替職員を施設が臨時的に雇用する場合に、その代替職員にかかる所要経費を補助する。
実施内容	法人保育施設（法人保育園、幼保連携型認定こども園）の職員が出産又は傷病のため長期間にわたる休暇を必要とする間に、その職員の職務を行わせるための代替職員を施設が臨時的に雇用する場合に、その代替職員にかかる所要経費を補助する。 １　職員が出産する場合 職員の出産予定日の 8 週間（多児妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から産後 8 週間を経過する日までの期間 ２　職員が疾病のため 31 日以上の継続する療養を必要とする場合 職員が休暇を開始して 7 日経過した日（8 日目）から 89 日経過した日（90 日目）までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間 平成 22 年度実績　7 園、平成 23 年度実績　3 園 平成 24 年度実績　6 園、平成 25 年度実績　4 園 平成 26 年度実績　6 園、平成 27 年度実績　9 園 平成 28 年度実績　10 園、平成 29 年度実績　4 園 平成 30 年度実績　5 園

②　事業成果の点検

目標指標	法人保育施設で産休等代替職員が必要となった場合の実施率(適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)	単位	%

目標・実績	目標値	100	28年度	100	29年度	100	30年度	100
事業成果	適正な申請のある法人保育施設に対して、全て実施し、平成30年度では、５施設に執行した。							

③　事業費

		29年度決算	30年度決算	(参考) 令和元年度予算
事業費　A		1,717	3,025	4,263
人件費　B		1,114	476	470
合計　C (A+B)		2,831	3,501	4,733
Cの財源内訳	国庫・県支出金	―	―	―
	市債	―	―	―
	その他	―	―	―
	一般財源	2,831	3,501	4,733

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 補助の要件を満たすことを確認しているか。	―	○
② 広く補助金利用者を募っているか。	―	○
③ 市民の公平を図れるものであるか。	―	○

（３）監査の結論

【意見】保育の質を向上させるために補助金活用の促進を図る、又は利用実績が少ないため、廃止等を含めた補助金のあり方を検討することが望ましい。

（課題）

産休および疾病により休職となった職員の代替職員確保のために、法人保育施設に対して代替職員確保のための補助金を交付しているが、利用実績が低い。

（現状および背景）

保育の質の確保のためには、職員の確保は重要であり、法人保育施設では近年、職員の確保が難しくなってきている。このような状況を鑑みれば、より一層法人に働きかけ、当該補助金の利用の促進を図るべきである。

一方で、本来、産休等の職員の代替は、法人が考えるべきものである。

制度の継続や交付金額のあり方について、改めて検討することが望まれる。

（改善方法）

補助金の活用を図るため、今以上に周知の徹底を図ることや、活用を容易にするために補助要件の見直しを図ることを検討されたい。また、補助実績が低い状況であることから、廃止を含めた補助金のあり方を検討されたい。

7　保育環境改善事業費（コード番号；３Ｌ１Ｋ）【63】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	多様化する保育ニーズへの適切な対応や老朽化した保育施設の環境改善、待機児童の解消等を適切に進め、より効率的な保育所運営を行うことを目的に、公立保育所の民間移管を計画的に推進する。 また、老朽化した法人保育園の保育環境の改善を図るため、国の保育所等整備交付金を活用して、施設の建替えや大規模改修を行う法人保育園に対して、その費用の一部を補助する。 事業の対象となるのは、保育所入所者、入所希望者およびその乳幼児。
事業概要	公立保育所の民間移管において、移管後保育園で 0 歳児保育や一時預かりの実施等、保育サービスの充実を図るとともに、老朽化した保育所の建替えや改修を行う等、保育環境の改善に取り組む。また、国交付金等を活用して、増改築、改築および大規模改修を行う私立保育所に対し、費用の一部を助成することにより、保育環境の改善を図る。 なお、平成 27 年度から費目を移動し事業を統一した。
実施内容	１　公立保育所の民間移管＜平成 30 年度実績＞ ⑴　移管法人選定委員会　：　「第 4 次　保育環境改善及び民間移管計画」に基づき、塚口北保育所および富松保育所の移管法人選定委員会を開催し、移管法人を決定した。また、神崎保育所の移管法人選定委員会を設置し、選定委員会を開催した（塚口北保育所：3 回、富松保育所：5 回、神崎保育所：3 回）。 ⑵　三者協議会　：　塚口北保育所および富松保育所において、円滑な民間移管を実施していくために、保護者の代表、法人および市の三者で構成される三者協議会を設置し、保護者が不安や疑問に思われていることなどについて話し合い、協議を行った（塚口北保育所：5 回、富松保育所：3 回）。 ２　保育環境改善事業 法人保育園に対する施設整備補助 国の保育所等整備交付金等を活用して、増改築、改築および大規模改修を行う法人保育園に対し、その費用の一部を助成し、保育環境の改善および待機児童の解消を図った。

	〈平成 30 年度実績〉 改築事業　1 園（平成 29～平成 30 年度の 2 ヵ年工事 1 園） 増改築事業　3 園（平成 29～平成 30 年度の 2 ヵ年工事 3 園 大規模改修　1 園

② 事業成果の点検

目標指標	―（求める成果が多岐にわたり、適切な成果指標および活動指標の設定は困難）						単位	―
目標・実績	目標値	―	28 年度	―	29 年度	―	30 年度	―
事業成果	「第 4 次　保育環境改善及び民間移管計画」に基づき、事業進捗を図った。老朽化している法人保育園に対しては、改築事業（1 園）と増改築事業（3 園）、大規模改修（1 園）を実施し、保育環境の改善を行った。							

③ 事業費

		29 年度決算	30 年度決算	（参考）令和元年度予算
事業費　A		600,752	732,214	725,697
人件費　B		36,890	36,924	32,891
合計　C（A+B）		637,642	769,138	758,588
C の財源内訳	国庫・県支出金	429,566	604,011	611,534
	市債	135,000	96,700	68,500
	その他	51	1,167	―
	一般財源	73,025	67,260	78,554

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 規則・補助要綱等に基づく事務執行を行っているか。	○	―
② 保育施設事業者の公平が図られているか。	○	―
③ 保育事業者の契約事務につき、競争性の働く方法が採用されているか。	○	―

（３）監査の結論

【指摘】私立保育所の施設整備費につき、事業者の負担額は建設資金の４分の１以上とすることを徹底する必要がある。

（課題）

私立保育所の施設整備については、事業者が建設資金の４分の１以上を負担することになっているが、一部の園について資料を見たところ実際には４分の１に満たない負担となっていた例があった。

（現状および背景）

私立保育所の施設整備については、事業者が建設資金の４分の１以上を拠出することになっており、どの事業者の施設整備を優先するかについては、選定委員会により、当該事業者の財務健全性を考慮しつつ決定する。

平成 30 年度のつくし保育園の施設整備について、つくし保育園から提出された資料を確認すると、概算経費 151 百万円に対して自己負担 26 百万円とされており、自己負担が施設整備費の４分の１になっていなかった（本来であれば、151 百万円×1/4=37 百万円以上の自己資金が必要）。

自己資金に余裕がない事案の場合は、選定委員会において補助金対象から除外されていた可能性がある。他事業者との公平を確保するため、自己負担を厳密に求める必要がある。

（改善方法）

今後、施設整備費交付手続の誤りがないよう、決裁に際し金額確認を実施した旨の記録をする等、事業者負担に関する確認に関する適切な事務執行に努められたい。

８　児童ホーム運営事業費（コード番号；３Ｚ１Ａ）【67】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	保護者が昼間、労働等による不在のため、家庭において保護を受けることができない留守家庭児童に安全な生活の場を提供するとともに、集団生活の中での遊びを通して生活指導、余暇指導を行う。
事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している留守家庭児童に対し、遊びや生活の場を提供するとともに、適切な遊びや生活指導を通じた集団生活の中で、児童の健全な育成を図る。
実施内容	市内在住の小学１年生から６年生までの留守家庭児童を対象に、学校施設内に児童ホームという「生活の場」を提供し、遊びを通じて生活、余暇、学習指導等を家庭に代わって実施するもの。 1. 入所者数(H30/5/1 時点)　2,450 人 2. 開所時間 （通常）　12：00～17：00 （学校休業日）　8：30～17：00 （土曜日）　9：00～17：00 3. 延長育成　17：00～18:00 の１時間育成時間を延長 4. 児童ホーム数(H30/5/1 時点)　51 ホーム

②　事業成果の点検

目標指標	児童ホーム入所者数(5 月 1 日時点)（適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定）						単位	人
目標・実績	目標値	2,440	28 年度	2,308	29 年度	2,432	30 年度	2,450
事業成果	共働き家庭等の増加など社会環境の変化などにより、ニーズが高まっているなか、放課後に安心して過ごせる生活の場としての役割はより重要となっている。運営面においては、ボランティアや NPO など地域の人的資源の活用を図ることにより、魅力ある児童ホーム運営に努めている。また、児童にとって安心・安全な居場所づくりのために指導員の資質向上にも努めている。							

③　事業費

	29 年度決算	30 年度決算	（参考）令和元年度予算
事業費　A	5,156	8,131	5,806

人件費　B		518,032	510,172	574,433
合計　C（A+B）		523,188	518,303	580,239
Cの財源内訳	国庫・県支出金	205,833	211,725	187,510
	市債	―	―	―
	その他	152,252	163,660	165,400
	一般財源	165,103	142,918	227,329

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 利用者の増加に取り組んでいるか。	―	○
② 保護者ニーズに応じたサービスを行っているか。	―	○
③ 効率的な運営方法のあり方を検討しているか。	―	○

（３）監査の結論

【意見】“児童ホーム”および“こどもクラブ”の運営方式について、様々な運営方式における市のメリット・デメリットを明らかとし、今後の運営方針のあり方に関する検討を行うことが望ましい。

（課題）

児童ホームおよびこどもクラブの運営につき、他都市では民間事業者への委託および指定管理者制度の導入等を行っている事例があるが、効率的な運営方式に関する検討が十分に行われていない。

（現状および背景）

市内 54 か所（小学校内 41）において児童ホームおよび小学校にてこどもクラブを運営しており、職員は市が採用し、国の基準に基づく職員の配置をしている。

また、市は子ども・子育て支援に資するという観点から、児童ホーム入所の選考に漏れた児童にこどもクラブへの入所を促し、その児童がこどもクラブに入所した場合には、児童ホームと同様に保護者へ出欠連絡や早退連絡を行う等により、きめ細かな対応をしている。児童ホームおよびこどもクラブの利用者数は多く、子育て世帯のニーズに応えるものであることが伺える。他方で、他市においては、児童ホームおよびこどもクラブの運営に関し、運営委託や指定

管理者制度を導入している事例もあるとともに、市のように全小学校にこどもクラブを設置したり、土曜日に開所したりしているケースはほとんど見られない。市でも児童ホームについては、毎年民間に運営を委託することを検討しているものの、具体的なコストシミュレーションや民間事業者とのディスカッションを行っていない。一方、こどもクラブの運営方式の変更に関する検討は行われていない状況である。

施設従事職員の確保、運営コストの削減およびノウハウを活用したサービスの提供の可能性の観点から、指定管理者制度の採用・民間委託に関する詳細な検討を進められたい。

（改善方法）

他都市の児童ホームおよびこどもクラブの運営方式の事例を分析するとともに、市にとっていかなる運営方式の変更がもたらすメリット・デメリットを明らかとし、いかなる運営方式が最適であるか議論を進められたい。また、この検討結果を事務事業シートに記載されることが望ましい。

９　児童育成環境整備事業費（コード番号；３Ｚ１Ｍ）【92】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	小学校の放課後、土曜日、長期休業日において、子どもが安心して活動できる居場所の確保を図り、児童の自主性、社会性等を育むことを目的とする。 こどもクラブが放課後の子どもの居場所の一つとして位置付けられ、子どもが安心して活動できる場となるようにする。また、異年齢児の交流により、児童の自主性、社会性、創造性を育む。
事業概要	全小学校に拠点室を設置し、毎放課後、土曜日および長期休業日において、児童が安心して活動できる場所を確保し、児童が自主的に参加し、他の参加児童と交流する中で、児童の自主性・社会性・創造性を育むことを目的に、こどもクラブ事業を実施する。
実施内容	小学校の放課後、土曜日、長期休業日において、児童がこどもクラブ事業に自主的に参加し、他の参加児童と交流する中で、児童の自主性、社会性等を育むことを目的として、子どもが安心して活動できる場の確保を図る。 開設日：日曜日・祝日・年末年始を除く毎日 開設時間： （月曜日から金曜日） ・原則として午後１時から学校の下校時刻まで ・冬季の期間および終了時刻は、こどもクラブにより異なる （土曜日、夏・冬・春の学校休業日および代休日） ・午前９時から正午までと午後１時から学校の下校時刻まで 実施場所：小学校余裕教室、小学校敷地内専用施設

②　事業成果の点検

目標指標	こどもクラブの登録児童率(適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)						単位	％
目標・実績	目標値	40	28 年度	35.5	29 年度	35.2	30 年度	35.4
事業成果	全小学校の敷地内に設置して毎日実施することにより、放課後の子どもの居場所の一つとして、様々な人的地域資源を活用しながら、子どもの遊びの多様化に対応しており、児童にとって、安全で、安心して遊ぶことのできる場となっている。							

	引き続き、児童、保護者にとって、安全で安心して過ごせる環境づくりに努めていくとともに、今日的な社会環境の変化などにより、放課後児童対策の充実が求められており、より利用者のニーズに即した、こどもクラブの運営のあり方について、検討を行う。

③　事業費

		29 年度決算	30 年度決算	(参考) 令和元年度予算
事業費　A		45,512	12,235	26,852
人件費　B		355,122	339,489	226,478
合計　C (A+B)		400,634	351,724	253,330
C の財源内訳	国庫・県支出金	56,789	46,894	58,801
	市債	28,900	―	5,400
	その他	―	―	―
	一般財源	314,945	304,830	189,129

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 利用者の増加に取り組んでいるか。	―	○
② 保護者ニーズに応じたサービスを行っているか。	―	○
③ 効率的な運営方法のあり方を検討しているか。	―	○

（３）監査の結論

８　児童ホーム運営事業費（コード番号；３Ｚ１Ａ）（３）監査の結論参照

第５章　その他の子ども・子育て支援

Ⅰ 概要

１　わが国における子ども・子育て支援

第３章Ⅰ５．において、「地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実」として記載しているとおり、わが国において子ども・子育て支援事業として下記事業を企画の上、実施している。以下に再掲する。

地域子ども・子育て支援事業の概要

①　利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②　地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③　妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④　乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤　養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥　子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））

⑦　ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該 援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧　一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨　延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日および時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

⑩　病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑪　放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫　実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・ 保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬　多様な事業者の参入促進・能力活用事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

内閣府　「子ども・子育て新制度について」

２　市の子ども・子育て支援制度

市では、平成 25 年度から当面の 10 年間、市として実現に向けて取り組んでいく、市民、事業者と行政とで共有していきたい「ありたいまち」の姿として下記の４つを示している。

＜まちづくり構想に示す４つの「ありたいまち」＞

【１】人が育ち、互いに支えあうまち

【２】健康、安全・安心を実感できるまち

【３】地域の資源を活かし、活力が生まれるまち

【４】次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

上記「ありたいまち」の実現に向けて、子ども・子育て支援制度として「健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち」を目指し、A.安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援、B.保育事業、放課後児童対策等による支援、C.支援を必要とする子ども・家庭への支援、D.子どもの主体的な学びや行動への支援の４つの施策を展開している。

この中で、前述の 13 項目の「地域子ども・子育て支援事業」に加えて市としては独自に下記の事業を実施している（保育に関する部分を除く）。

①　独自事業のうち、A.安全・安心に産み育てることができる家庭環境づくりの支援の一環として実施されているもの。

・神戸婦人同情会等補助金事業
・交通遺児激励事業
・地域社会の子育て機能向上支援事業
・子育てサークル育成事業
・「こども安全・安心・便利」情報提供事業
・赤ちゃんの駅事業
・ティーンズミーティング開催事業
・乳幼児健康診査事業
・幼児精密健康診査事業
・妊婦健診事業
・母子歯科保健対策事業
・母子健康手帳作成事業

② 独自事業のうち、C.支援を必要とする子ども・家庭への支援の一環として実施されているもの。

・青少年健全育成啓発事業費
・少年補導活動事業費

③ 独自事業のうち、D.子どもの主体的な学びや行動への支援の一環として実施されているもの。

・成人の日のつどい事業費
・少年音楽隊事業費
・青少年指導者養成事業費
・青少年活動事業費
・青少年団体活動事業費
・スポーツ少年団等補助金

Ⅱ 監査の実施概要

市による児童への保育・教育の提供に関する事務執行等が、国の定めた基準等に則り、適切に事務執行を行っているか、事業目的の達成のために効果的な事務執行を行っているかについて、所管課へのヒアリング、現地視察（＊）や関係資料を閲覧することにより確認した。

（＊）いくしあ（子どもの育ち支援センター）

なお、本章での監査の対象は、市におけるその他の子ども・子育て支援に関する個々の事務事業とし、不備もしくは改善や今後のあり方の検討が必要と思われるものについてのみ記載している（注：表題に付している番号は、第３章Ⅱ４.「施策 04 子ども・子育て支援」の事務事業一覧表の番号と連携している）。

Ⅲ 監査の検出事項

１　病児病後児保育事業費（コード番号；３Ｄ２Ｋ）【3】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気や病気の回復期の児童を医療機関に設置している病児保育室にて一時的に保育・看護を行い、子育て支援環境の充実を図る。
事業概要	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気やその回復期で集団保育が困難な乳幼児を一時的に医療機関により保育・看護する。
実施内容	市内 4 か所の医療機関に病児保育室を設置している。それぞれの医療機関等において診療を受けたうえで、病児保育室で保育士や看護師から保育・看護を受ける。 延べ利用者数 平成 28 年度：2,008 人、平成 29 年度：2,551 人、平成 30 年度：2,306 人 （実施機関） 小中島診療所キッズケアハウス　尼崎市小中島 2 丁目 8-8 高原クリニック病児保育室　尼崎市南武庫之荘 1 丁目 15-5 堀内小児科むこのそう病児保育室　尼崎市武庫之荘 2 丁目 5-2-202 兵庫県立尼崎総合医療センター病児・病後児保育室 尼崎市東難波町 2 丁目 17-77

②　事業成果の点検

目標指標	利用人数(適切な成果指標およびその目標設定が困難なため、活動指標の実績値のみを表記)						単位	人
目標・実績	目標値	―	28 年度	2,008	29 年度	2,551	30 年度	2,306
事業成果	平成 28 年度に実施施設 2 ヵ所から 3 ヵ所へ増設し、平成 29 年度においても 3 ヵ所から 4 ヵ所へ増設を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援する取り組みを進めている。							

③　事業費

	29 年度決算	30 年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費　A	42,385	38,982	45,136
人件費　B	2,545	2,537	2,428

合計　C（A+B）		44,930	41,519	47,564
Cの財源内訳	国庫・県支出金	16,924	17,235	15,042
	市債	14,127	12,993	15,042
	その他	―	―	―
	一般財源	13,879	11,291	17,480

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 事業目的に合致した目標指標が設定されているか。	―	○

（３）監査の結論

【意見】目標値の設定の有無について明確化することが望ましい。

（課題）

令和元年度から、病児病後児保育事業費の目標値およびその達成年度について、適切な成果指標およびその目標設定が困難なため定めないことに変更している。

（現状および背景）

本件事業はこれまで、目標指標として、“利用人数”を用いており、目標値として平成30年度までに3,864人が利用することを掲げていた。平成30年度の利用者実績は2,306人と目標値の6割程度であった。しかし、令和元年度の事務事業評価シートにおいては、実績が目標値を大幅に下回った要因について何ら記載されておらず、「目標指標は利用人数としつつも、適切な成果指標およびその目標設定が困難なため、活動指標の実績値のみを表記すること」として目標値およびその達成年度については定めないことに変更している。

この事務事業について、今までの“利用人数”を目標指標とした場合は、この事業費を利用する人数が多くなれば実績があるという形になるが、本来この事業費をより利用することは市民にとってもマイナスなものであることから、減少していることは良い傾向と言えるものの、この事務事業の有効性を図る指標としては、利用者数だけで図れることではないため、適切とは言いがたいものと考える。

（改善方法）

平成 30 年度の利用人数実績が目標値を大幅に下回っているため、まずはその要因について分析を行い、その要因を参考にしつつ当該事業にとってふさわしい新しい目標値を設定することが望まれる。

また、仮に目標値を設定しない（できないと判断する）場合には、どのような場合に目標値を設定しないことを許容するのかについて、市として明確な方針を定めることが望ましい。

２　母子家庭等自立支援給付金事業費（コード番号；３Ｄ４８）【6】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	教育訓練講座の受講や生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間の経済的負担を給付金として支給することにより、負担の軽減や資格取得を容易にする。資格取得後はその資格を活用して就職することにより母子家庭等の生活の安定につなげる。
事業概要	母子家庭の母、父子家庭の父の就業を促進するため、自立支援策として市が指定する教育訓練講座の受講料および資格取得に係る期間の生活費の一部を助成する。
実施内容	＜支給対象者＞ 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にある者 ＜事業内容＞ 1　自立支援教育訓練給付金 市が指定する教育訓練講座の受講料の 60%に相当する額（20 万円を限度）を修了後に支給する。 （対象講座） 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（情報処理・コンピューター、簿記、医療、ホームヘルパー、介護養成等） （実績） 平成 28 年度：4 件 209,952 円、平成 29 年度：14 件 607,637 円、平成 30 年度：11 件 618,786 円 2　高等職業訓練促進給付金 看護師等の資格を取得するため、1 年以上養成機関等で修業する期間中、住民税非課税世帯には月額 100,000 円、課税世帯には月額 70,500 円を支給する。また、一時金として修業期間終了後、50,000 円もしくは 25,000 円を課税状況により支給する。 （対象資格） 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 （実績） 平成 28 年度：28 件 29,527,000 円、平成 29 年度：29 件 28,023,500 円、平成 30 年度：31 件 32,151,500 円

② 事業成果の点検

目標指標	高等職業訓練促進給付金を利用して資格を取得した母子家庭の母等の就職率						単位	%
目標・実績	目標値	100	28 年度	100	29 年度	100	30 年度	100
事業成果	母子家庭等自立支援給付金の受給者は増加傾向にある。高等職業訓練促進給付金事業の利用により資格を取得した者については、引き続き就学している者を除いて就労につながった。							

③ 事業費

		29 年度決算	30 年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費 A		28,631	32,784	36,124
人件費 B		2,282	2,442	2,386
合計 C (A+B)		30,913	35,226	38,510
Cの財源内訳	国庫・県支出金	22,592	25,391	27,081
	市債	―	―	―
	その他	―	―	―
	一般財源	8,321	9,835	11,429

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 事業目的に合致した目標指標が設定されているか。	―	○

（３）監査の結論

【意見】事業成果をより的確に把握するためには、現在の目標指標（「高等職業訓練促進給付金を利用して資格を取得した母子家庭の母等の就労率」）より「高等職業訓練促進給付金を利用した母子家庭の母等の就労率」の方が望ましい。

（課題）

母子家庭等自立支援給付金事業については、目標指標を「高等職業訓練促進給付金を利用して資格を取得した母子家庭の母等の就職率」としている。しかし、当該指標では給付金を利用したものの資格を取得できなかった母等が含まれていないため、事業成果を正確に評価できない恐れがある。

（現状および背景）

目標指標として「高等職業訓練促進給付金を利用して資格を取得した母子家庭の母等の就労率」としている。しかし、就業を促進するための給付金の効果としては、支給者全員が資格を取得しているわけではないため、「高等職業訓練促進給付金を利用した母子家庭の母等の就労率」の方がより的確に把握できるといえる。また、過年度において資格を取得した場合には引き続き就学している者を除いて 100%就労していることを考えると、目標値として「資格を取得した母子家庭の母等の就労率」を設定する意義が乏しい。

（改善方法）

事業成果である就業を促進するための給付金としての効果をより的確に把握するためには、現在の目標指標（「高等職業訓練促進給付金を利用して資格を取得した母子家庭の母等の就労率」）から「高等職業訓練促進給付金を利用した母子家庭の母等の就労率」に変更することが望ましい。

３　乳幼児等医療費助成事業費（コード番号；３Ｄ４Ａ）【7】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	健康保険に加入する 0 歳から小学 3 年生までの市民（0 歳児以外は所得制限あり）の医療費の一部を助成することにより、疾病等になった場合でも安心して暮らせるように、保護者又は扶養義務者の経済的負担および精神的負担を軽減し、受給者の保健の向上と福祉の増進を図るもの。
事業概要	0 歳から小学 3 年生までの市民を対象に、国民健康保険又は社会保険による医療費のうち自己負担分の一部又は全部を助成する。(0 歳児以外は所得制限あり)
実施内容	本件事業は県の実施事業であり、市の裁量を加えて以下のとおり実施している。

	兵庫県	尼崎市
対象者	小学 3 年生まで（9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）の乳幼児等	同左
所得制限	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額 23.5 万円未満） ※ただし、0 歳児は所得制限なし	同左 令和元年 7 月 1 日から、就学前児（1～6 歳児まで）の所得制限を撤廃
助成内容	通院・・・1 医療機関等あたり 1 日 800 円（低所得者は 600 円）を限度に月 2 回まで負担 入院・・・1 割負担（負担限度額月額 3,200 円（低所得者は 2,400 円）までの負担)。3 か月を超える入院の場合、それに続く 4 か月目以降の一部負担金は求めない	左記との相違点は以下のとおり 通院・・・就学前児（1～6 歳児まで) について自己負担なし。他は県と同様（令和元年 7 月 1 日以降は県の所得制限を超える就学前児については 1 医療機関等あたり 1 日 800 円を限度に月 2 回まで負担) 入院・・・自己負担なし（令和元年 7 月 1 日以降は県の所得制限を超える就学前児については 1 割負担（限度額月額 3,200 円))

② 事業成果の点検

目標指標	1件当たりの医療費助成額（適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定）						単位	円
目標・実績	目標値	1,614	28年度	1,860	29年度	1,845	30年度	1,862
事業成果	1件当たりの医療費助成額が目標値を継続的に上回っていることから、保護者等が負担すべき額（保険診療医療費の2割もしくは3割相当額から一部負担金を除いた額）を抑えることができ、さらなる満足度につながった。							

③ 事業費

		29年度決算	30年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費 A		938,819	899,856	939,968
人件費 B		11,459	11,459	15,301
合計 C（A+B）		950,278	911,315	955,269
Cの財源内訳	国庫・県支出金	293,574	283,580	271,040
	市債	―	―	―
	その他	―	―	―
	一般財源	656,704	627,735	684,229

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 事業の費用対効果は検証されているか。	―	○
② 事業目的に合致した目標指標が設定されているか。	―	○
③ 利用者の利便性は図られているか。	―	○
④ 不正利用を防ぐ事務手続きとなっているか。	―	○

（３）監査の結論

①【意見】助成対象および額の拡大化について、費用対効果を考慮のうえ慎重に検討することが望まれる。

（課題）

市が調査した「市民意識調査から見る子育て世帯の流出の現状と原因（平成28年3月）」の転出入者へのアンケート調査結果では、子育て世帯の転出理由のう

ち「保健・医療・福祉サービスが整っていないから」を理由としたものは3.7%であり順番も 14 番目と、もともと多いものではなかったが、市は県が定めた内容に加えて独自に一部医療費を無償化しており、令和元年 7 月 1 日からは就学前児において県の所得制限を超える家庭への助成も開始しており、対象を拡大する傾向にある。

（現状および背景）

医療費は、就学前児で 2 割、就学後で 3 割が自己負担となるが、所得制限を下回る保護者および扶養義務者へ県および市が医療費を肩代わりする形で助成するものである。市は県が定めた内容に加えて独自に一部医療費を無償化しており、令和元年 7 月 1 日からは就学前児において県の所得制限を超える家庭への助成も開始しており対象を拡大する傾向にある。なお、子どもへの医療費助成拡大の傾向は兵庫県下の他自治体にもみられる傾向である。

（改善方法）

助成を増加させれば対象となる市民の満足度は上昇するのは当然であるが、市では就学時点で他自治体に転出する世帯が多い傾向にある。限られた予算の中では費用対効果を考慮のうえ、助成対象を拡大化することを慎重に検討することが望まれる。

②【意見】活動指標を「1 件当たりの医療費助成額」の達成としているが、医療費の一部無償化は保護者による過度な受診や医師による過剰な投薬や診療を招く恐れがあることから、適切とは言いにくいものと考える。

（課題）

医療費が無償化された場合、保護者による過度な受診や医師による過剰な投薬や診療を招く恐れがあり、1 件あたりの助成額の上昇は、財務健全性の確保の観点からすると、必ずしも評価されるものではないと考えられる。

（現状および背景）

事業に係る適切な成果指標の設定は困難なため、活動指標として「1 件当たりの医療費助成額」を設定し、目標値を上回ったことで保護者等の負担を軽減できたことを理由に目標を達成したと評価している。

（改善方法）

事業目的である、受給者の保健の向上と福祉の増進の効果が測定できる別の活動指標を設定することが望まれる。

なお、仮に目標値を設定しない（できないと判断する）場合には、どのような場合に目標値を設定しないことを許容するのかについて、市として明確な方針を定めることが望ましい。

③【意見】活動指標である「1 件当たりの医療費助成額」について、診療報酬改定等に合わせて定期的に見直すことが望まれる。

（課題）

事業の成果指標とされている 1 件当たりの医療費助成額 1,614 円は、本件事業が事務事業評価の対象となった平成 23 年度(22 年決算額)時点における直近 3 年度分の決算数値の平均値で算定されており、以降の診療報酬の改訂や対象児童数の推移等に合わせた見直しが行われていない。

（現状および背景）

診療報酬の改訂等は把握しているが、医療費等に与える影響との因果関係が不明とし、目標値の見直しが行われていない。

（改善方法）

診療報酬の改訂等と医療費等に与える影響との因果関係が不明として活動指標の見直しが行われていないが、平成 23 年度以降、平成 24 年度、平成 26 年度、平成 28 年度、平成 30 年度、令和元年度と診療報酬の改訂が行われ、診療報酬の改訂率、薬価等の改訂率が厚生労働省より公表されていることから、影響等を加味して目標値の見直しを行うことが望ましい。

④【意見】転入者等の所得の確認および審査について、転入者の利便性の観点からマイナンバーの利用を推進することが望まれる。

（課題）

他自治体では、マイナンバーを利用した所得の確認および審査が実施されているが、市では現在のところ、マイナンバーを利用した確認などは実施せず、申請の際に転入者等の「所得証明書」の提出が必要となっている。

（現状および背景）

現在、転入者については１月１日現在に居住していた、市（区）町村長が発行する「所得証明書」の提出が必要となっている。

ただし、現在は国主導で導入されたマイナンバー制度も整備されたこともあり、他自治体では、マイナンバーを利用した所得確認や審査が行われているところも出てきている。

（改善方法）

乳幼児等医療費の助成について、転入者等の利便性の観点から、市もマイナンバーの利用を推進されることが望まれる。

⑤【意見】受給者証発行に係る申請について、市民の利便性の観点から、郵送による申請受付の可否を検討することが望まれる。

（課題）

受給者証発行に係る申請について、他自治体では郵送による申請も受け付けられているが、市では窓口（市役所福祉医療課、南部・北部保健福祉センター各福祉相談支援課および各地区保健・福祉申請受付窓口）対応のみであり、郵送による申請が受け付けられていない。

（現状および背景）

現在、福祉サービスを利用するために自治体から交付される証明書（受給者証）発行に係る申請は、窓口（市役所福祉医療課、南部・北部保健福祉センター各福祉相談支援課および各地区保健・福祉申請受付窓口）対応のみとなっている。

本人確認手続の観点からは、窓口対応が最良であることは間違いないが、他の書類確認の方法でも本人確認ができるのであれば、他自治体も実施している郵送による申請も検討する余地があると考える。

（改善方法）

受給者証の発行申請については、市民の利便性の観点から、郵送による申請・受付の可否を検討されることが望まれる。

⑥【意見】受給者証発行に係る申請又は再発行に際して、受給者証の不正使用を防ぐ観点から本人確認を行うことが望まれる。

（課題）

受給者証発行申請を代理した者の住所が本人の住所と異なる場合は、代理申請に関する委任状と代理人の身分証明書を併せて確認しているが、同じ住所に居住の者が申請する場合は交付を希望する受給者（乳幼児等）の健康保険証の提示のみで同じ住所の保護者として受給者証の発行が可能となっており、申請者の本人確認は実施されていない。

（現状および背景）

本人と同じ住所の者が受給者証の発行を申請する場合は、交付を希望する受給者（乳幼児等）の健康保険証のみで同じ住所の保護者とみなされ、受給者証が発行されている。

（改善方法）

受給者証は不正使用される恐れがあることから、同じ住所に居住される方であっても、申請者のマイナンバーカードや免許証等の本人確認書類により本人確認をすることが望まれる。

４　母子家庭等医療費助成事業費（コード番号；３Ｄ４Ｋ）【8】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	健康保険に加入する配偶者のいない母又は父で、年度末時点で 18 歳以下の児童を扶養する市民とその児童（父母のいない児童を含む）の医療費の一部を助成することにより、疾病等になった場合でも安心して暮らせるよう、本人およびその家庭の経済的負担および精神的負担を軽減し、受給者の保健の向上と福祉の増進を図るもの。
事業概要	母子家庭等の市民を対象に、国保又は社保による医療費のうち自己負担分の一部又は全部を助成する。
実施内容	本件事業は県の実施事業であり、市の裁量を加えて以下のとおり実施している。

	兵庫県	尼崎市
対象者	18 歳に達した年度末までの児童又は 20 歳未満の高校在学中の児童および監護する母又は父	同左 （高等学校に在学中の場合は、20 歳に達する日以降、最初の 3 月 31 日まで）
所得制限	児童扶養手当（全部支給）の所得制限を準用	同左 ただし、県とは異なり養育費は加味しない
助成内容	通院・・・1 医療機関等あたり 1 日 800 円（低所得の場合は 400 円）を限度に月 2 回まで 入院・・・1 割負担（負担限度額月額 3,200 円（低所得者は 1,600 円）までの負担）。 3 か月を超える入院の場合、それに続く 4 か月目以降の一部負担金は求めていない。	左記との相違点は以下のとおり 通院・・・県と同様 入院・・・児童は自己負担なし

②　事業成果の点検

目標指標	1 件当たりの医療費助成額（適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定）	単位	円

目標・実績	目標値	2,447	28年度	2,724	29年度	2,778	30年度	2,719
事業成果	1件当たりの医療費助成額が継続的に目標値を上回っていることから、受給者が負担すべき額（保険診療医療費の3割相当額から一部負担金を除いた額）を抑えることができ、本人およびその家庭の満足度につながった。							

③　事業費

		29年度決算	30年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費　A		143,773	138,012	120,377
人件費　B		7,680	7,680	8,376
合計　C（A+B）		151,453	145,692	128,753
Cの財源内訳	国庫・県支出金	52,786	43,906	45,357
	市債	－	－	－
	その他	－	－	－
	一般財源	98,667	101,786	83,396

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 事業の費用対効果は検証されているか	―	―
② 事業目的に合致した目標指標が設定されているか。	―	○
③ 利用者の利便性は図られているか。	―	○
④ 不正利用を防ぐ事務手続きとなっているか。	―	○
⑤ 助成内容が公平性の観点から妥当か。	―	―

（３）監査の結論

①【意見】活動指標を「1件当たりの医療費助成額」の達成としているが、医療費の無償化は保護者による過度な受診や医師による過剰な投薬や診療を招く恐れがあることから、適切とは言いにくいと考える。

（課題）

医療費が無償化された場合、保護者による過度な受診や医師による過剰な投薬や診療を招く恐れがあり、1件あたりの助成額の上昇は、財務健全性の確保の観点からすると必ずしも評価されるものではないと考えられる。

（現状および背景）

事業に係る適切な成果指標の設定は困難なため、活動指標として「1 件当たりの医療費助成額」を設定し、目標値を上回ったことで保護者等の負担を軽減できたことを理由に目標を達成したと評価している。

（改善方法）

事業目的である、受給者の保健の向上と福祉の増進の効果が測定できる別の活動指標を設定することが望まれる。

また、仮に目標値を設定しない（できないと判断する）場合には、どのような場合に目標値を設定しないことを許容するのかについて、市として明確な方針を定めることが望ましい。

②【意見】活動指標である「1 件当たりの医療費助成額」について、診療報酬改定等に合わせて定期的に見直すことが望まれる。

（課題）

事業の成果指標とされている 1 件当たりの医療費助成額 2,447 円は、本件事業が事務事業評価の対象となった平成 23 年度（22 年決算額）時点における直近 3 年度分の決算数値の平均値で算定されており、以降の診療報酬の改訂や対象児童数の推移等に合わせた見直しが行われていない。

（現状および背景）

診療報酬の改訂等は把握しているが、医療費等に与える影響との因果関係が不明とし、目標値の見直しが行われていない。

（改善方法）

診療報酬の改訂等と医療費等に与える影響との因果関係が不明として活動指標の見直しが行われていないが、平成 23 年度以降、平成 24 年度、平成 26 年度、平成 28 年度、平成 30 年度、令和元年度と診療報酬の改訂が行われ、診療報酬の改訂率、薬価等の改訂率が厚生労働省より公表されていることから、影響等を加味して目標値の見直しを行うことが望まれる。

③【意見】転入者等の所得の確認および審査について、転入者の利便性の観点からマイナンバーの利用を推進することが望まれる。

（課題）
他自治体では、マイナンバーを利用した所得の確認および審査が実施されているが、市では現在のところ、マイナンバーを利用した確認などは実施せず、申請の際に、転入者等の「所得証明書」の提出が必要となっている。

（現状および背景）
現在、転入者については１月１日現在に居住していた、市（区）町村長が発行する「所得証明書」の提出が必要となっている。
ただし、現在は国主導で導入されたマイナンバー制度も整備されたこともあり、他自治体では、マイナンバーを利用した所得確認や審査が行われているところも出てきている。

（改善方法）
乳幼児等医療費の助成について、転入者等の利便性の観点から、市もマイナンバーの利用を推進されることが望まれる。

④【意見】受給者証発行に係る申請又は再発行に際して、受給者証の不正使用を防ぐ観点から本人確認を行うことが望まれる。

（課題）
受給者証発行申請を代理した者の住所が本人の住所と異なる場合は、代理申請に関する委任状と代理人の身分証明書を併せて確認しているが、同じ住所に居住している者が申請する場合は、交付を希望する受給者（乳幼児等）の健康保険証の提示のみで同じ住所の保護者として受給者証の発行が可能となっており、申請者の本人確認は実施されていない。

（現状および背景）
本人と同じ住所の者が受給者証の申請する場合は、交付を希望する受給者（乳幼児等）の健康保険証のみで同じ住所の保護者とみなされ、受給者証が発行されている。

（改善方法）
受給者証は不正使用される恐れがあることから、同じ住所に居住される方であっても、申請者のマイナンバーカードや免許証等の本人確認書類により本人確認をすることが望まれる。

⑤【意見】受給要件確認のために提出を求めている「母子家庭等医療現況届」に、不正受給に関する注意喚起を記載することが望まれる。

（課題）

不正に助成を受けた場合、当該助成金額全額を返還する必要があるが、現在、ホームページや、母子家庭等に該当するか自己申告する書類である「母子家庭等医療現況届」に特にその旨の記載はない。

（現状および背景）

受給資格を偽る等不正となりうる助成を受けた場合、当該助成金額全額を返還する必要があるが、現在、ホームページや、母子家庭等に該当するか自己申告する書類である「母子家庭等医療現況届」にその旨の記載がない。

（改善方法）

助成対象者に注意喚起し、医療費助成に関する不正受給を防止する観点から、ホームページや「母子家庭等医療現況届」に不正受給の場合の取扱いについて記載することが望まれる。

５　こども医療費助成事業費（コード番号；３Ｄ４Ｍ）【9】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	健康保険に加入する小学 4 年生から中学 3 年生までの市民の医療費の一部を助成することにより、疾病等になった場合でも安心して暮らせるように、保護者又は扶養義務者の経済的負担および精神的負担を軽減し、受給者の保健の向上と福祉の増進を図るもの。
事業概要	小学 4 年生から中学 3 年生までの市民を対象に、国保又は社保による医療費のうち自己負担分の一部又は全部を助成する。
実施内容	本件事業は県の実施事業であり、市の裁量を加えて以下のとおり実施している。

	兵庫県	尼崎市
対象者	小学 4 年生から中学 3 年生まで（9歳に達する日の翌日以降の最初の 4 月 1 日から、15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日を経過するまで）の児童・生徒	同左
所得制限	自立支援医療制度の所得制限基準を準用（市町村民税所得割税額 23.5 万円未満）	同左
助成内容	通院、通院ともに医療保険制度における自己負担額の 1/3 を助成 3 か月を超える入院の場合、それに続く 4 か月目以降の一部負担金は求めていない。	左記との相違点は以下のとおり 通院・・・県と同様 入院・・・自己負担なし

②　事業成果の点検

目標指標	１件当たりの医療費助成額（適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定）						単位	円
目標・実績	目標値	65,641 691	28 年度	63,806 688	29 年度	63,911 691	30 年度	65,805 679
	（目標・実績の上段が入院、下段が通院）							
事業成果	通院、入院とも実績値は目標値を概ね維持したことから、受給者が							

	負担すべき額（保険診療医療費の 3 割相当額の 1/3 もしくは全額）を抑えることができ、満足度につながった。

③　事業費

		29 年度決算	30 年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費　A		115,880	109,210	115,152
人件費　B		8,085	8,085	7,635
合計　C（A+B）		123,965	117,295	122,787
C の財源内訳	国庫・県支出金	54,146	55,569	53,130
	市債	－	－	－
	その他	－	－	－
	一般財源	69,819	61,726	69,657

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 事業の費用対効果は検証されているか。	―	―
② 事業目的に合致した目標指標が設定されているか。	―	○
③ 利用者の利便性は図られているか。	―	○
④ 不正利用を防ぐ事務手続きとなっているか。	―	○

（３）監査の結論

①【意見】活動指標を「1 件当たりの医療費助成額」に係る基準額としているが、医療費の無償化は保護者による過度な受診や医師による過剰な投薬や診療を招く恐れがあることから、適切とは言いにくいと考える。

（課題）

医療費が無償化された場合、保護者による過度な受診や医師による過剰な投薬や診療を招く恐れがあり、1 件あたりの助成額の上昇は、財務健全性の確保の観点からすると、必ずしも評価されるものではないと考えられる。

（現状および背景）

事業に係る適切な成果指標の設定は困難なため活動指標として「1 件当たりの医療費助成額」を設定し、目標値を上回ったことで保護者等の負担を軽減で

きたことを理由に目標を達成したと評価している。

（改善方法）

事業目的である、受給者の保健の向上と福祉の増進の効果が測定できる別の活動指標を設定することが望まれる。

また、仮に目標値を設定しない（できないと判断する）場合には、どのような場合に目標値を設定しないことを許容するのかについて、市として明確な方針を定めることが望ましい。

②【意見】活動指標である「1 件当たりの医療費助成額」について、診療報酬改定等に合わせて定期的に見直すことが望まれる。

（課題）

事業の成果指標とされている 1 件当たりの医療費助成額 65,641 円（入院）、691 円（通院）は、本件事業が事務事業評価の対象となった平成 23 年度(22 年決算額）時点における直近 3 年度分の決算数値の平均値で算定されており、以降の診療報酬の改訂や対象児童数の推移等に合わせた見直しが行われていない。

（現状および背景）

診療報酬の改訂等は把握しているが、医療費等に与える影響との因果関係が不明とし、目標値の見直しが行われていない。

（改善方法）

診療報酬の改訂等と医療費等に与える影響との因果関係が不明として活動指標の見直しが行われていないが、平成 23 年度以降、平成 24 年度、平成 26 年度、平成 28 年度、平成 30 年度、令和元年度と診療報酬の改訂が行われ、診療報酬の改訂率、薬価等の改訂率が厚生労働省より公表されていることから、影響等を加味して目標値の見直しを行うことが望まれる。

③【意見】転入者等の所得の確認および審査について、転入者の利便性の観点からマイナンバーの利用を推進することが望まれる。

（課題）

他自治体では、マイナンバーを利用した所得の確認および審査が実施されているが、市では現在のところ、マイナンバーを利用した確認などは実施せず、申請の際に、転入者等の「所得証明書」の提出が必要となっている。

（現状および背景）

現在、転入者については１月１日現在に居住していた、市（区）町村長が発行する「所得証明書」の提出が必要となっている。

ただし、現在は国主導で導入されたマイナンバー制度も整備されたこともあり、他自治体では、マイナンバーを利用した所得確認や審査が行われているところも出てきている。

（改善方法）

転入者等の利便性の観点から市もマイナンバーの利用を推進されることが望まれる。

④【意見】受給者証発行に係る申請について、市民の利便性の観点から、郵送による申請受付の可否を検討することが望まれる。

（課題）

受給者証発行に係る申請について、他自治体では郵送による申請も受け付けられているが、市では窓口（市役所福祉医療課、南部・北部保健福祉センター各福祉相談支援課および各地区保健・福祉申請受付窓口）対応のみであり、郵送による申請が受け付けられていない。

（現状および背景）

現在、受給者証発行に係る申請は、窓口（市役所福祉医療課、南部・北部保健福祉センター各福祉相談支援課および各地区保健・福祉申請受付窓口）対応のみとなっている。

本人確認手続の観点からは、窓口対応が最も良いことは間違いないが、他の書類確認の方法でも本人確認ができるのであれば、他自治体も実施している郵送による申請も検討する余地があると考える。

（改善方法）

受給者証の発行申請については、市民の利便性の観点から、郵送による申請受付の可否を検討されることが望まれる。

⑤【意見】受給者証発行に係る申請又は再発行に際して、受給者証の不正使用を防ぐ観点から本人確認を行うことが望まれる。

（課題）

受給者証発行申請を代理した者の住所が本人の住所と異なる場合は、代理申請に関する委任状と代理人の身分証明書を併せて確認しているが、同じ住所に居住する者が申請する場合は交付を希望する受給者の健康保険証のみで同じ住所の保護者として受給者証の発行が可能となっており、申請者の本人確認は実施されていない。

（現状および背景）

本人と同じ住所の者が受給者証の発行を申請する場合は、交付を希望する受給者の健康保険証のみで同じ住所の保護者とみなされ、受給者証が発行されている。

（改善方法）

受給者証は、不正使用される恐れがあることから、同じ住所に居住する者であっても、申請者のマイナンバーカードや免許証等の本人確認書類により本人確認をすることが望まれる。

６　神戸婦人同情会等補助金（コード番号；３Ｄ６Ｋ）【10】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	様々な事情により児童養護施設や里親に措置された児童の適正な養護・保護を進めるためには、施設など生活環境の改善とよりきめ細かな対応等支援の充実が必要であることから、市内の児童養護施設「子供の家」を運営している神戸婦人同情会等に対して補助金を支出し、措置された児童の適正な養護・保護を行うとともに、入所児童等の個性の伸張と自立に向けて規範意識の醸成等に取り組む。
事業概要	児童養護施設の円滑な運営を通じて、児童の養護、処遇環境の充実を図る。
実施内容	1　神戸婦人同情会子供の家運営補助金 国が内容を定めて、都道府県から支弁されている措置費にて、生鮮食料品を始め衣料品等の日用品、光熱水費、燃料費等を補っているが、生活の基本となる食事面の処遇改善のため、発育盛りの児童の給食材料費の補助を行い、児童の栄養の改善および体力の増強を図る。　補助金額　1,000,000 円 平成 28 年度月平均児童数 41 人（内尼崎市出身 31 人）、 平成 29 年度月平均児童数 38 人（内尼崎市出身 28 人） 平成 30 年度月平均児童数 40 人（内尼崎市出身 29 人） 2　兵庫県阪神南地区里親会補助金 保護者のない児童や虐待されている児童、その他環境がよくないために保護しなければならない児童の中には、施設入所よりも里親として登録している個人の家庭に措置するほうが、児童の育成等に効果が見込まれる場合がある。これら里親たちが登録している兵庫県阪神南地区里親会において、①里親制度の推進、②児童の養育技術、環境調査、その他児童福祉に関する研修、研究、③関係団体に対する連絡並びに意見の具申などを行っていることから、里親事業の推進と児童福祉の向上を図るため補助を行う。補助金額　10,000 円

② 事業成果の点検

目標指標	―(入所児童の養育環境の充実等のための補助金であり、適切な成果指標および活動指標の設定は困難)						単位	―
目標・実績	目標値	―	28 年度	―	29 年度	―	30 年度	―
事業成果	入所児童の養護環境の充実、改善に向けてきめ細かな支援を行った。							

③ 事業費

		29 年度決算	30 年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費 A		1,010	1,010	1,010
人件費 B		80	79	78
合計 C (A+B)		1,090	1,089	1,088
C の財源内訳	国庫・県支出金	―	―	―
	市債	―	―	―
	その他	―	―	―
	一般財源	1,090	1,089	1,088

（2）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 支給した補助金が本来の用途に使用されているか検証しているか。	―	○
② 他都市からの補助金支給の是非について検討しているか。	―	○

（3）監査の結論

【意見】「子供の家」に対する運営補助金が、本来の用途に使われているか精査することが望ましい。

（課題）

市は社会福祉法人神戸婦人同情会が運営する「子供の家」(以下「子供の家」という)に対して食事面の処遇改善として 1,000,000 円の補助金を支給しているが、「子供の家」の事業活動計算書では給食費は増加しておらず、一方で、経常増減差額が増加し、他拠点への繰入金費用も増加している。

（現状および背景）

市は毎年度、「子供の家」に対して、生活の基本となる食事面の処遇改善として 1,000,000 円の運営補助金を支給し、給食材料費の補助を行っている。しかし、「子供の家」の事業活動計算書では下記に示すように給食費は増加しておらず、一方で、経常増減差額が増加し、他拠点への繰入金費用も増加している。

単位：千円

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
給食費	18,131	16,163	16,140	16,182
経常増減差額	32,004	36,377	38,018	94,622
拠点区分間繰入金費用	3,361	6,283	4,412	28,044
当期増減差額	28,714	30,132	36,305	66,334

※社会福祉法人神戸婦人同情会 子供の家拠点 事業活動計算書より

外観上からすると、「子供の家」において市が支給した補助金が本来の用途に使われずに内部留保や他の拠点への繰入費用に使われている可能性がある。

（改善方法）

市は、「子供の家」との定期的な意見交換において、支給した補助金が本来の用途に使われているか担当者へのヒアリングや関係書類の閲覧等により精査することが望ましい。

精査の結果、本来の用途に使われていない場合には補助金の支給を見直す必要がある。

7　交通遺児激励事業費（コード番号；３Ｄ７１）【11】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	事故にあった被害者等は、多大な肉体的、精神的および経済的打撃を受けており、その支援は事故そのものをなくす取り組みと同様に重要である。激励金の支給およびその他激励事業を通じて、遺児が受けた多大な打撃を少しでも緩和し、その健やかな育成と福祉の増進に寄与する。
事業概要	自動車の運行によって生じた交通事故により保護者が死傷した交通遺児に対し、激励金等を支給することによりその健やかな育成と福祉の増進を図る。 対象者は市内に 1 年以上居住する義務教育等就学中又は就学しようとする児童で、保護者が交通事故により死傷した者（障害の場合は 1～3 級）（激励品事業は高校生も対象）。
実施内容	1. 交通遺児激励金　交通遺児のため激励金を支給 （対象　就学しようとする児童、小・中学生） ・就学激励金：年 32,400 円、入学準備金：（小学校）20,000 円・（中学校）24,000 円、進学・就職準備金：24,000 円 ■受給者数（交通遺児の保護者） 平成 28 年度：5 世帯 9 人、平成 29 年度：8 世帯 9 人、平成 30 年度 8 世帯 9 人 ■激励金実績 平成 28 年度：就学激励金（小学生 6 人、中学生 3 人）292 千円、入学準備金、進学・就職準備金（中学校入学 1 人）24 千円（中学校卒業 2 人）48 千円　合計 364 千円 平成 29 年度：就学激励金（小学生 6 人、中学生 3 人）292 千円、入学準備金、進学・就職準備金（小学校入学 1 人）20 千円(中学校入学 4 人）96 千円(中学校卒業 1 人)24 千円　合計 432 千円 平成 30 年度：就学激励金（小学生 6 人、中学生 3 人）292 千円、入学準備金、進学・就職準備金（中学校卒業 1 人）24 千円　合計 316 千円 2. 交通遺児激励品　交通遺児のための寄付金により商品券を支給 （対象　就学しようとする児童、小・中・高校生）

	■受給者数（交通遺児の保護者） 平成 28 年度：8 世帯 14 人、平成 29 年度：8 世帯 15 人、平成 30 年度：8 世帯 15 人 ■激励品実績 平成 28 年度：児童数 14 人　406 千円、平成 29 年度：児童数 15 人 405 千円、平成 30 年度：児童数 15 人　405 千円

② 事業成果の点検

目標指標	激励金等の適正支給（目標値は「認定件数／申請者数（%）」）（適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定）						単位	%
目標・実績	目標値	100	28 年度	100	29 年度	100	30 年度	100
事業成果	交通事故によって多大な肉体的・精神的および経済的打撃を受けた交通遺児に対する支援を行うため、事業の周知および適正な支給を行った。							

③ 事業費

		29 年度決算	30 年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費　A		837	721	412
人件費　B		259	260	258
合計　C（A+B）		1,096	981	670
C の財源内訳	国庫・県支出金	―	―	―
	市債	―	―	―
	その他	400	410	―
	一般財源	696	571	670

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 対象者が滞りなく受け取れるようにどのような取り組みを行っているか。	―	○
① 本件制度についてどのように周知しているか。	―	○
③ 事業目的に合致した目標設定が設定されているか。	―	○

（３）監査の結論

①【意見】外部機関との連携を深めることで本件制度の一層の普及を図っていくことが望ましい。

（課題）
市報、ホームページ、窓口等にて広報活動を行っているが、県警や弁護士会などの外部機関との連携は特に行っていない。

（現状および背景）
市では、本件制度の紹介として市報、ホームページ、窓口等にて広報活動を行っている。しかし、県警や弁護士会などの外部機関との連携は特に行っていない。

（改善方法）
交通遺児に対する激励金という性質上、本件制度の普及を図るためには県警や弁護士会などと連携を深めていくことが望ましい。また、当制度の普及を図ることでより多くの団体から寄付を募ることができ、当制度のより一層の充実を図ることも期待できる。

②【意見】交通遺児激励事業制度に遡及効果を持たせることで、申請が遅れた場合においても事故時に遡って激励金を受給できるようにすることが望ましい。

（課題）
交通遺児激励事業制度に遡及効果はないため、事故発生後しばらく経過してから当制度に気付いたとしても、事故発生時から申請日の属する月までの経過期間については激励金を受給することができない。

（現状および背景）
市では、激励金の支給期間について下記事項を定めている。

（激励金の支給決定等）
第５条　激励金の支給決定は、毎年度、激励金を受けようとする交通遺児の保護者の申請によって市長が行なう。ただし、市長が必要があると認めるときは、その申請を待たずに行なうことができる。
2　市長は、前項の申請があったときは、すみやかにその決定を行ない、当該

申請者に通知するものとする。

（支給期間および支払期月）
第 6 条　激励金のうち就学激励金は、前条第 2 項に規定する決定通知を受けた者が同条第 1 項に規定する申請をした日（前条第 1 項ただし書きの場合にあっては、市長が定める日）の属する月からその日の属する年度の末月（就学激励金を受給すべき資格を喪失した場合においては、当該資格が喪失した日の属する月）まで支給する。
2　激励金のうち、就学激励金にあっては月割計算とし毎年 9 月および翌年 3 月の 2 期にそれぞれその当月分までを、入学等準備金にあっては毎年 3 月に、それぞれ支払うものとする。

これにより、市は保護者が申請をした日の属する月から（就学）激励金を支給している。しかし、当制度に遡及効果はないため、保護者等が事故発生後しばらく経過してから当制度に気付いたとしても、事故発生時から申請日の属する月までの経過期間については（就学）激励金を受給することができない。

（改善方法）
事故発生直後においては肉体的、精神的負担が大きく、当制度の申請を行う余裕がないことが考えられる。また、当制度に遡及効果を持たせたとしても事故発生時点は申請書類等で明確なため、不正受給の可能性が高まるとは考えにくい。このため、遺児が受けた多大な打撃を少しでも緩和し、その健やかな育成と福祉の増進に寄与するという当制度の趣旨に鑑み、事故発生後しばらく経過してから当制度に気付いたとしても、事故発生時から申請日の属する月までの経過期間については激励金を支給することが望ましい。

③【意見】激励金等の適正支給を測る指標としては、「認定件数/申請者数」より「認定件数/交通遺児数」など他の指標とするかどうかの検討されることが望ましい。

（課題）
交通遺児激励事業については、目標指標を「認定件数/申請者数」としている。しかし、当指標では交通事故によって苦痛を受けたものの、保護者等が申請を失念していた場合の遺児が含まれないため、事業成果を正確に評価できない恐れがある。

（現状および背景）

目標指標として「認定件数/申請者数」としている。しかし、交通遺児の保護者等が申請を失念することも考えられる。このため、交通事故によって苦痛を受けた遺児に対して支援を行うという制度趣旨からすれば、「認定件数/交通遺児数」の方がより適切に評価できるといえる。また、過年度において申請した場合には100%支給されていることを考えると、目標値として「認定件数/申請者数」を設定する意義が乏しい。

（改善方法）

事業成果である交通事故によって打撃を受けた遺児に対する支援を的確に評価するためには、現在の目標指標（「認定件数/申請者数」）から「認定件数/交通遺児数」に変更することが望ましい。なお、交通遺児数の正確な把握が困難な場合には、市内で発生した交通事故等一定の条件を付け加えることが考えられる。

また、仮に目標値を設定しない（できないと判断する）場合には、どのような場合に目標値を設定しないことを許容するのかについて、市として明確な方針を定めることが望ましい。

８　子育てサークル育成事業費（コード番号；３Ｄ７Ｄ）【13】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	子どもの育ちや子育てを地域全体で支えるために、子育てに関心のある地域住民やＮＰＯ法人等によるネットワークを構築するなど、子育てを支える地域での結び付きや支え合いを育むとともに、これらのリーダー的な役割を担う人材の発掘・育成を行い、地域における子育て支援活動の活性化を図る。
事業概要	子育て家庭の母親たちの子育て不安や孤独感の解消を図り、母親同士などが助け合い、連携して、子育ての問題に取り組むサークル活動を支援する。
実施内容	地域全体で子育てを支える環境を整えるため、子育て家庭の母親たちが主体的に連携し、育児・子育ての問題に取り組むサークル活動（親子での遊びや子育て相談、育児に関する講座等）を行う。市へ子育て支援に関する取り組みを行うサークルとして登録し、市は 1 サークル 年間 35,000 円（ただし、半年間の場合、17,500 円）を支出し、その活動を支援する。 平成 28 年度：26 サークル （@35 千円×25 サークル）＋（@17.5 千円×1 サークル）＝892.5 千円 平成 29 年度：25 サークル @35 千円×25 サークル＝875 千円 平成 30 年度：24 サークル （@35 千円×23 サークル）＋（@17.5 千円×1 サークル）＝822.5 千円

②　事業成果の点検

目標指標	サークル数（適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定）						単位	サークル
目標・実績	目標値	31	28 年度	26	29 年度	25	30 年度	24
事業成果	各サークルにおいて独自に事業や講座を実施し、サークル活動の活性化を図るとともに、全サークルで実行委員会を運営して、相互に連携した子育て支援活動を進めている。							

③　事業費

		29年度決算	30年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費　A		875	823	1,050
人件費　B		1,273	1,268	1,253
合計　C（A+B）		2,148	2,091	2,303
Cの財源内訳	国庫・県支出金	―	―	―
	市債	―	―	―
	その他	―	―	―
	一般財源	2,148	2,091	2,303

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
①　目標値の達成に向けてどのような取り組みが行われているか。	―	○

（３）監査の結論

【意見】目標値を達成するためには要件の見直しを行うことが望ましい。

（課題）

子育てサークル育成事業では目標指標をサークル数とし、目標値を毎年度 31 サークル数としている。しかし、直近 3 年間でサークル数は 26、25、24 と減少しており、目標値の達成は困難な状況である。

（現状および背景）

市は下記の要件を満たすサークルに対して支援を行っている（子育てサークル育成事業実施要綱第 2 条）。

a. 児童と保護者が概ね 15 組以上参加していること

b. 1 回 2 時間を単位に、年間 30 回以上定期的に活動していること

c. サークル内に、保育士、又は幼稚園教諭等の資格を持った指導者がいること

d. 規約、組織、役員等が明確なものであること

e. 傷害保険に加入していること　等

上記要件については、当制度発足時の平成 11 年度から変更されていない。一方で、この 20 年間において少子化による児童の減少、施設型給付の充実による

共働き世帯の増加、慢性的な保育士不足等社会環境は大きく変化しており、上記要件（特に a.～c）を満たすことが困難になっている。このため、下記に示すように過去 10 年間サークル数は減少し続けている。

・サークル数の推移

年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
サークル数	39	39	37	33	31
目標数				39	39

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	1 年度
サークル数	30	26	25	24	22
目標数	40	31	31	31	31

（改善方法）

サークル数について、現在の要件では増加や目標値の達成は困難な状況にあり、今後更に減少していくことも考えられる。サークル活動を通じて地域における子育て支援活動の活性化を図るためには、一定のサークル数が必要であるため、サークルの要件について社会環境の変化に応じて見直していくことが望ましい。

９　ファミリーサポートセンター運営事業費（コード番号；３Ｄ７Ｇ）【14】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	家庭における子育てを地域社会が支え、子育て家庭の子育ての悩みや負担感の軽減につなげる。
事業概要	子育て家庭の負担軽減を図るために、アドバイザーを配置して、会員登録している育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートすることにより、地域の支えあいによる子育て支援を推進する。
実施内容	「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」を会員として、地域で互いに子育てを支え合う仕組みを構築する。登録やコーディネートについては社会福祉協議会においてアドバイザーを配置し、事業の円滑化を図るとともに関係機関との調整を行う。 （利用料金）1 時間 800 円～900 円 （実績） 平成 28 年度：会員数 1,865 人（依頼会員 1,408 人、協力会員 377 人、依頼・協力会員 80 人）、件数 1,864 件 平成 29 年度：会員数 1,929 人（依頼会員 1,471 人、協力会員 379 人、依頼・協力会員 79 人）、件数 1,701 件 平成 30 年度：会員数 2,035 人（依頼会員 1,563 人、協力会員 386 人、依頼・協力会員 86 人）、件数 1,600 件 （平成 30 年度実績内訳） ・保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり　309 件 ・保育施設までの送迎　344 件 ・児童ホーム終了後の子どもの預かり　455 件 ・学校の放課後の子どもの預かり　3 件 ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり　53 件 ・買物等外出の際の子どもの預かり　28 件 ・小学校、養護学校等の登校前の子どもの預かり　2 件 ・放課後児童クラブの開始前の子どもの預かり　101 件 ・習い事等への子どもの送迎　102 件 ・その他　203 件

② 事業成果の点検

目標指標	登録会員数(適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)						単位	人
目標・実績	目標値	2,000	28年度	1,865	29年度	1,929	30年度	2,035
事業成果	「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」が会員となって、地域で互いに子育てを支え合う仕組みであり、登録者数は年々増加しており、地域で子どもを育む意識の醸成と主体的な環境づくりの取り組みを促進している。							

③ 事業費

		29年度決算	30年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費 A		5,849	5,849	10,640
人件費 B		795	872	783
合計 C (A+B)		6,644	6,721	11,423
Cの財源内訳	国庫・県支出金	3,898	3,898	7,092
	市債	―	―	―
	その他	―	―	―
	一般財源	2,746	2,823	4,331

（2）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 利用件数の増加向けてどのような取り組みが行われているか。	―	○

（3）監査の結論

【意見】今後、施設型給付に合わせて充実させていくのか、補完的な位置づけとするのかについて検討することが望ましい。

（課題）

ファミリーサポートセンター運営事業では、事業成果として「登録者数は年々増加しており、地域で子どもを育む意識の醸成と主体的な環境づくりの取組を促進している。」と評価している。しかし、利用件数については年々減少している。

（現状および背景）

本件事業では下記表に示すように登録会員数は年々増加しているものの、利用件数については平成 25 年度をピークに減少に転じている。

・登録者数および利用件数の推移

年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
会員数（人）	1,233	1,423	1,648	1,788
利用件数（件）	2,177	2,282	2,699	2,354

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
会員数（人）	1,830	1,865	1,929	2,035
件数（件）	1,984	1,864	1,701	1,600

これは、平成 27 年度から子ども・子育て新制度が実施され、低年齢から入所できる保育所や認定こども園等の施設型給付の充実が進められた結果、これらの該施設への入所児童が増え、ファミリーサポートの利用は補完的なものに留まっているためと推測される。

直近 5 か年の主な利用内容の内訳を示した下記表からも保育開始時や保育終了後の子どもの預かりが大幅に減少していることが分かる。

・直近 5 か年の主な利用内容の内訳

単位：件

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	916	652	852	418	309
保育施設までの送迎	414	474	220	117	344
児童ホーム終了後の子どもの預かり	177	374	297	474	455

その一方で、通常は利用しないものの、保護者自身の急な病気・残業・交通事情等で、突発的・緊急的に保育施設等からの送迎や一時的な預かり等を利用する可能性を念頭に会員登録している人が増えている。

（改善方法）

今後、施設型給付の充実により利用件数がさらに減少していくことも推測される。施設型給付をより充実させていく中で、本件事業についても同様に充実させていくのか、補完的な位置づけと考えるのかについて検討することが望ましい。

10　あまがさきキッズサポーターズ支援事業費（コード番号；３Ｄ８７）【15】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	少子化、核家族化の進行、地域での人とのふれあいの希薄化などの影響で、家庭で子育てをする保護者が孤立する傾向にあり、子育てに関する悩みや負担感を持つ保護者が多い中、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場を設置するとともに、子育て支援情報誌を発行する。
事業概要	地域の子育て支援情報の収集発信を行う市民の自主的な活動を育成・支援するとともに育児に関する悩みや負担感を軽減するため、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる交流の場（つどいの広場）を設置する。
実施内容	1　あまがさきキッズサポーターズ支援事業（情報の提供） 市民の手作りによる、地域の子育て情報誌「ビギナス」、あまっこ子育てハンドブックの発行を行う。 サポーター数　平成 28 年度：8 人、平成 29 年度：7 人、平成 30 年度：8 人 ＜平成 30 年度実施状況＞ ・地域の子育て支援情報誌の発行　「ビギナス」年 3 回 各 6,000 部 ・あまっこ子育てハンドブックの発行 10,000 部 2　つどいの広場事業 主に乳幼児とその保護者が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる交流の場を身近な地域に設置する。 ＜設置箇所数と延べ利用者数＞ 平成 28 年度：10 か所・63,311 人、平成 29 年度：10 か所・63,058 人、平成 30 年度：10 か所・64,151 人 3　一時預かり事業 ＜設置箇所数と延べ利用実績＞ 平成 28 年度：3 か所・594 人・1,443 時間、平成 29 年度：3 か所・483 人・1,129 時間、平成 30 年度：3 か所・514 人・1,294 時間

② 事業成果の点検

目標指標	つどいの広場延べ利用者数(適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)						単位	人
目標・実績	目標値	63,892	28年度	63,311	29年度	63,058	30年度	64,151
事業成果	つどいの広場の延べ利用者数は概ね横ばいとなっており、継続して安定的な利用が図られている。							

③ 事業費

		29年度決算	30年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費 A		60,423	61,435	61,629
人件費 B		6,045	8,452	9,695
合計 C (A+B)		66,468	69,887	71,324
Cの財源内訳	国庫・県支出金	19,955	20,275	20,274
	市債	20,025	20,296	20,274
	その他	―	―	―
	一般財源	26,488	29,316	30,776

（2）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 事務事業が適切に区分されているか。	―	○
② つどいの広場事業において利用者増加に向けてどのような取り組みが行われているか。	―	○
③ 委託先の選定が適切に行われているか。	―	○
④ 目標指標が当該事業の評価指標として適切か。	―	○
⑤ 事業費の集計が適切に行われているか。	―	○

（3）監査の結論

①【意見】あまがさきキッズサポーターズ支援事業には、情報の提供事業と場の提供事業が含まれているが、それぞれを分けて評価することが望ましい。

（課題）
情報の提供事業と場の提供事業を一つの事務事業として評価しているが、事業内容が大きく異なっているため、事業成果を適切に評価することが困難である。

（現状および背景）

あまがさきキッズサポーターズ支援事業は、情報の提供事業（あまがさきキッズサポーターズ支援事業）と場の提供事業（つどいの広場事業・一時預かり事業）の 3 事業を 1 つの事務事業として評価している。しかし、情報の提供事業と場の提供事業では事業内容が大きく異なっている。

また、目標指標についても場の提供事業の 1 つであるつどいの広場事業に対して設定されているだけで、情報の提供事業（あまがさきキッズサポーターズ支援事業）および場の提供事業（一時預かり事業）については設定されていない。

（改善方法）

事務事業とは行政活動の最小単位とされている。このため、事業内容が大きく異なる情報の提供事業と場の提供事業では別々の事務事業として評価することが望ましい。これにより、それぞれの事業に対して適切な目標指標を設定することができ、事業活動の成果を適切に評価することができる。

②【意見】各施設の利用者属性に応じてサービスの提供を行うことが望ましい。

（課題）

市は、各施設の利用者属性に大きな違いはないとして、施設ごとの利用者に関する詳細な分析や満足度調査等を行っていない。

（現状および背景）

つどいの広場事業について、いずれの広場においても 10 組程度の子育て親子が一度に利用できることや、1 日 5 時間以上開設することなど同じ要件を設定している。一方で、利用者の属性に大きな違いはないとして施設ごとの詳細な分析は行っていない。また、利用者数についても 10 か所合計人数をもとに検討しており、施設ごとの目標値の設定は行っていない。しかし、実際は共働き世帯が多い地域や専業主婦層が多い地域など地域ごとに利用者属性が異なっていることが考えられる。また、利用者数についても多い施設と少ない施設が混在していることが考えられる。

（改善方法）

より多くの子育て世帯が利用できるように、利用者に対して各施設共通のア

ンケートを行い、施設ごとの利用者属性を把握することが望まれる。これにより、各施設に応じたサービスが提供でき、各施設の利用者の満足度を高めることに役立てることができると考える。

③【意見】つどいの広場運営の委託先選定について、複数の候補者が出た場合には公募等により決定することが望ましい。

（課題）
つどいの広場運営の委託先選定について、初回は公募により決定しているが、以降は随意契約により初回に選定された事業者と継続して契約を行っている。

（現状および背景）
つどいの広場事業については民間事業者に運営を委託し、それぞれの自主的な取り組みを尊重しながらも、市との相互協力のもとで事業を実施している。
委託先の選定については、現状、初回は公募により決定しているが、以降は随意契約により初回に選定された事業者と継続して契約を行っている。

（改善方法）
契約の透明性を確保する観点から、施設運営の委託先の選定方法は公募を採用することが望ましい。また、公募への応募事業者数が少ない場合は、仕様書の見直しを検討することが望ましい。

④【意見】平成 24 年度のデータに基づいて目標値を設定しているため、直近のデータに更新することが望ましい。

（課題）
目標値については、平成 24 年度のデータをもとに算定されており、外部環境および内部環境の変化に応じて更新されていない。

（現状および背景）
あまがさきキッズサポーターズ支援事業においては、尼崎版総合戦略（平成 27 年 10 月策定）で定めた指標をもとに目標値（つどいの広場延べ利用者数）を設定している。目標値の算定根拠は下記の通りである。

平成 24 年度 利用人数 44,725 人÷平成 24 年度実施個所 7 箇所
×目標設置箇所数 10 箇所＝63,892 人

平成 24 年度から既に 7 年経過しており、平成 27 年度から子ども・子育て新制度が実施されるなど子育てに関する社会環境は大きく変化している。また、同事業の実施個所も当時の 7 施設から現在は 10 施設まで増加している。このように、同事業に関する外部環境および内部環境は変化しているが、目標値については依然として平成 24 年度のデータをもとに算定しており、更新されていない。

（改善方法）

目標値については、事業実施の有効性を確保するため、事業に関する外部環境および内部環境の変化に合わせて継続的に見直しを行い、更新していくことが望ましい。

⑤【意見】人件費の費用按分について実態に合わせて見直すことが望ましい。

（課題）

利用者支援事業と本件事業の人件費負担割合について、職員 2 名につき各人 0.5 日分（計 1 日分）としている。しかし、実際は、担当職員はその多くを利用者支援事業に従事しており、本件事業についてはほとんど従事していないため、実態に応じた費用按分が行われていない。

（現状および背景）

平成 30 年度から新たに利用者支援事業（基本型）を実施し、担当職員（2 名）が本件事業の一部の事務も担うことになった。利用者支援事業と本件事業の人件費負担割合は、職員 2 名につき各人 0.5 日分（計 1 日分）としている。このため、本件事業における令和元年度の人件費予算は平成 29 年度に比べて 3,650 千円、平成 30 年度に比べて 1,213 千円増加している。しかし、実際は、担当職員はその多くが利用者支援事業に従事しており、本件事業についてはほとんど従事していないため、人件費について実態に応じた費用按分が行われていない。

（改善方法）

現在、利用者支援事業担当職員について、本件事業と利用者支援事業で均等に按分しているが、勤務実態と整合していないため、実態に応じた費用按分を検討することが望ましい。

11　「こども安全・安心・便利」情報提供事業費（コード番号；３Ｄ８８）【16】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	「安全・安心」に関する情報等を提供し、地域の子どもを犯罪などから守る。また、子育て支援に関する情報を発信し、子どもが健やかに育つ環境づくりを進める。
事業概要	就学前児童の保護者などに、携帯電話等のインターネット機能を活用して、警察からの不審者情報など子どもの「安全と安心」に関する緊急情報を発信する。また、子育て関連情報も随時提供する。
実施内容	平成 28 年度実績 ・安全安心情報配信数　335 件 ・便利情報配信数　112 件 ・登録者数　1,502 件 平成 29 年度実績 ・安全安心情報配信数　293 件 ・便利情報配信数　114 件 ・登録者数　1,500 件 平成 30 年度実績 ・安全安心情報配信数　324 件 ・便利情報配信数　87 件 ・登録者数　1,578 件

②　事業成果の点検

目標指標	あまっこねっと登録者数						単位	人
目標・実績	目標値	2,000	28 年度	1,502	29 年度	1,500	30 年度	1,578
事業成果	「安全・安心」に関する情報等を提供し、地域の子どもを犯罪などから守り、子育て支援に関する情報を発信し、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めている。							

③　事業費

	29 年度決算	30 年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費　A	1,027	1,027	1,037
人件費　B	398	396	392

合計　C（A+B）		1,425	1,423	1,429
Cの財源内訳	国庫・県支出金	―	―	―
	市債	―	―	―
	その他	―	―	―
	一般財源	1,425	1,423	1,429

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 登録者数の増加に向けてどのような取り組みが行われているか。	―	○
② 委託範囲は適切か。	―	○

（３）監査の結論

①【意見】あまっこねっとについて、利用者への情報提供は、利用者からの要望が高い項目に絞り込むことが望ましい。

（課題）

「こども安全・安心・便利」情報提供事業では、あまっこねっとの登録者数を目標指標としているが、制度開始時から大幅に減少しており、目標値の達成は困難な状況である。

（現状および背景）

「あまっこねっと」では、①県の不審者情報、②こども安心・安全・便利情報システム、③よいこねっと、④青少年センターの４つの情報を発信している。しかし、下記に示すように登録者数については平成20年度の制度開始時から大幅に減少しており、目標値（2,000人）の達成は困難な状況である。

年　度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
登録者数	4,265	2,235	2,169	2,007	1,890

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1,878	1,649	1,545	1,502	1,500	1,578

（改善方法）

「あまっこねっと」については、登録を行わなくても県の不審者情報や市の

ホームページで代替できるものがほとんどである。このため、すべての情報を提供するのではなく、利用者からの要望が高いものに絞り込むなど提供すべき情報について利用者の立場から見直すことが考えられる。

②【意見】あまっこねっとの管理について業務効率化の観点から全部委託を検討することが望ましい。

（課題）
システムの保守・管理については外部に委託しているが、運営面については、掲載内容等の判断や掲載不可とする場合の適切な対応について難しいケースが生じる可能性があることから、外部に委託していない。

（現状および背景）
「こども安全・安心・便利」情報提供事業では、「こども安全・安心・便利情報提供システム」、「よいこねっと」および「青少年センターからのお知らせ」を一体としたシステムを利用しており、システムの保守・管理について外部に委託している。一方、運営面については、掲載内容等の判断や掲載不可とする場合の適切な対応について難しいケースが生じる可能性があることから外部に委託していない。

（改善方法）
市と委託先との間で掲載内容の判断基準を明確に定めることで、運営について委託した場合のデメリットは解消されることが期待できる。このため、業務効率化の観点から運営面についても委託を検討することが望ましい。

12　母子家庭等地域生活支援事業費（コード番号；３Ｆ１Ｅ）【21】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	母子家庭等の多くは、生活基盤が脆弱であるとともに育児や就労など個別の課題も多様化しており、母子家庭等の生活の安定と早期自立に向けて、関係機関がより連携を深め、柔軟に対応する中、自立を支援する。
事業概要	離婚調停や養育費の取り決めなどについて弁護士と相談を行う特別相談事業を実施する。
実施内容	＜弁護士による特別相談＞ ・特別相談実施（6 月、11 月、3 月の 3 回実施） ・弁護士による相談 平成 28 年度　延べ 17 件、平成 29 年度　延べ 18 件、平成 30 年度　延べ 19 件 ＜電話等による弁護士の指導・助言＞ ・随時実施 平成 28 年度　延べ 8 件、平成 29 年度　延べ 15 件、平成 30 年度　延べ 17 件

②　事業成果の点検

目標指標	―(弁護士による助言や指導が必要な者への特別相談事業であり、適切な成果指標および活動指標の設定は困難)						単位	―
目標・実績	目標値	―	28 年度	―	29 年度	―	30 年度	―
事業成果	複雑・多様化する母子家庭等が抱える問題に対して、個々の状況に応じた、よりきめ細かな支援が必要であり、これらの相談に親切、丁寧に対応する中で、問題の解決につなげている。							

③　事業費

	29 年度決算	30 年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費　A	227	232	262
人件費　B	425	508	489
合計　C（A+B）	652	740	751

Cの財源内訳	国庫・県支出金	129	129	131
	市債	－	－	－
	その他	－	－	－
	一般財源	523	611	630

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 本件事業が属人的になっていないか。	―	○

（３）監査の結論

【意見】利用者の利便性を考慮し、複数名の弁護士への依頼や土日・夜間の開催の検討が望まれる。

（課題）

長期間随意契約により同一の弁護士に依頼しているため、本件事業が属人的になっている側面がある。また、母子家庭を対象にしているものの夜間・土日に開催されていない。

（現状および背景）

担当弁護士は母子家庭支援等に大変詳しく、十分な知識・経験等を有していると考えられる。しかし、長期間随意契約により同一の弁護士に依頼しているため、本件事業が属人的になっている側面がある。また、母子家庭を対象にしているものの、相談会や電話相談の結果報告については平日に行われており、夜間、土日には開催されていない。

（改善方法）

本件事業が属人的になっていることを緩和するため、また、事業継続性を確保するため、公募により別の弁護士も活用することの検討が望まれる。

また、母子家庭という事情を考慮して、可能であれば夜間や土日に相談会や電話相談の結果報告を夜間や土日に行うことを検討されたい。

13　幼児精密健康診査事業費（コード番号；４５１８）【25】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

<table>
<tr><td>事業目的</td><td>疾病もしくは心身の成長発達に異常の疑いがある幼児に対し医療機関で精密検査を行い、疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期療育に繋げることで、子どもの健やかな成長、発達を促す。</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td>１歳６か月児健康診査および３歳児健康診査の結果、精密検査が必要となった幼児を速やかに委託医療機関で受診させることにより、疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期療育に繋げる。</td></tr>
<tr><td>実施内容</td><td>対象者　：　１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査で医師の判定が要精密検査となった幼児
方法　：　精密健康診査受診票を交付
実施場所　：　市内委託医療機関
利用者負担額　：　自己負担額無し

・１歳６か月児健康診査および３歳児精密健康診査受診票発行数および医療機関からの受診結果報告
<table>
<tr><td></td><td colspan="2">平成28年度</td><td colspan="2">平成29年度</td><td colspan="2">平成30年度</td></tr>
<tr><td></td><td>発行数</td><td>受診結果報告数</td><td>発行数</td><td>受診結果報告数</td><td>発行数</td><td>受診結果報告数</td></tr>
<tr><td>1歳6か月児</td><td>59</td><td>54</td><td>63</td><td>57</td><td>63</td><td>48</td></tr>
<tr><td>3歳児</td><td>527</td><td>426</td><td>446</td><td>342</td><td>408</td><td>247</td></tr>
<tr><td>計</td><td>586</td><td>480</td><td>509</td><td>399</td><td>471</td><td>295</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

②　事業成果の点検

<table>
<tr><td>目標指標</td><td colspan="5">精密健康診査受診票発行数に対する医療機関からの受診結果報告数の割合</td><td>単位</td><td>%</td></tr>
<tr><td>目標・実績</td><td>目標値</td><td>100</td><td>28 年度</td><td>81.9</td><td>29 年度</td><td>78.4</td><td>30 年度</td><td>62.6</td></tr>
<tr><td>事業成果</td><td colspan="8">・平成 31 年１月から眼科健診の視力検査において、これまで医師判定「追跡観察」となっていたケースが兵庫県のマニュアルに沿って「要精密検査」と判定し、幼児精密健康診査事業の対象となった。児の状況によって、医療機関の受診時期が概ね半年後が適当とされるケースが多いため、年度内の受診に至らないケースが多く、受診率の低下となったが、受診した児の結果を見ると、早期治療につな</td></tr>
</table>

	がるケースは増加傾向にある。 ・幼児精密健康診査事業の対象となった児には「幼児精密健康診査受診票」を発行し、早期発見・早期治療のため保護者に速やかな受診を促しているが、精密検査の必要性が理解されず、受診につながっていないケースや医療機関を受診しても、医療機関からの回答がない場合も見受けられるため、定期的に電話による受診勧奨を実施し、継続して結果の把握に努めている。

③　事業費

		29 年度決算	30 年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費　A		915	902	1,072
人件費　B		3,310	1,427	1,410
合計　C（A+B）		4,225	2,329	2,482
Cの財源内訳	国庫・県支出金	―	―	―
	市債	―	―	―
	その他	―	―	―
	一般財源	4,225	2,329	2,482

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
①　本件事業が属人的になっていないか。	―	―
②　目標指標の算定方法が適切であるか。	―	○
③　事業目的に従って、事業が適切に行われているか。	―	―

（３）監査の結論

【意見】目標指標である「精密健康診査受診票発行数に対する医療機関からの受診結果報告数の割合」の算定方法を見直すことが望まれる。

（課題）

目標指標である「精密健康診査受診票発行数に対する医療機関からの受診結果報告数の割合」の実績を算定する際に使用している「医療機関からの受診結果報告数」は、前事業年度以前に発行された受診票使用による受診結果報告数が含まれているため、事業成果を正確に評価できない恐れがある。

（現状および背景）

目標指標である「精密健康診査受診票発行数に対する医療機関からの受診結果報告数の割合」の実績数値は、分母を「事業年度内に精密健康診査受診票発行数」とし、分子を「医療機関からの受診結果報告」としている。

しかし、受診票の有効期限は１年程度であるため、「医療機関からの受診結果報告」には、前事業年度以前に発行された受診票使用による受診結果報告も含まれており、分母である「事業年度内に発行した精密健康診査受診票発行数」の使用割合とはなっていない。このため、事業成果の実績値が適切に算定されていない。

（改善方法）

目標指標である「精密健康診査受診票発行数に対する医療機関からの受診結果報告数の割合」の実績算定にあたっては、算定基礎となる分母と分子の集計期間を一致させることが望まれる。

14　母子保健相談指導事業費（コード番号；４５２１）【26】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	10 代の出産や人工妊娠中絶率が県下より高い傾向にあり、思春期での正しい性の認知割合が低下している。家庭内での養育力の低下、子育ての孤立化等が虐待の要因となることが懸念され、その予防対策が求められている。よって、健康教育や健康相談および健診等を通じて母性の保護や子どもの健全な育成を目指す。
事業概要	生涯を通じた女性の健康支援事業として女性が自分の健康状態に応じ、的確に自己管理ができるよう健康教育・健康相談を実施する。子どもの健康づくり事業としては、子どもが健やかに生まれ育つための各種相談・健康教育等を実施する。
実施内容	本件事業は母子保健法 9 条から 13 条まで、母体保護法 15 条、および歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき、市の裁量により実施している事業である。 女性の健康支援事業、こどもの健康づくり事業を 2 本の柱とし、教室、講座、研修、指導や家庭訪問を実施している。

②　事業成果の点検

目標指標	子育てに自信が持てない人の割合（目標の設定が困難なため実績値のみを表記）						単位	％
目標・実績	目標値	―	28 年度	40.7	29 年度	―	30 年度	―
事業成果	・母子保健法に基づき、母性並びに乳幼児の健康保持・増進を図るため、本事業では知識の普及を始め、個別的又は集団的に必要な指導および助言する各種事業を実施している。 ・近年、妊娠期、思春期と早期からの関わりが重要視されている。また、核家族化、価値観の多様化等から個別の相談対応が求められている。 ・各種相談事業を通して、医療機関や療育機関、教育機関等と連携し、妊娠期から切れ目ない子育て支援を行うことで、子育て不安の軽減や孤立防止および健やかな子どもの発育・成長支援につながっている。							

③　事業費

		29 年度決算	30 年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費　A		6,806	6,627	6,158
人件費　B		126,333	103,208	98,450
合計　C（A+B）		133,139	109,835	104,608
Cの財源内訳	国庫・県支出金	274	274	274
	市債	―	―	―
	その他	―	―	―
	一般財源	132,865	109,561	104,334

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 事業の費用対効果は検証されているか。	―	―
② 事業目的に合致した目標指標が設定されているか。	―	○
③ 利用者の利便性は図られているか。	―	―

（３）監査の結論

①【意見】事業成果の目標指標である「子育てに自信が持てない人の割合」は、実績値が平成 28 年度のみであることから、毎年度の成果を図る指標としては望ましくないと考える。

（課題）

平成 28 年度の「子育てに自信が持てない人の割合」の実績値は、「第 2 次地域いきいき健康プランあまがさき」の一環として実施した匿名アンケートを基に集計したものであり、平成 28 年度しか実績値がなく、それ以降の割合は不明である。

（現状および背景）

「子育てに自信が持てない人の割合」は、「第 2 次地域いきいき健康プランあまがさき」の一環として実施した匿名アンケートをもとに集計したものであるため、平成 28 年度しか実績値がなく、アップデートされていない。

（改善方法）

効率的な事業実施のため、毎年度測定可能な指標を成果指標として設定することが望まれる。

②【意見】「子育てに自信が持てない人の割合」について、全国平均値よりも高く、また市内においても前回集計時よりも上昇していることから、ＰＤＣＡサイクルの観点より原因を分析し、事業に反映することが望まれる。

（課題）

市の平成 28 年度の「子育てに自信が持てない人の割合」の実績値は、「平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業　幼児健康度に関する継続的比較研究」の全国平均値 23％よりも高く、市比較でも平成 25 年度は 31％であったものが上昇している。

（現状および背景）

平成 28 年度に「第 2 次地域いきいき健康プランあまがさき」の一環として実施した匿名アンケートの結果によると「子育てに自信が持てない人の割合」は 40.7％である。

（改善方法）

市が事業を実施する場合、事業の計画、実施、評価を経て、次の事業や施策に反映させるＰＤＣＡサイクルを繰り返し行うことで、高い効果を得られるよう事業や施策内容を改善することが求められると考えるが、本件事業では、事業評価が平成 28 年度より行われていない。

そのため、「子育てに自信が持てない」背景や要因を分析し、事業に反映させることが望まれる。

15　妊婦健診事業費（コード番号；４５２２）【27】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	健診日において住民票が市内にある妊婦、その他都市長が認めた妊婦を対象に、妊婦健診の確実な受診を促し、その内容に応じた母体および胎児の健康管理に必要な支援を早期に行うことで、妊婦の健康を維持・増進させるとともに異常妊娠・異常分娩を予防し、より健康的な妊娠継続および出産を迎えることを目指す。
事業概要	産科・婦人科を標ぼうする医療機関や助産所で実施される妊婦健診にて、市が認める健診内容にかかる費用を助成する。受診結果報告書を医療機関からの連絡票として兼ねることで、ハイリスク妊婦を把握して、必要な支援を行う。
実施内容	本件事業は厚生労働省所管の法定事業であり、健診にかかる費用について 1 人あたり 85,327 円を上限として助成している。 なお、健診内容として、「各都道府県・各政令市・各特別区母子保健主管部(局)長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知(雇児母発第 0227001 号)（平成 21 年 2 月 27 日)」において望ましいとされたものに加えて、市独自にトキソプラズマ抗体検査も追加している。 助成方法として、受診券交付による現物給付（委託先医療機関で受診)、又は償還払い（委託先医療機関以外、および助産所での受診）で行っている。

②　事業成果の点検

目標指標	妊娠 11 週以内の妊娠届出率						単位	％
目標･実績	目標値	100	28 年度	95.5	29 年度	95.9	30 年度	96.6
事業成果	・妊娠 11 週以内の妊娠届出率が年々増加しており、妊婦健診受診券を妊娠届出時と同時に交付していることから、妊婦の早期からの健康管理につなげられている。 ・妊婦健診内容について、国が示す標準的な検査項目を助成できている。多胎妊婦については健診回数が頻回になるため、助成上限回数の増加を平成 31 年度より行う。 ・医療機関からの結果報告を受け、ハイリスク妊婦の把握、支援へとつなげている。健診結果をデータ化し、保健衛生システムで管理							

	していくことで、出生した子どもの情報と合わせた分析を行い、母子健康包括支援センターの支援へつなげていく。

③　事業費

		29 年度決算	30 年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費　A		305,241	298,115	307,274
人件費　B		13,212	23,673	24,600
合計　C（A+B）		318,453	321,788	331,874
Cの財源内訳	国庫・県支出金	―	―	―
	市債	―	―	―
	その他	―	―	―
	一般財源	318,453	321,788	331,842

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 事業の費用対効果は検証されているか。	―	―
② 事業目的に合致した目標指標が設定されているか。	―	―
③ 不正利用を防ぐ事務手続きとなっているか。	―	○

（３）監査の結論

【意見】償還払いを利用する場合、他人名義の口座も取扱口座として登録可能であるが、償還払い申請書を提出する際に本人確認書類による本人確認が実施されていない。

（課題）

償還払いを利用する場合、申請書への記名押印を求めるとともに、母子健康手帳に申請受付した旨を記載する際に母子健康手帳の提示を求めることから、本人確認書類による本人確認は実施されていない。

（現状および背景）

母子健康手帳の提示を求めることで本人であるとみなし、本人確認書類による本人確認は実施されていない。

（改善方法）

　他人名義の口座も取扱い口座として登録可能であるため、本人なりすましによる不正請求を防止する観点から、本人確認書類による本人確認を実施することが望まれる。

16　特定不妊治療費助成事業費（コード番号；４５２４）【28】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	特定不妊治療に要する費用が高額であり、経済的負担が大きいため、十分な治療を受けることができないまま子どもを産むことを諦めざるを得ない夫婦も少なくないため、費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。
事業概要	指定医療機関で受けた特定不妊治療（体外受精および顕微授精）に要した費用に対し、初回の治療は 30 万円まで、その後は１回の治療につき 15 万円まで（治療区分により 7 万 5 千円まで）を助成する。
実施内容	厚生労働省の事業内容および市の裁量内容は以下のとおりであり、市独自として実施している内容はない。

	厚生労働省	尼崎市
対象者	・特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦 ・治療期間の初日における妻の年齢が 43 歳未満である夫婦	左記と同様
対象となる治療	体外受精および顕微授精（以下「特定不妊治療」という）	左記と同様
所得制限	730 万円（夫婦合算の所得ベース）	左記と同様
助成内容	(1) 特定不妊治療に要した費用に対して、１回の治療につき 15 万円（凍結胚移植（採卵を伴わないもの）等については 7.5 万円）まで助成する。 通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が 40 歳未満であるときは６回（40 歳以上であるときは通算３回）まで。 ただし、平成 25 年度以前から本事業による特定不妊治療の助成を受けている夫婦で、平成 27 年度までに通算５年間	左記と同様

	助成を受けている場合には助成しない。 (2)(1)のうち初回の治療に限り 30 万円まで助成。(凍結胚移植(採卵を伴わないもの) 等は除く) (3)特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合は、(1)および(2)のほか、1回の治療につき 15 万円まで助成。(凍結杯移植(採卵を伴わないもの) は除く) (4)(3)のうち初回の治療に限り 30 万円まで助成。	

② 事業成果の点検

目標指標	申請延件数(適切な成果指標およびその目標設定が困難なため、活動指標の実績値のみを表記)						単位	件
目標・実績	目標値	—	28 年度	578	29 年度	560	30 年度	595
事業成果	・平成 28 年度の制度改正により、助成対象年齢、通算回数が変更になったため、申請延べ件数は一時減少したが、平成 30 年度は増加している。 ・男性不妊治療は 9 件、平成 28 年 6 月より実施している不育症治療支援は平成 30 年度 4 件の申請があった。 ・申請者の出生率は 28.6%(出生件数/申請件数) であり、本市出生数の 4.2%にあたる。(平成 29 年度データ)							

③ 事業費

		29 年度決算	30 年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費 A		100,786	103,010	101,219
人件費 B		3,590	5,170	4,568
合計 C (A+B)		104,376	108,180	105,787
C の財源内訳	国庫・県支出金	56,347	51,529	50,609
	市債	—	—	—
	その他	—	—	—
	一般財源	48,029	56,651	55,178

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 事業の費用対効果は検証されているか。	―	―
② 事業目的に合致した目標指標が設定されているか。	―	―
③ 利用者の利便性は図られているか。	―	○

（３）監査の結論

【意見】所得の確認および審査について、転入者の利便性の観点からマイナンバーの利用を推進することが望まれる。

（課題）

他自治体では、マイナンバーを利用した所得の確認および審査が実施されているが、市では申請の際に、原則として、住民票の写し等の市に居住する法律上の夫婦であることを証明する書類、夫婦それぞれの「所得証明書」の提出が必要となっている。

（現状および背景）

現在、原則として、住民票の写し等の市に居住する法律上の夫婦であることを証明する書類、夫婦それぞれの「所得証明書」の提出が必要となっている。

（改善方法）

治療費助成について、市民の利便性の観点から、市もマイナンバーの利用を推進されることが望まれる。

17　こんにちは赤ちゃん事業費（コード番号；４５２６）【29】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	市内在住の生後 2 か月頃の乳児のいるすべての家庭を対象とし、訪問により様々な不安や悩みを聞き、子育て情報を提供し、母子の状況や養育環境を把握することにより、必要なサービス提供等へつなげる。また、乳児家庭が地域や関係機関とつながることで、子育ての孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。
事業概要	生後 2 か月頃の乳児がいる家庭を訪問員（雇用保育士）が全戸訪問する。医療機関等から把握されたハイリスク家庭については保健師が訪問する。
実施内容	1.内容 (1)訪問員（雇用保育士）による家庭訪問 　生後 2 か月頃のすべての乳児に訪問できるよう、出生連絡票等より把握に努め、訪問に際して、担当保健師と調整した上で事前に電話連絡の上、訪問を行う。連絡の取れない世帯については情報誌の投かん等を行う。 　訪問では、①子育てに関する情報提供、②母子の状況・養育環境の把握、③子育てに関する相談・指導を行う。 (2)継続した支援 　訪問後、地区担当保健師に報告を行う。担当保健師は、事後フォローについて判断し、支援が必要な家庭に対しては、家庭訪問等を行い、継続した支援の必要な世帯には、育児支援専門員派遣事業等を導入する。 (3)その他、地域の見守りが必要な家庭について、地域の民生児童委員や関連機関と連携し、支援体制を整える。 2.平成 30 年度実績 　出生把握数　3,911 件　対応件数　3,885 件（転出を除く）　※内訪問により確認した数　3,528 件　90.8% 3.研修 　訪問員の情報共有および資質の向上を図るため研修・連絡会を随時実施。 　平成 30 年度　研修および連絡会　5 回

② 事業成果の点検

目標指標	訪問実施率（家庭訪問で実際に対象者に会えた割合）（適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定）						単位	%
目標・実績	目標値	100	28 年度	90.8	29 年度	90.5	30 年度	90.8
事業成果	・訪問実施率について、90%以上を維持できている。 ・生後 2 か月頃の時期に訪問員が訪問することで、子育ての不安や育児負担感の解消に向けた情報の発信や相談支援につなげていることから、児童虐待の発生予防、早期発見の役割も担っている。 ・家庭訪問では、特に多様なニーズや背景を捉えた上での支援が必要となり、高いスキルが必要となってくることから、引き続き訪問員の研修等を通じて、より多くの赤ちゃんに訪問できる基盤を整備していく。							

③ 事業費

		29 年度決算	30 年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費 A		349	595	672
人件費 B		25,770	27,495	26,319
合計 C（A+B）		26,119	28,090	26,991
C の財源内訳	国庫・県支出金	6,070	6,596	7,232
	市債	－	－	－
	その他	－	－	－
	一般財源	20,049	21,494	19,759

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 事業の費用対効果は検証されているか。	―	―
② 事業目的に合致した目標指標が設定されているか。	―	○
③ 利用者の利便性は図られているか。	―	―
④ 乳児のいる世帯の把握の網羅性の確保は図られているか。	―	○

（３）監査の結論

①【意見】事業成果の活動指標に「訪問実施率（家庭訪問で実際に対象者に会えた割合)」を設定しているが、全国平均との比較に資するため、また、実際に訪問しなければならない家庭を明確にするために、間接的に訪問を行った家庭も含めることが望まれる。

（課題）

事業成果の活動指標である「訪問実施率」の算定の際に使用される訪問実施件数が、市が家庭訪問で実際に対象者に会うことができた件数のみであり、母親が他自治体に里帰りをしている場合等で市が訪問を実施できず、他自治体に訪問を依頼した場合の件数が含まれていないため、実際に訪問すべき家庭にも関わらず訪問できていない割合が不明瞭である。

（現状および背景）

訪問実施率について、全国 95.6%、兵庫県 96.5%（H27 年度)、となっており、市は全国平均より下回っているように見えるが、訪問実施率算定にあたり、市が訪問を実施できないため他自治体に訪問を依頼する等の代替的手段を講じた場合の件数が含まれていないことが主要因と考えられる。

（改善方法）

全国平均や他自治体平均との比較に資するため、また、実際に訪問すべき家庭であるにも関わらず訪問できていない割合を明確にするために、代替的手段により確認した場合も含めた訪問実施率で活動指標を算定することが望まれる。

②【意見】出生届が提出されないような家庭を把握する制度や仕組みがないため、近隣住民からの情報提供を受けられる担当課や窓口を設置し、市民に周知すること等により対応策を講じることが望まれる。

（課題）

出生届が提出された場合、こんにちは赤ちゃん事業等各種の子育て支援が市から提供されるが、そもそも出生届が提出されないような家庭を把握する制度や仕組みがない。

（現状および背景）

こんにちは赤ちゃん事業は、乳児の育成環境を確保するために実施されているものであるが、出生届が提出されないような家庭を市で把握する制度や仕組

みがない。

（改善方法）

近隣住民からの情報提供を受けられる担当課や窓口を設置し、市民に周知すること等、制度や仕組みを構築することが望まれる。

18　母子歯科保健対策事業費（コード番号；４５２Ｒ）【32】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	乳歯がはえそろってくる 2 歳児とその保護者を対象に歯科健診および口腔衛生指導を実施し、早期から口腔衛生の正しい知識を普及啓発することで、生涯を通じて健全な歯と口の健康づくりを支援する。また、妊婦についても妊娠期はホルモンの影響でむし歯や歯周病が悪化しやすいため歯科健診を実施することで、早産・低体重児出産の原因になる歯周病の予防、出産後の子どもへのむし歯原因菌の感染リスクの減少を図る。
事業概要	平成 30 年度より『2 歳児親子歯科健診事業費』と『乳幼児健康診査等事業費』の「妊婦歯科健診」を統合し、『母子歯科保健対策事業費』とした。(1) 2 歳児親子歯科健診：2 歳児とその保護者を対象に歯科健診を行い希望する児にはフッ化物塗布を行う。(2) 妊婦歯科健診：妊婦対象に歯科健診と個別指導を行った後に歯科と栄養の集団指導を実施する。(1) (2) ともに保健所で実施。
実施内容	(1)2 歳児歯科健診事業　実施回数 36 回/年 平成 30 年度：受診者数：2 歳児　2,151 人（受診率：58.91%）　うちフッ化物塗布者 2,005 人　保護者　2,072 人 平成 29 年度：受診者数：2 歳児　2,194 人（受診率：59.10%）　うちフッ化物塗布者 2,037 人　保護者　2,092 人 (2)妊婦歯科健診事業　実施回数 18 回/年 平成 30 年度：受診者数　469 人（受診率：12.08%） 平成 29 年度：受診者数　425 人（受診率：10.47%）

②　事業成果の点検

目標指標	むし歯のない児の割合(3 歳児健康診査結果から)						単位	%
目標・実績	目標値	90%以上	28 年度	87.5	29 年度	88.2	30 年度	88.8
事業成果	・目標指標である 3 歳でむし歯のない児 90%については微増しながら近づいている。しかし、平成 30 年度の乳幼児歯科健診結果では、むし歯有病者率は 1 歳 6 か月（1.27%）→2 歳（2.23%）→3 歳（11.18%）というように、2 歳から 3 歳児健診にかけては 5 倍以上増加していることから今後も継続して 2 歳児の時点でむし歯予防を予防するための啓発を行う必要がある。							

	・妊婦歯科健診については、妊娠中は女性ホルモンの影響で歯周病原因菌が増殖するなどが原因となり歯周病が進みやすくなる。兵庫県が行った妊婦と一般女性との比較や市の妊婦歯科健診結果と妊娠していない2歳児親子歯科健診を受けた母親との比較調査の結果をみても妊婦の方が歯周病と診断された割合は高くなっている。 ・平成30年度は妊婦歯科健診の受診率を上げるため日曜に実施を試みたが12.08%とまだ低い。 ・妊婦歯科健診や2歳児親子歯科健診の受診率を高めながら、若い世代に早期からの歯周病を含めた歯科疾患予防の意識を啓発することが必要である。

③　事業費

		29年度決算	30年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費　A		5,171	6,218	6,422
人件費　B		2,948	6,005	9,101
合計　C（A+B）		8,119	12,223	15,523
Cの財源内訳	国庫・県支出金	―	―	―
	市債	―	―	―
	その他	―	―	―
	一般財源	8,119	12,223	15,523

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 事業の費用対効果は検証されているか。	―	―
② 事業目的に合致した目標指標が設定されているか。	―	○
③ 利用者の利便性は図られているか。	―	○

（３）監査の結論

【意見】事業成果の目標指標を「むし歯のない児の割合」に設定しているが、2歳児親子歯科健診の受診率も評価指標とすることがより望ましい。

（課題）

市としては、２歳児親子歯科健診によるフッ素の塗布が３歳児のむし歯罹患の

減少に効果的であると考えているが、事業成果の目標指標を「むし歯のない児の割合」を設定している。

（現状および背景）

事業の評価指標として「むし歯のない児の割合」を設定している。

なお、本件事業は、平成 29 年度までの『２歳児親子歯科健診事業』および『乳幼児健康診査等事業費』の「妊婦歯科健診」を統合したものである。

（改善方法）

市としては、２歳児親子歯科健診によるフッ素の塗布が３歳児のむし歯罹患の減少に効果的であると考えているのであれば、市として具体的な目標として達成を目指すことができる「２歳児親子歯科健診の受診率」を評価指標とすることがより望ましい。

19　母子父子福祉資金貸付金（コード番号；ＵＡ２Ａ）【38】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	母子家庭および父子家庭の経済的自立と児童の福祉の増進を目的とした貸付制度であり、適切な貸付並びに滞納者への償還指導を行う。
事業概要	母子および父子並びに寡婦福祉法に基づき配偶者のないひとり親で現に児童を扶養しているもの又は その扶養している児童を対象に修学資金や技能習得に必要な資金等を貸し付ける
実施内容	母子父子寡婦福祉資金　28 人　16,443,000 円 ・新規　16 人　8,901,000 円 ・継続　12 人　7,542,000 円

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
①　業務効率化の観点から外部への委託を検討しているか。	―	○

（３）監査の結論

【意見】償還に係る手続きについて弁護士などの外部の専門家等へ委託することが考えられる。

（課題）

母子父子福祉資金貸付金事業における職員の職務は督促・催促状の送付、電話での催告、訪問での償還指導等償還に係る手続きが大部分を占めている。

（現状および背景）

平成 30 年度における貸付金は 28 人で 16,443 千円であり、新規貸付は 16 人で 8,901 千円である。一方、滞納額は 120 人で 31,115 千円となっている。このため、同事業における職員の職務は督促・催促状の送付、電話での催告、訪問での償還指導等償還に係る手続きが大部分を占めている。

（改善方法）

業務実施の効率性の観点、及び確実な償還による健全な財政確保の観点からは、償還に係る手続きについては弁護士などの外部の専門家等へ委託すること

が考えられるので、検討されたい。

20　子どもの育ちに係る支援センターの機能検討事業費（コード番号；３Ｄ７２）【76】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	本市の特徴的な課題である「児童虐待」と「不登校」の対応と、その背景の要因の一つと考えられる「発達障害やその疑いのある子ども」の支援を、複眼的な視点に立ち、多種の専門職による支援体制を整えることで、より予防的な観点から、本市の子どもや子育て家庭が抱える課題解決へとつなげていくための中核施設として子どもの育ち支援センターを設立する。
事業概要	子どもの育ち支援センターの令和元年 10 月の開設に向けて、子どもの成長段階に応じて、0 歳からおおむね 18 歳まで切れ目なく支援するための準備を行う。
実施内容	子どもの育ち支援センターの開設に向け、次の業務を行う。 ・各保育施設・幼稚園・学校（小・中・高）等を訪問し、ネットワーク強化を図る。 ・子どもの育ち支援センターの愛称「いくしあ」を決定し、ロゴとリーフレットを作成する。 ・要支援の子ども等に関する情報を共有するため、子どもの育ち支援条例を改正し、電子システムを構築する。 ・西宮こども家庭センターへの職員派遣研修等、人材育成を図るとともに、設備や備品の検討および組織運営体制を構築する。 ・庁内関係部署や尼崎市医師会、尼崎市社会福祉事業団等の関係機関と調整し、５歳児を対象にしたプレ事業「子ども支援教室」を実施するなどして、各種事業の検討を行う。また、医師や作業療法士等の専門職種の人材確保など、体制整備に取り組む。 ・「サテライト学習支援事業」に参加する不登校児童生徒に対して、関係課が連携して、「サテライトこども相談事業」を実施する。その際、臨床心理士をアウトリーチして、学習支援を行っている公民館等でカウンセリングを行う。

② 事業成果の点検

目標指標	―（適切な成果指標および活動指標の設定は困難）						単位	―
目標・実績	目標値	―	28 年度	―	29 年度	―	30 年度	―
事業成果	・各施設を訪問し、センターの周知およびネットワークの構築を図った。今後ともネットワークの拡大を図るとともに、関係機関等との具体的な役割分担や連携の仕組みを構築する必要がある。 ・電子システムの構築が完了したため、より実用性の高い電子システムとなるよう運用を図っていく。 ・人材育成の観点から、西宮こども家庭センターへ職員を派遣する等の人材育成等を継続する。 ・「発達相談支援事業」や「支援者サポート事業」といった具体的な事業の検討が進んだ。また、体制整備についても、医師や作業療法士、言語聴覚士等の専門職種の人材を確保することができた。今後は、事業開始に向けて、さらに準備を進めていく。 ・中央公民館で９回、小田公民館で８回、立花公民館で８回、計 25 回のカウンセリングを行い、学習支援を受けに来ていた不登校児童生徒の考えや思いを聞き取ることができた。							

③ 事業費

		29 年度決算	30 年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費　A		11,302	32,410	76,894
人件費　B		75,563	116,172	54,158
合計　C（A+B）		86,865	148,582	131,052
C の財源内訳	国庫・県支出金	5,460	16,074	35,921
	市債	―	―	―
	その他	―	1,066	5,835
	一般財源	81,405	131,442	89,296

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 子どもの育ち支援システムは情報流出に対して適切なセキュリティが構築されているか。	―	○

（３）監査の結論

【指摘】個人情報保護の観点から、ＵＳＢメモリに移された情報に関するログが残るよう、主としてシステム上の対応を行うことが必要である。

（課題）

システムのログ記録に、システムからのアウトプットデータの内容、その時刻およびアウトプットの実行者の記録が残らないことや、オペレーションを実施しているＰＣの盗難や抜き出したデータが完全に消去されていることが確認されていないこと等の要因により、情報流出した際に流出経路や流出情報を把握できない可能性がある。

（現状および背景）

令和元年 10 月 1 日より、「子どもの育ち支援システム」の本格運用が開始されている。各課が業務に必要な範囲でそれぞれのシステム内で保有しているが、従来は、それらの情報を入手する際に多くの手続と労力が必要であり、迅速な支援に時間を要する場合もあった。当該システムが導入されたことにより、統合業務ネットワークを通じて関係システムから必要な情報が抽出できるようになったことから、より多くの子どもを迅速に支援・保護がすることが期待されている。

このように「子どもの育ち支援システム」には非常に高いメリットがあるものの、一方で、子どもの個人情報を一元管理するため、一旦情報流出が生じた場合には、その影響は非常に大きくなることが予想される。

子どもの育ち支援システムは、閉域ネットワーク（クローズドネットワークシステム）で稼働しているため、基本的には情報が流出することはないと考えられるが、悪意のある者がＵＳＢメモリ等の外部記録媒体を接続し、同システム内にて保管されている情報が抜き取る可能性が考えられる。そのため、市では、ＵＳＢメモリ等の外部媒体を使用したデータの抜き取りを原則禁止としている。しかし、要保護児童対策地域協議会での連絡等で必要な情報を提供する等の必要性がある場合に限り、所属長承認の下、必要なデータの抜き取りを行う運用を行っている。その場合、同システムの運用ルールとして、所属長が保管している登録されたＵＳＢメモリのみが、所属長のパソコンのみで利用できるようになっており、当該ＵＳＢメモリを使用するには一定の申請手続きを経る必要がある。なお、登録されていないＵＳＢは使用できないシステムとなっておりセキュリティレベルは高いものの、仮に登録されたＵＳＢメモリを使用した場合でも、接続した端末に接続日時とＵＳＢメモリのシリアルナンバーが

ログとして残るシステムとはなっていないため、どのようなデータが抜き出されたのかは申請手続の運用による人の手による記録が頼りとなっている。このように、システムおよび人的な統制により、一定の情報流出を防止する設計となっている。

しかし、現在の同システムでは、前述の通り登録されたＵＳＢメモリを使ってどのような情報が移されたかのシステムログは残らないため、仮に不正に情報が流出した場合に、どのような情報が流出したのか特定できず、その影響を把握することはできない。

さらに、ＵＳＢメモリから取り出されたデータを、依頼者のＰＣにインプットした後で、依頼者のＰＣ内に当該オリジナルデータが残ってしまうことを防ぐためのルールとして、尼崎市情報セキュリティ対策基準の第８章「職員の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理」に則り、「電磁的記録媒体については、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去しなければならない。」という全庁的な方針が策定されている。ただ、その通りに運用されているかどうかについては第三者による確認がされる仕組みが整備されていないため、ＵＳＢメモリから取り出された後のデータ依頼者のＰＣから当該データの削除が確実にされたことが確認されていない状態に止まっていることもデータ管理上での脆弱性が残る。ただし、これらの脆弱性に対する対応としては、人的な統制によることは限界があるため、本来的には、ＵＳＢメモリから取り出された後のファイルについても、行政事務支援システム始め、ログ履歴が残る形でシステム管理されていることが必要と考える。

（改善方法）

ＵＳＢメモリに移された情報に関するログが残るようにし、当該ログをサーバに残るようにシステム上の対応を行う必要がある。

また、ＵＳＢメモリから取り出された後のファイルについても、行政事務支援システム始め、該当ＰＣにてログ履歴が残る形で市としてシステム管理される必要がある。

ただし、システム改定の必要もあり、予算財源等現実的な対応も求められることも想定されるため、臨時的な代替方法として、抜き取り後のオリジナルデータの消去手続およびその確認手続についてもルールどおり運用されていることを確認する方法の整備を行うとともに厳格な運用を図るべきである。

21　尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業費（コード番号；３Ｄ７Ｂ）【78】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）および要支援児童等（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童およびその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）等を早期に発見し、適切な支援、保護を図ることを目的とする。
事業概要	児童虐待防止等に関する機関との連携を図り、虐待の早期発見や予防など要保護児童等対策の促進を図る。具体的には、会議体の運営や研修会の開催、啓発活動を行う。
実施内容	1.各会議体・研修会について＜平成30年度実施状況＞ 【代表者会】１回開催　45機関の民間団体、行政関係部局を構成機関とし、要保護児童等対策全般について情報交換、施策の策定および機関連携のあり方および役割について協議 【拡大事務局】１回開催　８機関の行政関係部局を構成機関とし、協議会の運営方法や課題について協議・検討 【実務者会】28回開催　８機関の行政関係部局を構成機関とし、要保護児童等の情報交換・情報共有を図り、ケースの重症度や支援体制について協議 【個別ケース検討会】延べ416件について検討　ケースに関係する機関が重篤なケース、緊急性のあるケースについて、情報交換・情報共有を図り、具体的な支援方針等について協議 【研修会】２回開催　要保護児童への具体的な支援方法や関係機関の役割等について、専門家から知識を習得 2.啓発事業について＜平成30年度実施状況＞ 　子育てに関する相談窓口と児童虐待の通告先を市民に周知するため、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、啓発グッズの配布や出前講座を実施した。

② 事業成果の点検

目標指標	個別ケース検討件数(適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)						単位	件
目標・実績	目標値	322	28 年度	286	29 年度	294	30 年度	416
事業成果	平成 30 年度は延べ 416 件について各機関の支援担当者が集まり個別ケース検討会議を開催した。 なお、相談員一人当たりの個別ケース検討件数については目標値設定時において相談員は 9 人、相談員一人当たりの個別ケース検討件数は約 35.6 件であり、平成 30 年度においては相談員 15 人（市区町村子ども家庭相談支援拠点いくしあの設置へ向け相談員が増員された)、個別ケース検討件数は 416 件、相談員一人当たりの個別ケース検討件数は約 27.7 件である。 個別ケース検討件数では目標値を達成しているが、相談員一人当たりの個別ケース検討件数においては目標値に至っていない。 少子化、核家族化、多様化する家族形態、地域社会のつながりの希薄化、貧困層の増加などに伴い、支援を要する家庭の課題やリスクが年々複雑化・深刻化している中、関係機関と連携し、具体的な支援内容や各機関の役割について適宜検討を行い、きめ細かな支援体制をとり児童虐待のリスク軽減を図るため、引き続き児童福祉の専門職の確保・育成、現業活動に対応できる職員の配置、適切な査察指導体制を構築する。							

③ 事業費

		29 年度決算	30 年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費 A		739	589	680
人件費 B		13,939	62,304	36,513
合計 C (A+B)		14,678	62,893	37,193
C の財源内訳	国庫・県支出金	28	21	24
	市債	－	－	－
	その他	－	－	－
	一般財源	14,650	62,872	37,169

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 事業目的を適切に測定できる目標指標が設定されているか。	―	―
② 事業目的に従って、事業が適切に行われているか。	―	○

（３）監査の結論

【意見】事前に潜在的に相談を必要とするニーズを調査した上で、必要との判断に至った場合は、早急に保護および支援体制を構築することが望ましい。

（課題）

要保護児童および要支援児童等を早期に発見し、適切な支援や保護を図る目的で本件事務事業を実施しているが、潜在化している対象児童等に対しての適切な支援や保護が不十分となっている可能性が残る。

（現状および背景）

「個別ケース検討件数」は、平成 29 年度の 294 件に対して、平成 30 年度は 416 件と大幅に増加している。

大幅に増加した要因は、相談員一人当たりの対応件数が平成 29 年度の 35.6 件から平成 30 年度は 27.7 件と大幅に減少したものの、相談員を 9 人から 15 人に増員したため、全体としての件数が増加したものである。

当該相談の対象となるのは、要保護児童および要支援児童等であり、早急に保護や支援が必要な児童等であるが、上記の状況は、潜在的に相談を必要とするケースが多くあるにもかかわらず、相談員の人的制約から対応を十分に実施できていないことを示している可能性が残っている。それに対して、現在は潜在的ニーズの有無やその大きさなどに関しての調査が実施されていない。

（改善方法）

顕在化しているニーズのみならず、適切な支援や保護を実施するためにも、潜在的に相談を必要とするニーズに対して、事前の丁寧な調査を行う必要がある。その調査の結果、対応が必要との判断に至った場合は、早急に保護および支援体制を構築することが望まれる。

22　子育て家庭ショートステイ事業費（コード番号；３Ｅ３１）【80】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	社会的事由により家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合又は緊急一時的に保護を必要とする母子等児童福祉施設等において児童を一定期間養育することにより、養育者のいる適切な環境の中で養育されること、また、保護者の育児不安や疲れの軽減を図ることで、児童およびその家庭の福祉向上を図る。
事業概要	児童を養育している保護者が社会的理由（疾病、育児不安、疲れ、看病疲れ、出産、看護、出張、公的行事への参加等）により、児童の養育が一時的に困難になった場合および母子が緊急に保護を必要とした場合に児童福祉施設において短期間養育する。
実施内容	保護者の送迎対応で施設利用する。 施設種別　施設名　所在地 ①児童養護施設　尼崎市尼崎学園　神戸市北区道場町塩田 3083 番地 ②児童養護施設　神戸婦人同情会子供の家　尼崎市若王寺 3 丁目 16 番 3 号 ③児童養護施設　三光塾　西宮市小松西町 2 丁目 6-30 ④児童養護施設　善照学園　西宮市山口町船坂 2128-1 ⑤児童養護施設　神愛子供ホーム　神戸市東灘区住吉山手 4 丁目 7 番 35 号 ⑥児童養護施設　いながわ子供の家　兵庫県川辺郡猪名川町柏梨田字イハノ谷 10-9 ⑦乳児院　伊丹乳児院　伊丹市北野 3 丁目 48-2 ⑧乳児院　明石乳児院　明石市大久保町大窪 2752-1 ⑨母子生活支援施設　サン野菊尼崎　尼崎市東園田町 2 丁目 216-1

② 事業成果の点検

目標指標	事業実施施設数(適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)						単位	か所
目標・実績	目標値	8	28 年度	5	29 年度	6	30 年度	5

事業成果

1.利用実績

伊丹乳児院、明石乳児院、善照学園、三光塾、尼崎学園

＜利用延べ人数＞ （単位:人）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
うち2歳未満児	1	2	1	14	8	11
うち2歳以上児	17	16	15	11	21	36
計	18	18	16	25	29	47

＜利用理由＞ （単位:人）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
疾病	11	5	8	9	9	11
育児不安・疲れ	3	7	1	12	2	20
出産・看護	2	0	5	2	1	13
その他	2	6	2	2	17	3
計	18	18	16	25	29	47

③ 事業費

		29 年度決算	30 年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費 A		1,177	1,385	1,301
人件費 B		8,869	9,043	14,741
合計 C (A+B)		10,046	10,428	16,042
Cの財源内訳	国庫・県支出金	628	732	718
	市債	―	―	―
	その他	102	180	178
	一般財源	9,200	9,516	15,146

（2）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 事業目的を適切に測定できる目標指標が設定されているか。	―	○
② 目標指標の算定方法が適切であるか。	―	―
③ 事業目的に従って、事業が適切に行われているか。	―	―

④ 広域化対応の検討をする必要性がないか。	―	―

（３）監査の結論

①【意見】目標指標として、事業実施施設数を採用しているが、延べ利用人数などに変更することが望ましい。

（課題）
事業成果の目標指標として、事業実施施設数（適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定）を採用している。
事業目的からして、事業実施施設数の増加が事業費を有効利用している指標であるとはいえない。

（現状および背景）
適切な成果指標の設定は困難であるとして、事業成果の目標指標として、事業実施施設数を採用している。
しかし、事業実施施設数の増加は市民の利用機会を増加させる可能性があるものの、事業目的からして、利用者数を基礎とした成果指標であるべきであり、現状では事業費を有効利用している指標であるとはいえず、子育て家庭ショートステイ事業に関する事業成果の目標指標として適切とはいえない。

（改善方法）
事業目的に即した目標指標、例えば“延べ利用人数”などに変更することが望ましい。

②【意見】市近隣の施設も利用可能となるよう各近隣市に要望することが望ましい。

（課題）
ショートステイに利用可能な施設は、現在兵庫県下に９施設ある。
利用にあたっては保護者が送り迎えをする必要があるため、市に近い方が利便性が高いといえることから、市近隣の大阪市や豊中市などの施設も利用可能な施設となると、市民の利便性が上がると思われる。

（現状および背景）
ショートステイに利用可能な施設は、現在兵庫県下に９施設ある。
利用にあたっては保護者が送り迎えをする必要があるが、利用可能施設はすべて兵庫県下であり、市は兵庫県の南東に位置しているため、市から遠方で利

用しにくい施設も利用可能施設なっている一方で、近隣の大阪市や豊中市の施設は利用対象となっていない。

（改善方法）

　サービスの広域化対応の観点からも、市から近い大阪市や豊中市の施設も利用可能となるよう、各近隣市へ要望することが望ましい。

23　青少年健全育成啓発事業費（コード番号；３Ｙ２Ａ）【81】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	青少年の非行化の防止および健全育成のため、市民が青少年の非行問題を自らの問題としてとらえ、その防止に取り組むよう、あらゆる機会・場を通じて積極的に啓発し、市民意識の高揚を図る。
事業概要	市民に青少年非行の現状を訴え、あらゆる機会を通じて積極的に啓発し、市民一人ひとりの意識の高揚と青少年の健全な育成を図る。
実施内容	1. 青少年健全育成・非行化防止標語募集事業 　青少年健全育成・非行化防止について、市民一人ひとりの意識の高揚と青少年の健全な育成を図るため、　広く標語を募集し、優秀作品については表彰を行うと共にポスターを作成し市内各所に掲示し、啓発活動に活用する。 2. 青少年健全育成・環境浄化キャンペーン事業 　毎年 11 月「子ども・若者育成支援強調月間」の一環として、市内の各主要駅周辺において、啓発パネルの展示や啓発資料を配布することにより、市民意識の高揚を図る。 3. 機関誌「なでしこ」による啓発事業（月 1 回発行） 4. 事業者との連携事業　　飲食店、コンビニ店など巡回し、非行防止啓発チラシを配布する。 5. 有害環境等の実態調査の実施青少年を取り巻く有害環境等（カラオケハウス、レンタルビデオ店、ネットカフェ、有害図書類販売店、携帯電話ショップ）の調査と市内 6 ヶ所に設置の白ポストの回収

②　事業成果の点検

目標指標	啓発研修の実施回数（適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定）						単位	回
目標・実績	目標値	20	28 年度	19	29 年度	18	30 年度	20
事業成果	・青少年健全育成・非行化防止標語を募集することにより、総数 20,279 件の応募を集めることができ、市民の非行化防止を考える機会を提供し、啓発に資することができた。また、市内の主要駅で環境浄化キャンペーンを実施し、啓発資料を一般市民に配布することで意識啓発を図った。							

	・少年補導委員と連携し、啓発誌「なでしこ」を発行し、市内の青少年に対する補導活動、声掛け運動に係る情報発信や有害環境施設実態調査を継続的に実施し、市内の青少年を取り巻く有害環境の状況を把握することができた。

③　事業費

		29年度決算	30年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費　A		127	125	138
人件費　B		19,054	19,342	14,099
合計　C（A+B）		19,181	19,467	14,237
Cの財源内訳	国庫・県支出金	―	―	―
	市債	―	―	―
	その他	―	―	―
	一般財源	19,181	19,467	14,237

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 事業の費用対効果は検証されているか。	―	―
② 事業目的に合致した目標指標が設定されているか。	―	○
③ 関係機関との連携は確保されているか。	―	○
④ 現在の実態と適合しているか。	―	○

（３）監査の結論

①【意見】活動指標として、「啓発研修の実施回数」を設定しているが、本件事業の目的である青少年の非行化の防止に対して市民意識の高揚を図る観点からは、市民への啓発に関連した指標を設定することが望まれる。

（課題）

現在「啓発研修の実施回数」を指標としているが、本件事業の目的である青少年の非行化の防止に対して市民意識の高揚を図る観点からは、少年補導員のみを対象とした「啓発研修の実施回数」は指標と事業の目的が合致していないと考えられる。

（現状および背景）

適切な成果指標の設定は困難なため活動指標として「啓発研修の実施回数」を設定している。

（改善方法）

事業の目的からは、活動指標として、現在の活動指標から市民への啓発に関連した新たな指標を設定することが望まれる。

②【意見】少年補導について、現在の非行の形態の多様化に合わせ、補導形態の見直しを行うことが望まれる。

（課題）

現在、非行の形態は多様化し、インターネットやＳＮＳを利用したものが増加傾向となっており、市でも従来の補導では見つけられないものが増加していることが想定されるが、従来のままの補導形態となっている。

（現状および背景）

従来の補導形態での補導のみ実施されており、少年補導人数自体は市では以下のとおり年々減少傾向にある。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
補導人数	1,498	1,069	637	467	587	353

最近は、特にインターネットやＳＮＳを利用した連絡や情報交換が行われてきており、従前とは異なるパターンの非行が起こることも十分に想定されることから、補導の形もそれらに対応する形も必要と考える。

（改善方法）

市でも現在の非行形態の多様化に合わせて事業の委託等も含めて補導形態の見直しを行うことが望まれる。

また、警察もサイバー補導を推進していることから兵庫県警察とのより一層の連携の強化が望まれる。

24　少年補導活動事業費（コード番号；３Ｙ２Ｋ）【82】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	青少年の非行防止や、ぐ犯・不良行為少年の早期発見、早期指導を行うため、地域や学校、警察などの関係機関・団体との連携を行うとともに、街頭補導活動を通じ、青少年の健全育成と非行化の未然防止を図る。
事業概要	青少年を有害な環境から守り、非行に走らないよう、少年補導委員による補導活動・相談活動・啓発活動を実施する。
実施内容	1.少年補導委員と連携した補導、啓発、相談活動 ・街頭補導、全市一斉補導（毎月 10 日「少年を守る日」）、特別補導（学期末、新学期、祭礼等） ・各種啓発活動用資料の作成および配布 ・関係機関・団体との連携活動 2.県下各市町補導センターおよび補導委員会との連携 ・情報交換 ・兵庫県青少年補導委員大会・研修会の参加　於：明石市 ・阪神地区青少年補導委員連絡協議会大会・研修会の参加　於：猪名川町 ・広域補導活動の実施等（3 市合同補導　1 月西宮） 3.各種会議の開催および運営 ・尼崎市少年補導センター運営協議会（年 2 回開催　6 月、1 月） ・少年補導関係機関団体連絡会（7 月） ・近隣市との会議（尼崎市・伊丹市中学校生徒指導連絡会、9 月） 4.愛護パトロール車による巡回活動

②　事業成果の点検

目標指標	補導活動回数（適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定）						単位	人
目標・実績	目標値	17,760	28 年度	16,690	29 年度	16,141	30 年度	16,305
事業成果	・少年補導委員との連携による継続的な街頭補導、特別補導等の実施により、活動回数を保持するとともに青少年の問題行動の抑制に寄与することができた。 ・県下、阪神地区の会議等への参加により、最近の少年非行や青少							

	年を取り巻く犯罪についての情報を取得するとともに補導委員との情報共有を行うことができ、市においても年2回の少年補導センター運営協議会、少年補導委員関係機関団体連絡会の開催により、少年を取巻く環境について市内各地・警察の補導状況等の情報交換を行い、青少年健全育成のための連携に資することができた。 ・青少年の問題行動がインターネットを使用したものになるなど、他者から見えにくくなる中、非行化防止については地域や学校、関係機関等と益々連携を図る必要がある。

③　事業費

		29年度決算	30年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費　A		17,300	17,068	18,384
人件費　B		37,407	38,057	31,708
合計　C（A+B）		54,707	55,125	50,092
Cの財源内訳	国庫・県支出金	―	―	―
	市債	―	―	―
	その他	―	―	―
	一般財源	54,707	55,125	50,092

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 事業の費用対効果は検証されているか。	―	―
② 事業目的に合致した目標指標が設定されているか。	―	○
③ 関係機関との連携は確保されているか。	―	○
④ 現在の実態と適合しているか。	―	○

（３）監査の結論

①【意見】少年補導員について、導入当初の経緯より性別・年齢構成等に偏りが見られることから、偏りのない構成となるように少年補導員を募ることが望まれる。

（課題）

内閣府ホームページでは、少年補導委員の在り方等として、「年齢としては20

歳前後、職業別では学生のボランティアの参加が望まれるところであり、今後は、このような層を含め幅広い年齢層の少年補導委員の委嘱を推進する必要がある。」とされているが、市の少年補導員は、導入当初の経緯により、ほぼ女性のみで構成されている。

（現状および背景）

市の少年補導員は、導入当初「母親のような目線」で青少年の健全育成を図ることに重点を置いてきた経緯から、現在は女性に限定されていないものの、現在でもほぼ女性のみで構成されている。

（改善方法）

内閣府の方針に従い、より幅広い年齢層・性別の少年補導員を募ることが望まれる。

②【意見】少年補導について、現在の非行の形態の多様化に合わせ、補導形態の見直しを行うことが望まれる。

（課題）

現在非行の形態は多様化し、インターネットやＳＮＳを利用したものが増加傾向となっており、市でも従来の補導では発見できないものが増加していることが想定されるが、従来のままの補導形態となっている。

（現状および背景）

従来の補導形態での補導のみ実施されており、少年補導人数自体は市では以下のとおり年々減少傾向にある。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
補導人数	1,498	1,069	637	467	587	353

しかしながら、最近は特にインターネットやＳＮＳを利用した連絡や情報交換が行われてきており、従前とは異なるパターンの非行が起こることも十分に想定されることから、補導の形態もそれらに対応することが必要と考える。

（改善方法）

市でも現在の非行形態の多様化に合わせて事業の委託等も含めて補導形態の見直しを行うことが望まれる。また、警察もサイバー補導を推進していることから兵庫県警察とのより一層の連携の強化が望まれる。

25　成人の日のつどい事業費（コード番号；３Ｙ１７）【83】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	当該事業は、新たに成人になった青年が一堂に会し、大人としての責任を自覚するとともに、将来に希望を持ち、たくましく成長する契機として実施している。式典の企画は、青少年で構成する企画委員会に委託しており、成人式が新成人のニーズや感覚と一致し、生涯心に残る式典となるよう努めている。
事業概要	成人の日のつどい（成人式）の実施
実施内容	1. 事業の企画・構成等 青少年で構成する企画委員会に委託して実施 2. 当日の運営 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団に委託して実施 3. 事業内容 ⑴ 実施日時　平成 31 年 1 月 14 日(月曜・祝日)　10 時 30 分～12 時 2 分（開場は午前 9 時 30 分から） ⑵ 実施場所　ベイコム総合体育館　メインアリーナ他 ⑶ 参加者数　約 2,600 人 ⑷ テーマ　～Restart～ ⑸ 事業内容　1 部式典と 2 部アトラクションで構成

②　事業成果の点検

目標指標	成人の日のつどい参加率（適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定）						単位	%
目標・実績	目標値	60	28 年度	62	29 年度	58	30 年度	60
事業成果	・平成 30 年度は新成人 4,313 人（平成 30 年 12 月 1 日時点）に対して参加者数が約 2,600 人（公園内滞留者含む。）、参加率は約 60%であり、目標水準に到達している。 ・当該事業は、新成人の人生の節目を祝福し励ますことや成人としての責任の自覚を促すことの他、新成人同士が旧交を温め、交流を深める場としても重要な役割を担っている。 ・事業の企画・立案にあたっては、主に 20 代の青年層で構成する企画委員会に委託しており、同委員会で 10 回以上会議を重ねる中で、プログラム内容の検討を行っている。このように青年自らが企							

	画・立案を行う企画委員会形式は、青少年の目線に立った事業企画が可能になる上、参加者意識も高まるなどのメリットがある。また、企画委員会での活動を通じて青少年同士の交流が生まれ、社会参加の場の確保にもつながっている。 ・事業課題としては、①式典当日、会場のベイコム総合体育館に入らず、記念公園内に滞留している新成人が依然として多いこと、②民法改正により令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられることへの対応の検討などが挙げられる。

③　事業費

		29年度決算	30年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費　A		3,027	3,022	3,080
人件費　B		5,091	4,246	5,048
合計　C（A+B）		8,118	7,268	8,128
Cの財源内訳	国庫・県支出金	－	－	－
	市債	－	－	－
	その他	－	－	－
	一般財源	8,118	7,268	8,128

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 事業の費用対効果は検証されているか。	―	―
② 事業目的に合致した目標指標が設定されているか。	―	○
③ 利用者の意見等は反映される仕組みとなっているか。	―	○

（３）監査の結論

【意見】式典参加者および公園滞留者へアンケートを実施する等により幅広く新成人の意見を取り入れることが望まれる。

（課題）

成人の日のつどいの式典参加者が約1,300人、公園内滞留者が約1,300人と会場周辺まで足を運んだ新成人のうち式典へ参加したものは約半数にとどまっている。

（現状および背景）

現在、成人の日のつどいの式典の開催スタッフやボランティア参加者からは式典に関するアンケートを実施していること、および成人の日のつどいの企画委員会に新成人を含んでいることから、新成人の意見は取り入れられているとの見解により式典参加者や公園滞留者へのアンケートは実施されていない。

（改善方法）

式典の開催スタッフやボランティア参加者からは式典に関するアンケートを実施していること、成人の日のつどいの企画委員会に新成人を含んでいることから、一定程度の新成人の意見は取り入れられていると考えられるが、式典参加者は会場周辺まで足を運んだ新成人のうち約半数にとどまっている。そのため、式典開催後にアンケートへの記入を求める等幅広く新成人の意見を取り入れ、式典参加者率の増加を図ることが望まれる。

26　青少年団体活動事業費（コード番号；Ｒ０１Ｃ）【96】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	本市における青少年活動の活性化を図るため、青少年団体の指導者に対して支援するほか、青少年団体の育成を図る。
事業概要	青少年スポーツ指導者に係る謝礼金及び指導者災害保険料の支出
実施内容	1.青少年スポーツ指導者経費事業 スポーツ少年団から推薦された指導者のうち、年間を通じて延べ40 回、80 時間以上の指導を行った指導者に対して謝礼金を支給する。 （平成 30 年度支給人数）166 人 2.指導者災害保険事業 青少年団体の指導者が加入する災害保険料を負担する。 ⑴　スポーツ少年団指導者：350 人 ⑵　子ども会指導者：241 人

②　事業成果の点検

目標指標	スポーツ少年団の構成員数（団員＋指導者）（適切な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定）					単位	回
目標・実績	目標値	1,500	28 年度	1,437	29 年度	1,486	30 年度	1,454
事業成果	・平成 30 年度におけるスポーツ少年団の構成員数は 1,454 人となっており、目標水準に概ね到達している。（達成率 96.9%） ・青少年団体の指導者を支援することで、市内青少年団体活動の活性化につながることが期待されることから、今後も青少年団体やグループの裾野が広がるような支援を行い、青少年団体・グループの活性化を図る。						

③　事業費

		29 年度決算	30 年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費　A		2,131	2,041	2,282
人件費　B		1,432	996	975
合計　C（A+B）		3,563	3,037	3,257
C の	国庫・県支出金	―	―	―
	市債	―	―	―

財源内訳	その他	2,131	2,041	2,282
	一般財源	1,432	996	975

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 事業の費用対効果は検証されているか。	―	―
② 事業目的に合致した目標指標が設定されているか。	―	○
③ 利用者の意見等は反映される仕組みとなっているか。	―	―

（３）監査の結論

【意見】活動指標である「スポーツ少年団の構成員数（団員＋指導者）」について、より活動実態を表すと考えられる「スポーツ少年団の構成員数（団員）」にすることが望まれる。

（課題）

本件活動指標としているスポーツ少年団の構成員数は 1,454 人であるが、団員数 1,104 人、指導者数 350 人と指導者数が団員数に対して多いため、活動実態をより適切に表す指標を設定することが望まれる。

（現状および背景）

適切な成果指標の設定は困難なため活動指標として「スポーツ少年団の構成員数（団員＋指導者）」を設定している。

（改善方法）

本件活動指標であるスポーツ少年団の構成員数は 1,454 人であるが、団員数 1,104 人、指導者数 350 人と指導者数が団員数に対して多い。

本件事業の本来の目的は、青少年の活動を図ることであるため、青少年の活動の指導体制の充実を図るという面では指導者数を活動指標に含めることも考えられるが、実際に活動が活性化された青少年数である団員数を活動指標とすることがより望ましい。

27　青少年健全育成基金積立金（コード番号；Ｒ２１Ａ）【98】

（１）事業説明

①　事業目的・事業概要・実施内容

事業目的	本市における青少年団体による地域活動を推奨し、青少年の指導体制を充実することにより、青少年の健全な育成を図るため、尼崎市青少年健全育成基金を設置しており、寄付金等の積み立てを行う。
事業概要	青少年健全育成に係る事業を推進するため、寄付金などを尼崎市青少年健全育成基金へ積み立てる。
実施内容	本市における青少年団体による地域活動を推奨し、青少年の指導体制を充実することにより、青少年の健全な育成を図るため、尼崎市青少年健全育成基金条例に基づき尼崎市青少年健全育成基金を設置しており、寄付金等の積み立てを行っている。

②　事業費

		29 年度決算	30 年度決算	(参考)令和元年度予算
事業費　A		7,213	6,755	9,248
人件費　B		－	－	－
合計　C（A+B）		7,213	6,755	9,248
Cの財源内訳	国庫・県支出金	－	－	－
	市債	－	－	－
	その他	7,213	6,755	9,248
	一般財源	－	－	－

（２）監査実施内容と結論の概要

着眼点	監査の結論	
	指摘	意見
① 基金の存続に懸念はないか。	―	○

（３）監査の結論

【意見】基金額の減少への対策を講じることが望まれる。

（課題）

市の外郭団体であった尼崎市土地開発公社への貸付の取扱いをやめたことにより運用利回りが低下し、平成 28 年度以降基金への積立額が取崩額を下回り基

金残高が減少し続けている。

（現状および背景）

安定した利回りの供給源であった市の外郭団体であった尼崎市土地開発公社への貸付の取扱いをやめたことにより運用利回りが低下したことが要因である。

（改善方法）

基金残高が減少すると、当基金を財源とした事業の存続が将来的に困難となることが考えられることから、当基金の運用や補填について対策を講じることが望まれる。